

(仮称) 千葉県こども計画

(令和7年度～令和11年度)

【具体的施策(素案)】

計画本文、図・表やデータ(数値)等は、今後の策定作業の中で変更があります。

令和6年9月10日現在

千葉県

目 次

全てのこども・若者を支える

- 1 **こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有**
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有・・・・・・・・・・ 1
- 2 **自分らしく生き抜く力の育成**
社会を生き抜く力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
創造的な未来を切り開くこども・若者の応援・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
多様性を尊重する社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
「こどもまんなかまちづくり」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 **こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**
健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ 21
こどもの健康の保持増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 **こどもの貧困対策**
こどもの貧困対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5 **障害のあるこどもや若者への支援**
障害のあるこどもの療育支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 6 **児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援**
児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援・・・・・・・・・・ 45
ヤングケアラーへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 7 **こども・若者の安全・安心の確保**
総合的な自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境
整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
こども・若者の性犯罪・性暴力対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備・・・・・・・・ 61

ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	66
妊娠・出産・子育て環境の整備	69

2 学童期・思春期

こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	73
青少年の健全育成	86
居場所づくり	90
心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	95
社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	98
いじめ防止対策の推進	103
不登校のこどもへの支援	105
校則の見直し	107
ハラスメント等の防止	108
高校中退の予防、高校中退後の支援	110

3 青年期

高等教育の充実と修学支援	112
若者の経済的自立と就労支援	115
結婚の希望をかなえるための支援	119
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	120

社会全体で子育てを支える

社会全体で子育てを支える体制づくり	124
共育での推進	128
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	131
ひとり親家庭等への自立支援の促進	135

【現状と課題】

- ・令和5年12月に、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、こどもの人権について、こどもの権利条約の趣旨を踏まえた基本的な考え方が示された
- ・こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である
- ・全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本県においても、この基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められる

1 こども・若者の権利に関する普及啓発

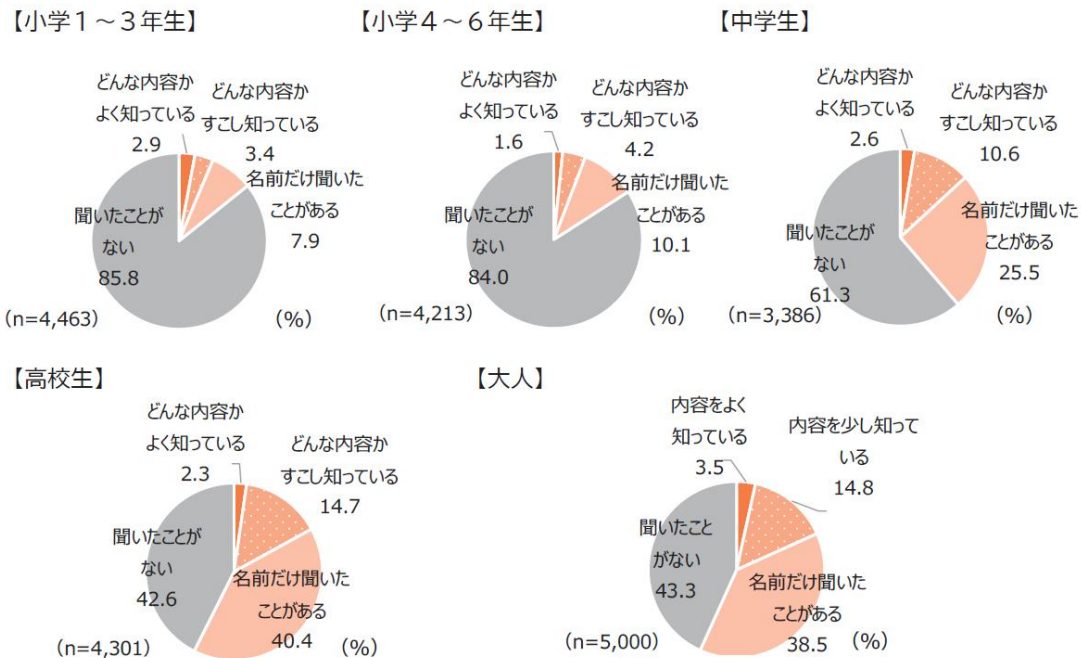
- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者本人はもちろん、子育て当事者、教育・保育に携わる関係者に正しく理解していただくための教育・啓発が重要
- ・こども・若者と日常的な関わりの少ない方を含めた社会全体において、こども・若者の権利について基本的な考え方を共有することにより、円滑で効果的なこども施策の実施が可能となる
- ・こども若者がその権利を侵害された場合に、速やかにその状態に気づき相談ができるよう、人権に関する教育・啓発と相談機関の周知をさらに進める必要がある

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

- ・こども・若者が、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくためには、自らのことについて意見を形成し表明することが必要であり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが求められる
- ・こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることが重要
- ・特にこども施策の実施等にあたっては、こども基本法において、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるように努めることとされている
- ・本県においても、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要がある

(関連データ)

こども基本法の認知度



資料：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究報告書」（令和6年3月）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもが基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

教職員に研修を行い、「子どもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「子どもの権利」が侵害されることがないように指導力を育成します。

・県民の人権課題に対する理解と認識を深め、人権教育の充実を図ります。

社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。

県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

こども・若者が意見を表明する機会を作るために、こども・若者に対して、アンケートやヒアリング等を実施します。

こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、周知します。

こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保します。

【現状と課題】

- ・現在、日本のこどもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われている
- ・家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、こどもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いている
- ・IoTやAIなど技術革新の進展が社会や生活を大きく変えていく Society5.0 時代が到来しつつある中で、グローバル化の進展や少子・高齢社会への移行による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な状況となっている
- ・こうした不透明な時代において、全てのこどもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせるとともに、自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要

1 体験活動の充実

- ・全てのこどもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、五感を通して学ぶ体験活動の機会の充実により、豊かな情操を育むことが重要
- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、中でも幼児期に自然とふれあうことは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上で非常に重要
- ・近年は、こどもが自然との関わりを始め、地域の文化に触れたり異年齢のこどもと遊んだりする直接的・具体的な体験が不足していると言われている
- ・こどもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でも重要であり、県民の森のように、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められている
- ・里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有しているが、人口減少や高齢化の進展により、里山や森林の荒廃が進み、都市では貴重な樹林地が減少し、こどもが体験できる自然が少なくなっている
- ・都市と農山漁村の交流のしくみづくりや地域づくりの一環として、多様な人々が参加した里山や森林等を含む緑の再生活動や再生した緑を地域資源として活用する取り組みが重要

2 社会貢献活動の推進

- ・各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要・生涯学習社会の進展、価値観やライフスタイルの多様化にともない、県民参加・協働型活動をより活性化する必要がある

- ・こども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要
- ・社会的な課題を解決することを目的としたボランティア活動に、こども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、こども・若者のボランティア活動や社会貢献活動を推進する取組が求められる

3 こどもの読書活動の推進

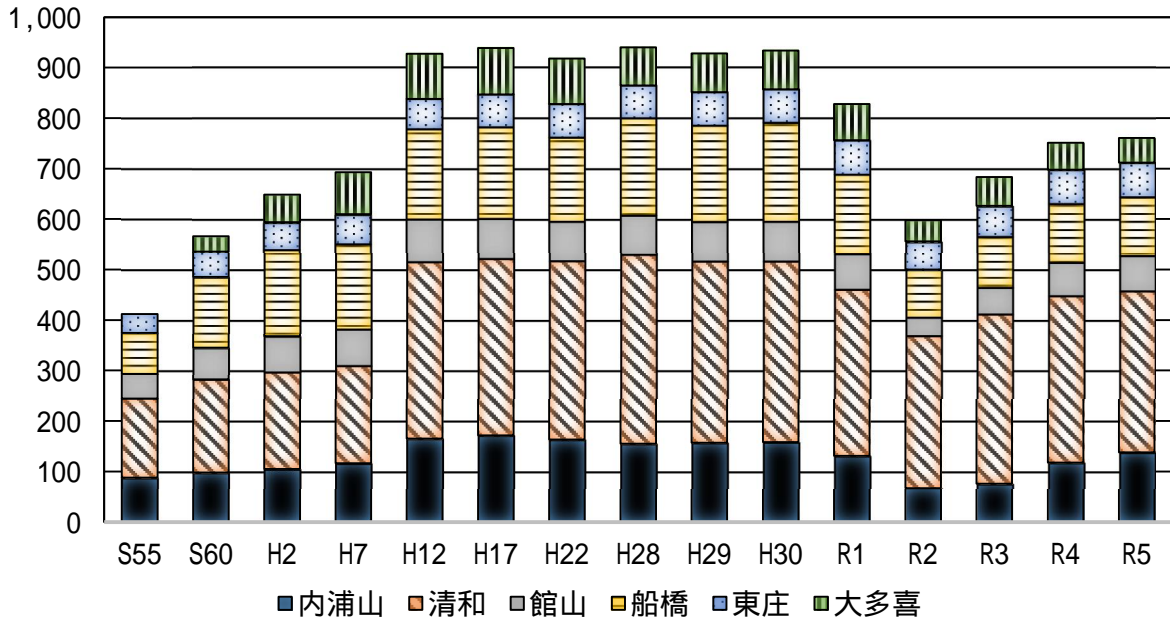
- ・こどもの読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである
- ・こどもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、こどもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要
- ・こどもの年齢が上がるにつれ、読書への関心が下がるため、発達段階に応じた課題を分析し、策を講じながら社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組の推進に努める必要がある

4 生活習慣の形成・定着

- ・平成 17 年 6 月に制定された食育基本法に基づき、令和 4 年 3 月に第 4 次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進
- ・依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題がある
- ・これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要
- ・全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深める必要がある

(関連データ)

県民の森利用者数(千人)

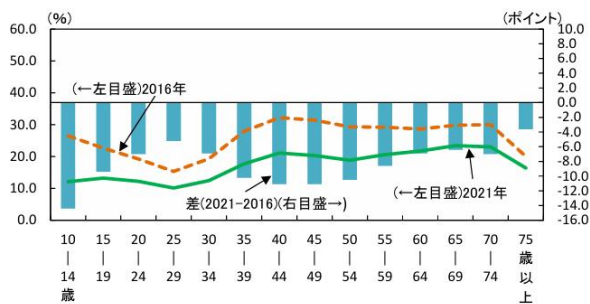


資料：千葉県森林課「千葉県森林・林業統計書」(令和5年度)

表2-2 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率(2016年、2021年)

	2016年 (%)	2021年 (%)	増減 (ポイント)
10～14歳	26.5	12.1	-14.4
15～19歳	22.6	13.2	-9.4
20～24歳	19.2	12.2	-7.0
25～29歳	15.3	10.1	-5.2
30～34歳	19.3	12.4	-6.9
35～39歳	27.9	17.7	-10.2
40～44歳	32.2	21.1	-11.1
45～49歳	31.4	20.3	-11.1
50～54歳	29.3	18.8	-10.5
55～59歳	29.2	20.6	-8.6
60～64歳	28.6	21.7	-6.9
65～69歳	29.8	23.4	-6.4
70～74歳	30.0	23.0	-7.0
75歳以上	20.0	16.4	-3.6

図2-2 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率(2016年、2021年)



資料：総務省「社会生活基本調査」(令和3年度)

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 体験活動の充実

- ・こどもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情操や人間性を培うために、自然や文化芸術にふれあう機会の確保に努めます

千葉県豊かな自然環境を活かした自然環境保育を実施する団体を応援します。

こどもたちが体験の中から地域の文化を学べるような機会をつくります。

里山の保全や森林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

里山や森林の利活用について普及啓発を行います。

緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にすることを育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。

自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。

県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。

県民の森指定管理者との連絡調整を密にし、効率的に施設の維持管理を行います。

県立美術館・博物館では、展示及び教育普及事業の実施を通じて、郷土の自然や文化の魅力を再認識できるような機会をつくります。

次代を担うこどもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。

青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進を通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。

2 社会貢献活動の推進

学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。

県民が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習や、学び直しの機会の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。

こどもたちが、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、こども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。

ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。

善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

3 こどもの読書活動の推進

・社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組

家庭における発達段階に応じた取組として、県内の図書館司書がおすすめる本を紹介した「こどもの読書活動啓発リーフレットの配布を行います。乳幼児版と小学生版の2種類を作成し、ブックスタート・セカンドブック事業にあわせて配布できるようにします。発達の早い段階から読書に親しむ機会を増やし、生涯を通じて読書活動に取り組む習慣作りを推進します。

・読書環境の整備と連携体制の構築

ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前のこどもを対象としたセカンドブック事業を推進します。

こども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催します。

4 生活習慣の形成・定着

「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。

栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。

県内小・中学校の学校給食で県産水産物を提供し、魚食普及を通じた食育を推進します。

各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。

【現状と課題】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

- ・若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めており、そうした若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められる
- ・子供たちが世界への視野を広げ、外国語を使っでのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的に「千葉県外国語教育推進計画」を策定し、研修等を実施してきた
- ・生徒の英語力については、英語教育実施状況調査において調査してきたが、中学生・高校生の英語力は向上してきているものの、県の目標値である、求められる英語力を有する生徒の割合60.0%は達成できていない
- ・今後も、研修を通して英語教師の授業改善を進め、外国人指導助手（ALT）等の人材配置の充実に努めることで、児童生徒の英語力向上を図る
- ・(独)JETRO・アジア経済研究所と連携し、同研究所に研修で来日しているアジア・アフリカ各国の行政官を、県内の高校に派遣し、自国の文化等について特別講義（使用言語：英語）を行う「幕張アジアアカデミー『アジア総合学科』」事業を平成13年度から実施している
- ・高校生を対象とした対面形式の事業であり、コロナ禍においては研修生の来日が無く、事業を実施できなかった（現在は解消済み）

2 SDGsの考え方の理解促進

- ・社会経済のグローバル化により、人、物、情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている
- ・気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行っている
- ・**環境保全活動への参加状況**
- ・気候変動や生物多様性、3Rやバイオマスなど、環境保全に関する各種講演やセミナーを実施している
- ・県内各地で、海岸・湖沼・河川の清掃活動や、里山の保全活動、希少生物の保護活動など、様々なボランティア活動が行われている
- ・「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況」の年代別の回答（関連データ参照）を見ると、実際に「参加したことがある」人の割合が、20代では令和4年度以降上昇傾向にあるものの、全体的に比較的若い年代で低い傾向が見られる

- ・これまで環境学習等(「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」の総称)を担ってきた人材の高齢化や、SDGsなどの環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの千葉県の環境学習等を牽引するリーダーや、各主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーター等の役割を担うことができる新しい視点を持った若手人材の育成が必要となる
- ・日常生活における環境配慮行動
 - ・「節電を心掛ける」、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「買物にはマイバッグを持参する」、「エコドライブを心掛ける」等、普段の生活の中でも、環境保全のためにできることはたくさんある
 - ・「日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合」の年代別の回答(関連データ参照)を見ると、約8割の高い水準で推移しているものの、30代以下の若年層に、「配慮している」と答えた人の割合が低い傾向が見られることから、若年層の関心を喚起し、意識・行動を変えていく必要がある

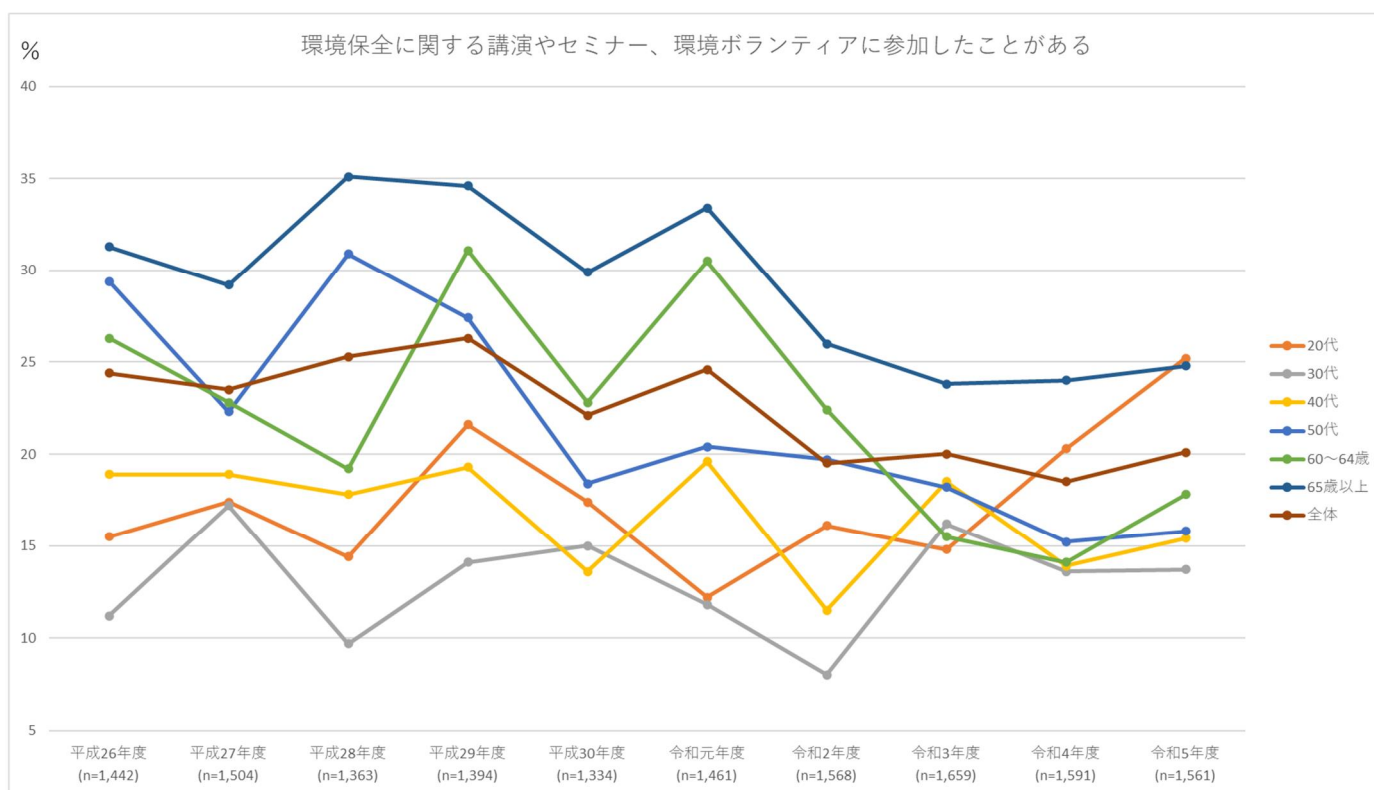
3 世界を舞台に活躍する能力の育成

- ・社会経済のグローバル化の一層の進展が見込まれる中、子どもたちが自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成していくことが重要
- ・「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、グローバル体験事業、留学フェア、台湾への生徒・教職員派遣等を実施している
- ・各県立学校に国際教育交流の取組を推進
- ・姉妹校交流や海外留学に関する支援を充実させ、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指す
- ・これからの厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる若手起業家の育成に向けた支援を推進していく必要がある
- ・若手起業家の育成に向けた支援を推進するためには、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められる
- ・科学の甲子園ジュニアは、中学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取り組みであり、平成23年度に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が創設し、全国の科学好きな中学生が集い、競い合い、活躍できる場を構築し、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指している
(科学の甲子園は、科学の甲子園ジュニアの高等学校版となる)
- ・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)は、国際的な科学技術系人材の育成を目指し、理数教育に重点を置いた研究開発を行うため、文部科学省が平成14年度から行っている事業で、県では、理数系教育の発展を目指し、積極的に推進している
- ・SSHによる先進的な理数教育の実践を行うとともに、SSHを核とした学校間・学校種を越えたネットワーク体制の構築を図り、児童生徒の科学に対する興味関心を高める取組を充実させている

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

- ・ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援するため、スポーツの実施により若者の新たな挑戦の応援に取り組んでいる
- ・ 令和5年度は、若者（少年種別）の活躍により目標を達成できたが、その背景に、中学校年代からのジュニア層を育てる取り組みがある
- ・ 今後は、少子化が一段と進む中での競技人口の確保と部活動地域移行が進められる中でのスポーツに携わる時間の確保について検討していかなければならないと考えている

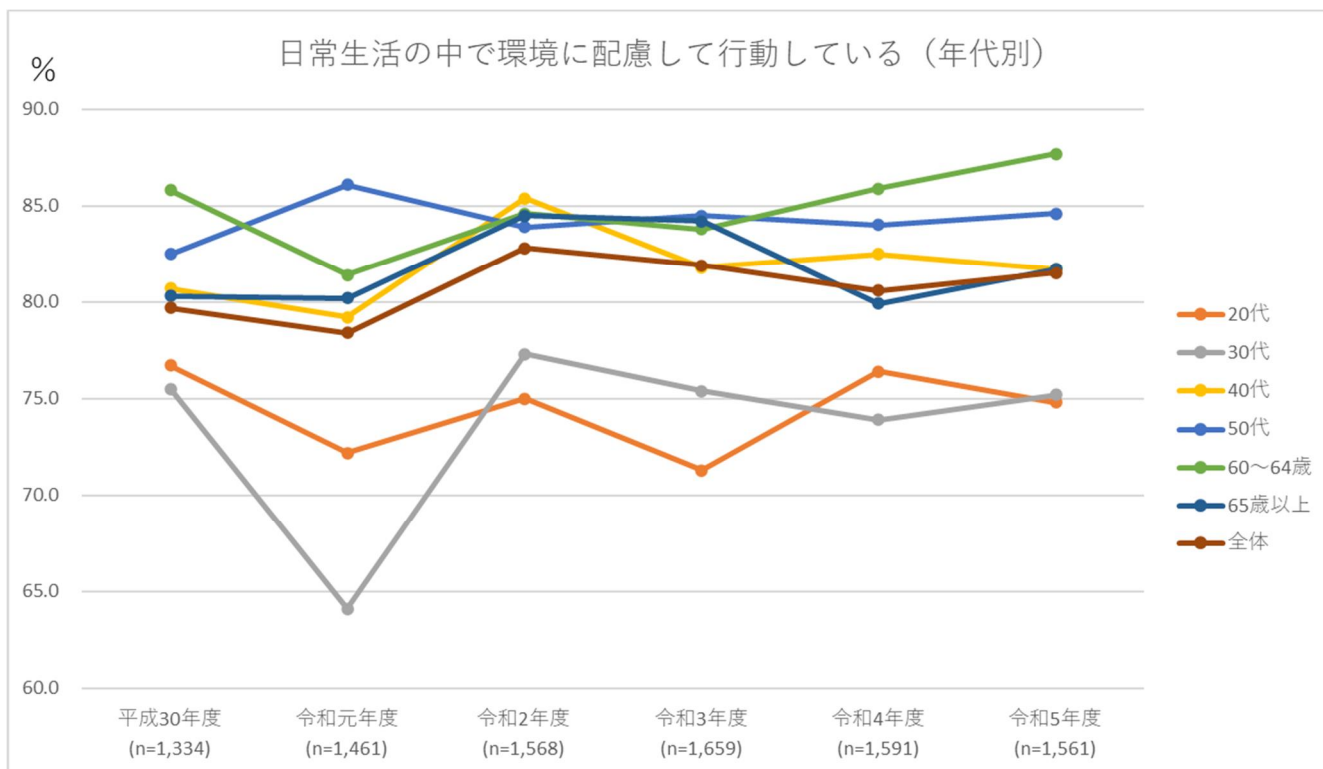
(関連データ)



資料：千葉県「県政に関する世論調査」より

「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティア活動への参加状況」

(関連データ)



資料：千葉県「県政に関する世論調査」より

「環境に配慮した行動」

(関連データ)「幕張アジアアカデミー『アジア総合学科』」事業実施実績 (過去5年)

年度	派遣研修生数	派遣高校数
R5	9人	3校
R4	未実施	
R3	未実施	
R2	未実施	
R1	16人	9校

平成13年からの延べ研修生309人を県内126校に派遣

(関連データ)

資料：国際課調べ

科学の甲子園ジュニア千葉県大会

参加チーム数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
チーム数	38	29	27	35	32	30	31	中止

年度	R3	R4	R5	R6
チーム数	8	15	25	33

科学の甲子園千葉県大会

参加チーム数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
チーム数	29	27	24	25	27	15	14	16	26	未定

スーパーサイエンスハイスクール

- 令和3年度～令和7年度指定校 県立長生高等学校（3期目）
 令和4年度～令和8年度指定校 県立木更津高等学校（2期目）
 令和6年度～令和10年度指定校 県立船橋高等学校（4期目）
 県立佐倉高等学校（3期目）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

・郷土や国の伝統文化等について学ぶ教育の推進

次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性を育むため、子ども・若者が文化芸術活動や伝統文化を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。

歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。

・次世代芸術家の応援

若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

・国際交流を実施している県立学校の割合の増加

ホームページや広報紙を利用して交流の様子を紹介します。

他国から交流の依頼等あった際には、未実施の学校に受入を依頼するなどして実施校を増やします。

アジア経済研究所と連携しながら講義を実施し、県内高校生のアジア・アフリカ各国に対する理解を深めるとともに、国際交流を推進します。

・生徒の英語力向上

英語科教員の英語力・指導力の向上のための研修を実施します。

ICTの効果的な活用を促す研修を実施します。

・小中高を通じた英語教育の実践

英語教育拠点校（高校）を中心に近隣小中学校へ授業公開を行い、交流を図ります。

2 SDGsの考え方の理解促進

・人材の育成と活用 学校や地域における指導者等の育成

学校や地域における環境学習等の指導者としての力を備えた人材を育成するため、教職員等を対象に、SDGsやESDの視点を取り入れた研修を実施します。

環境学習等を実践する多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターとしての力を備えた人材を発掘・育成するため、NPO等とも連携し、環境学習等に携わる人材の交流や研修の機会を提供します。

・人材の育成と活用 次代を担う若手人材の育成

地域の自然や文化、産業等の資源を活かし、多様な主体を巻き込みながら、環境学習等を実践できるSDGsの視点を持った若手人材の発掘・育成を進めます。

・参加の場と機会の提供 イベント等の実施を通じた参加機会の充実

持続可能な社会の構築に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する人づくりを進めていくため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実に努めます。

・ESD教育を推進します。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援します。

千葉県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行います。

3 世界を舞台に活躍する能力の育成

将来の千葉県の産業を担う意欲的な小中学生を対象とした早期教育の機会として、起業体験のイベントを開催します。「会社の仕組みを学ぶ」とともに「企業との仕事(B to B)を生体験」することで、受講した小中学生の将来の職業選択候補に「起業」が加わるようにします。

若い世代の起業家育成を目的とし、起業に興味がある県内在住・在学の高校生・大学生・高専生等を主な対象として、ビジネスプランを立案するためのワークショップを開催します。

「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、ビジネスプランコンペディションを開催するとともに、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、県内での起業を促進します。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

ジュニア選手・拠点強化支援（地区別練習会や中央拠点練習会など）

強化型別支援（重点強化・少女強化・拠点強化）

その他の支援（トップコーチの招聘・特殊事業開催支援・指導者養成支援）

ちばジュニア強化選手の指定

【現状と課題】

- ・私たちの社会には年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在する
- ・人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある
- ・県は、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定し、令和6年1月1日に施行した

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

- ・人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であり、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景、性的指向及び性自認等にかかわらず、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われているが、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、更なる啓発が求められている
- ・性的マイノリティの人々は、性的マイノリティであることを理由に、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、偏見や差別により苦しんでいる
- ・令和5年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性に関する全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち、84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち、81.6%の人がそれぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかい」を受けたと回答しており、大人になってからも高い割合で同様の経験があったことを回答している
- ・千葉県で学び育つ幼児児童生徒が、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人が、互いの個性を尊重することを目指し、交流及び共同学習を推進してきた
- ・共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に向け、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進していく

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

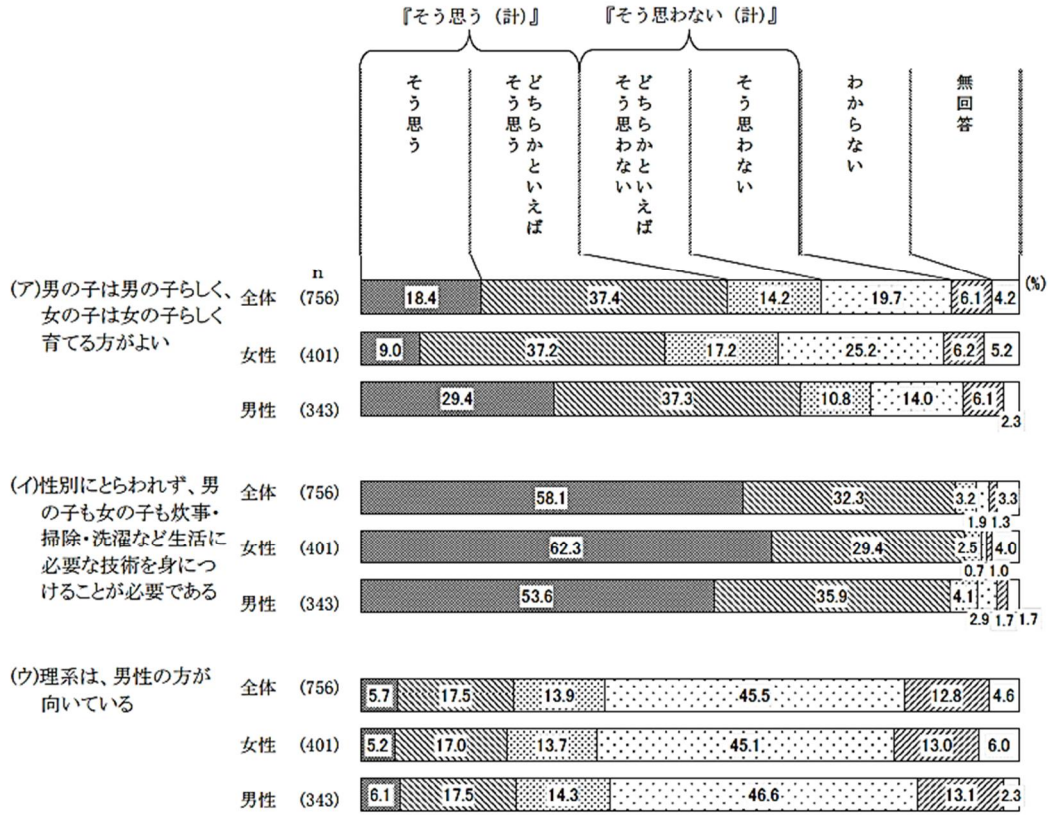
- ・男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられる
- ・このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、こども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

- ・外国人県民は、言語、文化、習慣等の違いから、日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、孤立してしまうケースがある
- ・県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナー等の取組を実施している
- ・多文化共生についての理解等に関する啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要がある
- ・近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが必要

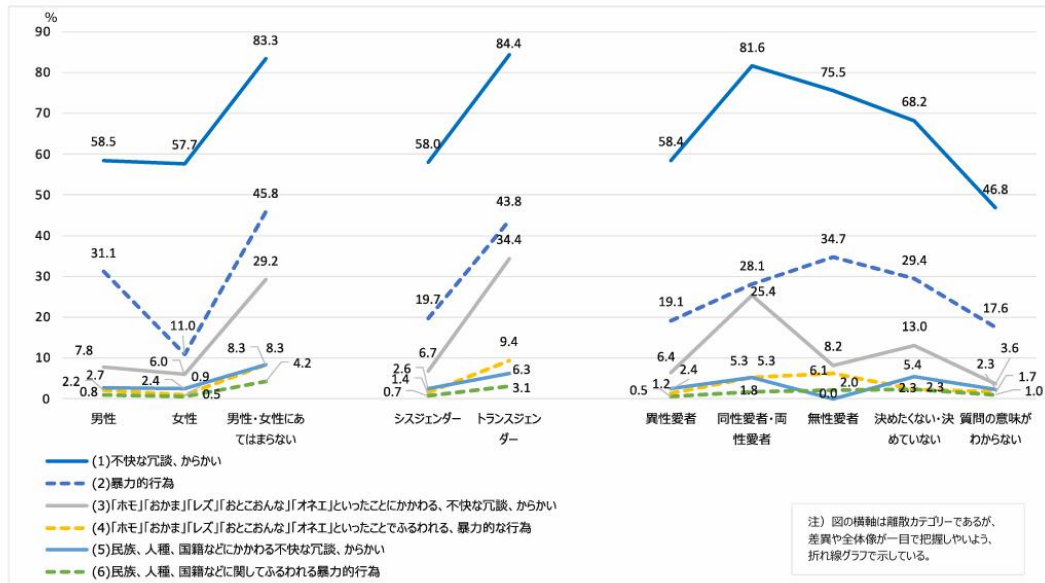
(関連データ)

子どもの教育における男女共同参画についての意識【千葉県】



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

図表 18 小学校から高校時代に不快な冗談・からかい、暴力的行為を受けた経験（性自認別、シス・トランス別、性的指向アイデンティティ別） [n=5,339]



資料：「性的指向と性自認の人口学 - 全国無作為抽出調査の実施」研究チーム「家族と性と多様性にかんする全国アンケート結果概要」（令和5年）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発し、広く県全体に浸透を図ります。

子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

教職員対象の研修会等を通して、「子どもの権利ノート」を児童生徒の発達段階や用途に合わせて活用し、「子どもの権利条約」について理解を深めさせるための指導力の向上を図ります。

教職員対象の研修会等を通して、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認等といった様々な違いを理解し、差別や偏見の防止に努めることへの指導力や対応力を育成します。

教職員対象の研修会等を通して、同和地区についての理解を深め、部落差別解消のための指導力や啓発促進への対応力を育成します。

県内のLGBTQの当事者等が抱えている不安や悩み等について、相談員が対応する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

・ICTを活用した障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習の実施にあたり、ICTを活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されることなく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようにします。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

県民の男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行います。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

国籍・言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会の実現に向けて、県民の相互理解の促進を図るためのセミナーの開催や、地域日本語教育の推進、外国人県民向けの相談窓口の設置、外国語による情報提供及び外国籍の子供の日本語学習等の

支援を行います。

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

日本語指導担当者、関係団体等を対象とした協議会を実施し、大学教授の講話や県立の拠点校・先進自治体等の取組発表等を通じて、日本語指導技術や課題に対する情報交換を行います。

【現状と課題】

- ・ こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進することが重要である
- ・ 県が実施した意見調査において、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見が出るなど、子育てバリアフリーの推進を求められている
- ・ バリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、こどもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要
- ・ **人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進**
 - ・ 高齢者や障害のある人等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく「福祉のまちづくり」の推進により、誰もが安全で快適に利用できる公益的施設の環境整備を促進
- ・ **自然や景観の次世代への承継**
 - ・ こどもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要がある

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
 各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。

・ **バリアフリー化等の取組に対して支援します。**

歩道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。

安全な通学路の整備を推進します。

・ **人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進**

千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付します。

・ **自然環境・景観の保全・再生を推進します。**

水辺空間の保全、再生を推進します。

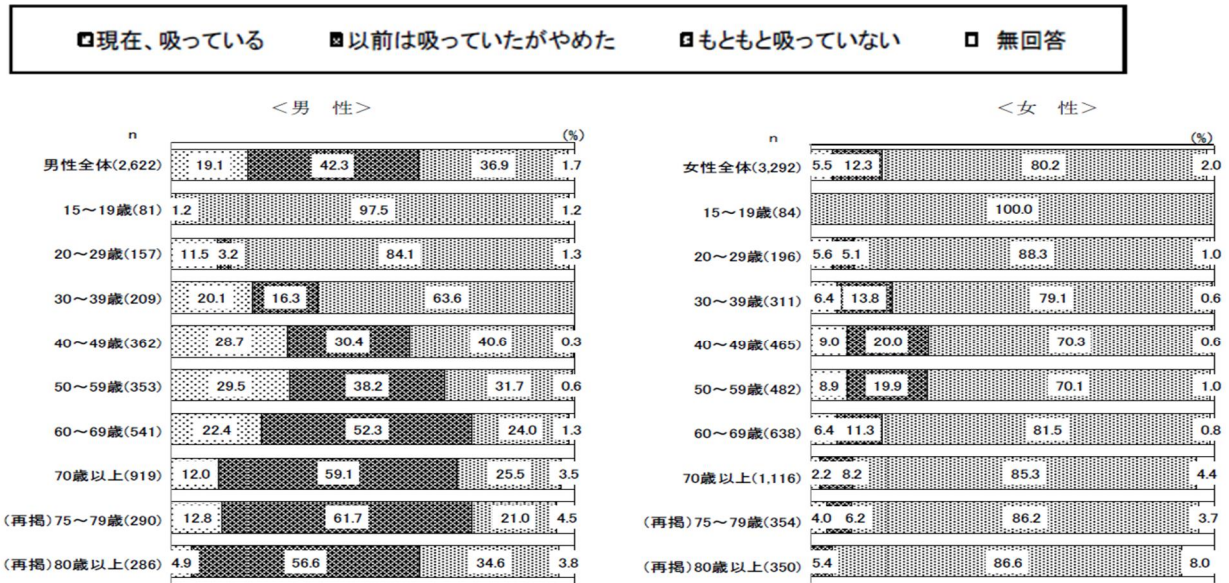
景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。

【現状と課題】

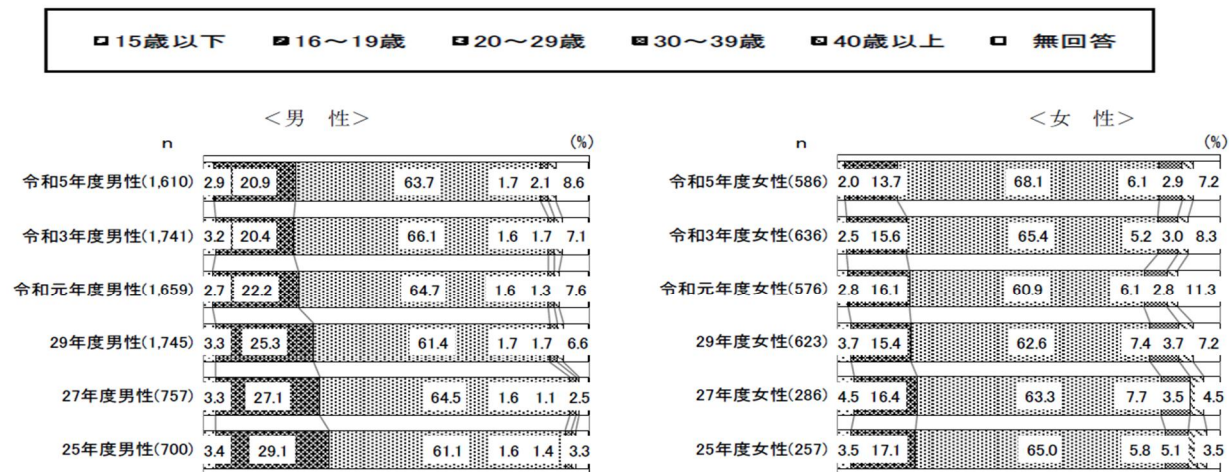
- ・若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供する必要がある
- ・たばこの消費量は近年減少傾向にあるが、過去のたばこ消費量による長期的な健康影響と急速な高齢化により、たばこ関連疾患による死亡数が年々増加している
- ・喫煙は、がん、循環器病（脳卒中、虚血性心疾患）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病に共通した主要なリスク要因であることから、受動喫煙防止対策と併せ若い世代からたばこによる健康被害の普及啓発が必要となる
- ・性感染症患者の低年齢化は、子どもの健全な育成にとって無視できない問題であり、子どもに対して性や健康に関する知識の普及・啓発を図ることが必要
- ・厚生労働省エイズ発生動向調査による報告(令和4年3月15日)では、2021年(令和3年)のHIV/AIDS報告数(速報値)はHIV感染者・AIDS患者合わせて1,023人(平均すると「1日あたり約3人」)が新たに報告された
- ・2020年までの累計数(速報値)では、全国では32,480人(うちAIDS患者9,991人)で、千葉県は1,518人(うちAIDS患者598人)となっており、東京都・大阪府・神奈川県・愛知県に次いで第5位に位置している
- ・HIV感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要がある
- ・エイズに関する指導については、学習指導要領に基づき、中学校において、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて指導している
- ・高等学校においては、エイズの原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導している
- ・県教育委員会では、児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすため、リーフレットを作成してホームページで提供し、授業での活用を呼びかけている
- ・今後とも、保健所や医師会等、関係機関との連携を密にするとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校におけるエイズ教育のより一層の充実に努める必要がある

(関連データ)

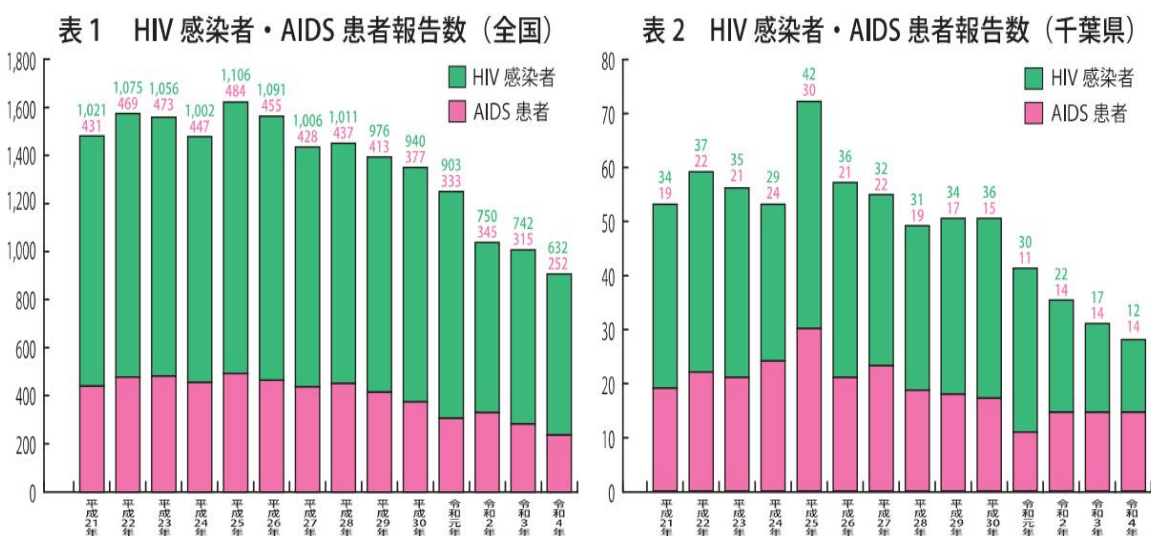
喫煙状況(性・年齢別) 15~19歳含む



たばこを吸い始めた年齢(過去の調査との比較・性別)



資料: 令和5年度生活習慣に関するアンケート調査(千葉県)



資料：千葉県健康福祉部疾病対策課「stopaids No92」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産などライフデザインの形成支援

- ・ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

- ・20歳未満の者の喫煙防止

保育園・幼稚園・学校等を協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するための教材提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。

生活習慣病（NCDs）予防や、がん予防に関する推し等、様々な機会を通じて、20歳未満の者やその家族への喫煙防止の啓発を実施します。

- ・学校教育におけるエイズ教育の推進と充実を図る事業の実施

「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。

「世界エイズデー」の広報活動として、「夢気球」に取組の紹介をします。

文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される世界エイズデーポスターコンクールの実施について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。

【現状と課題】

- ・小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから多くの軽症者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されている
- ・全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の115.1（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第47位の93.6（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっている
- ・食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要であり、乳幼児期や少年期のむし歯は減少傾向にあるが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられる
- ・むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要がある

（関連データ）

【検討中】

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 小児医療体制の充実

- ・子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。
子どもの病気について、保護者へ情報提供をするとともに、小児救急電話相談事業（#8000）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ・小児医療体制の充実を図ります。
小児科医等が夜間・休日に小児救急患者を受け入れる小児初期救急医療センターに対し助成します。
二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる運営費に対し助成します。

広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児医療拠点病院運営事業を実施します。

原則として診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施します。

千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）15箇所において小児の三次救急医療を実施します。

・小児医療協議会において小児医療体制に対する協議を実施します。

小児医療体制の整備や、千葉県保健医療計画の評価等について小児医療関係者と協議を行います。

・歯・口腔の健康づくりを進めます。

生涯を通じて歯科疾患を予防するため、乳幼児から高齢期までライフステージを通じて、ライフコースアプローチに基づく、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します

・健康等情報のデジタル化

【検討中】

【現状と課題】

- ・各保健所では、小児慢性特定疾病医療費助成申請の機会などを通じて、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の療養生活に関する相談・指導・助言等を行っている
- ・小児慢性特定疾病児童等及びその家族が必要な医療や支援を確実に、かつ、切れ目なく受けられるように、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図りながら支援を行っていくことが重要
- ・定期予防接種は、各市町村が契約している医療機関で行われているが、対象者の中には居住市町村以外のかかりつけ医である等、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方がいる
- ・また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことが原因で、予防接種実施要領により定められた接種時期での接種機会を逃してしまう場合がある
- ・アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがあるが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にある
- ・アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけでなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼす
- ・突然の症状悪化により緊急対応を要する事例もあることから、アレルギー疾患のあるこどもやその保護者が、安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要がある
- ・慢性疾病・難病を抱えている児童・家族については、長期にわたり療養を必要としていることから医療費の負担が大きくなっている。
- ・小児・AYA世代のがんについては、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から学童期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これらの世代のがんには、成人のがんとは異なる対策が求められる
- ・国においては、こどもホスピスに関する調査研究を行い、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める方針を示している

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

各保健所において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。

小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律(自立)支援を進めていきます。

子どもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会を逃した子どもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。

アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めます。

アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います。

治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図ります。

千葉県小児がん診療医療機関実態調査を継続的に実施し、調査結果の公表により、県内の小児がん診療体制に関する情報を提供するとともに、子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 ちばがんナビ」や千葉県ホームページに掲載し周知に努めます。

小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催します。

将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成します。

また、千葉大学医学部附属病院に「千葉県がん・生殖医療相談支援センター」を設置し、患者や医療機関等からの相談にワンストップで応じるとともに、妊孕性温存療法に関する普及啓発、医療機関間の連携促進を図ります。

20歳から39歳までの末期がん患者が在宅療養するうえで必要な訪問介護サービス、福祉用具購入・貸与の利用料について、患者の一部自己負担分を除き、県と市でその費用を負担し、患者およびその家族の負担の軽減を図る「千葉県若年がん患者在宅療養支援事業」を令和5年度から開始しました。

関係団体と連携し、市町村における助成制度創設が更に促進されるよう働きかけを行っていきます。

こどもホスピスについては、国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

【現状と課題】

1 趣旨

令和4年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の結果によると、令和3年の我が国のこどもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。

貧困によりこどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや、こどもが多様な体験の機会を得られないことなど、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

2 こどもの貧困に係る本県の現状（「千葉県こどもの生活実態調査¹」より）

令和6年度に県が実施した「千葉県こどもの生活実態調査」の分析結果によれば、県内において低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭（困窮層及び周辺層）の割合は**.*%であり、令和元年度に実施した『千葉県子どもの生活実態調査』（以下「令和元年度調査」という。）の結果と比較して、*. *ポイント改善しています。

一方、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた家庭は**.*%あり、さらに令和6年時点でもその影響が続いている家庭は**.*%と、依然として新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けている家庭があります。

また、こどもの自己肯定感、健康状態、抑うつ状態は、全てにおいて一般層に比べて困窮層が著しく低い状態にあり、貧困がこどもに与える影響は、依然として深刻な状況にあります。

項目別の分析

（1）生活を取り巻く状況

経済的な理由で公共料金や家賃を払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、**.*%で、令和元年度調査(12.4%)に比べ*. *ポイント悪化しています。

特に、家族が必要とする食料を買えなかった経験があった家庭は、**.*%で、令和元年度調査(**.*%)に比べ*. *ポイント悪化しているほか、朝ご飯を毎日食べない割合や野菜を毎日食べない割合等、食生活に課題がみられるこどもの割合は一般層に比べて困窮層の方が高くなっています。

（2）教育を取り巻く状況

学校の授業がわからないと感じるこどもの割合は、一般層**.*%に比べて困窮層**.*%と高くなっています。

¹ 県が令和6年度に、地域バランスを考慮して選定した県内15市町村(柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市()、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村)の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。

本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(低所得、家計の逼迫、こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

君津市については、同市が実施する「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には君津市の調査結果と県調査の結果と統合して分析したものを掲載している。

将来の希望進路について「大学生またはそれ以上」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では*.*%に留まっています。また、将来の夢や目標について、「ある」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では*.*%に留まっています。

学校生活について、「学校に行きたくないと思った」や「1か月以上学校を休んだ」こどもの割合は、一般層*.*%に対し、困窮層では**.*%となっており、困窮層ほど学校生活に課題を感じている傾向にあります。

(3) 保護者の就労を取り巻く状況

保護者の就労状況について、正職員の保護者の割合は、父母ともに、一般層に比べて困窮層の方が低くなっています。

また、ふたり親で両親が共働きをしている世帯において、両親とも非正規雇用の場合は困窮層の割合が**.*%となっています。

就労している保護者の勤務形態について、早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い状況にあり、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、こどもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

(4) 経済的負担を取り巻く状況

困窮層では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や 経済的理由によりこども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が一般層に比べて高くなっています。

困窮層では、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそもの制度について知らないという家庭があることから、就学援助などの様々な支援が必要な世帯にもれなく活用されるよう周知を図ることが必要です。

母子家庭の . %は困窮層となっており、特に離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合は . %となっています。さらに、養育費を受け取っている場合においても、その大半(. %)は金額が十分でないと感じていることから、養育費の取り決めや受け取りに関する支援の周知が必要です。

(5) 支援のつなぎを取り巻く状況

貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、こどもが将来のために今頑張りたいと思えなかったり、自己肯定感が低い傾向にあることから、貧困に早期に対応していく必要があります。

就学援助費などの経済的支援制度について、制度を知らないという保護者が一定数いることや、子育て支援制度や相談機関、こども食堂やフードバンク等の民間団体による支援について「制度を知らなかった」、「利用の仕方がわからなかった」、「利用したいと思ったことがなかった」という保護者が一定数いることから、支援の必要な方に支援の利用を促していく取組を進めていく必要があります。

(6) 社会の理解促進に関する状況

困窮層においてはこども及び保護者ともに自己肯定感が低く、また、こどもに関する支援制度等の情報の受け取りや悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層ほど学校への相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える社会づくりを進めていく必要があります。

困窮する世帯は、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方

のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、多様となっています。

3 こどもの貧困対策をめぐる情勢

国のこどもの貧困対策をめぐるのは、令和5年12月に閣議決定された『こども大綱』において「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に『子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』が成立し、法律の名称が『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』に改められたほか、こどもの貧困の解消に向けた対策に当たっては、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるよう推進されなければならないことや、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講じることなどが盛り込まれました。

千葉県におけるこどもの貧困対策の推進に当たっては、こうした情勢についても留意しながら施策を進めていく必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 生活の安定に資するための支援

(1) 相談支援

貧困状態にある子どもたちやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。

貧困は、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村の子ども家庭支援センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。

貧困の早期発見・対応のために、乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。

(2) 食・住生活への支援

子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。

経済的理由で十分な食事がとれない家庭や、毎日の朝食や、野菜を食べる割合が低いなど栄養的に偏る傾向があり、食に関する支援が必要です。フードバンクや子ども食堂といった民間団体の取組についても、活動の推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。

貧困家庭にとっては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) 居場所づくりへの支援

困窮状態にあっても、安心して過ごせる居場所があることで、自己肯定感や前向きに生きる気持ちの醸成につながることから、家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じている子どものために、安心して過ごせる居場所づくりの検討が必要です。

なお、子どもの居場所には、そこを利用する子どもの支援の必要性に気づき、適切な支援につなぐ機能を果たしている実態がある一方で、支援という目的を強調することにより、かえって利用をためらってしまうおそれもあることから、支援が必要な子どもが利用し、必要に応じて適切な支援につながるよう、多様な居場所のあり方が想定されることに留意する必要があります。

(4) 里親や児童養護施設等の子どもへの支援

家庭で適切な養育が受けられない子どもたちには、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、こうした子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。

2 教育の支援

(1) 就学支援の充実

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。

困窮状態にあっても、勉強を教えてもらう相手や学習塾の利用などがある場合、

授業の理解度や希望進路が高く、将来の夢や希望をもつことにつながることから、経済的に困窮している世帯の子どもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校を核とした子どもへの支援

子どもに関する情報が集まり、かつ、様々な支援につなげていくことができるプラットフォームとして、学校を地域に開かれた、地域につながっていくプラットフォームと位置づけて、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげていく必要があります。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。

また、通信制高等学校やインターネット授業など、学校に出向く機会の少ない生徒についても留意する必要があります。

困窮状態にある子どもは、学校生活に課題を感じていることが多く、こうした子どもたちが相談をためらわないよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談しやすい体制の整備が必要です。

子どもたちを支援につなげていくために、学校関係者や子どもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する様々な情報や、どこにつなげれば良いのか、認識しておくことも必要です。

(3) 高等学校中退の子どもに対する支援

将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 保護者の職業生活の安定に資するための就労の支援

保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、保護者自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた支援の充実が必要です。

その際、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯でも困窮度が高い世帯への支援や、本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援

貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の割合が高い状況を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、子どもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

4 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。

特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの様々な支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることが必要です。

経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることでその効果を高めることが重要です。

ひとり親世帯のうち離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合やその金額が十分でない割合は高く、養育費の取り決めや受け取りに係る支援制度の周知が必要です。

5 支援につなぐ体制整備

こどもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が重要です。

「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、こども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。

乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるためにも、特に、子ども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修が必要です。

必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなく子どもに対しても、直接、高等教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。

こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられない子どもたちへのアプローチについては、子どもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討する必要があります。

特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。

貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。

支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知が必要です。

支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、隣接する市町村の地域で提供

されるサービスの方が利用しやすい地域に住む子ども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 こどもの貧困に対する社会の理解促進

貧困状態にある子どもと保護者は、ともに自己肯定感などが低く、相談をためらいやすい傾向にあるため、「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭に浸透するよう、こどもの貧困に対する社会の理解を促進し、相談しやすい社会環境を醸成する必要があります。

【現状と課題】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

- ・障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められている
- ・医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児等が増加するとともに、その実態が多様化しており、個々の子どもの心身の状況等に応じて適切な支援を受けられる環境の整備が重要な課題となっている
- ・発達障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に切れ目なく支援を行うことが重要であり、対応できる相談機関の確保や専門職の育成に加えて、発達障害の診療と対応を適切に行うことができる医療機関の確保が求められている
- ・保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムや、発達障害のある子どもを育てた保護者の経験やノウハウを活用した家族支援を推進するとともに、アセスメントツールの導入の促進と、その適切な活用方法の啓発が必要
- ・障害のある子どもたちに対しては、障害のない子どもと可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要
- ・障害のある子どもたちの自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められる
- ・一方、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況が続いている
- ・令和3年9月には特別支援学校設置基準が公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要がある
- ・特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められる

2 障害のある子ども・若者の学びの充実

- ・社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められている
- ・教育の場などにおいて、障害の有無等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要
- ・障害のある子どもたちに対しては、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要がある
- ・障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係

機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、一般就労の拡大を図ることが必要

- ・ 障害のある幼児が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実が必要
- ・ 障害のある子どもに対して、学校卒業後も充実した暮らしができるよう、就労の機会が提供される必要がある
- ・ 中学校や高等学校に在籍している障害の有る生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要
- ・ 障害者の就業意欲、企業側の採用意欲双方が高まっている中で、必要な訓練機会の確保、一層の就職支援が不可欠

(関連データ)

民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）において、

雇用障害者数は14,295.5人、対前年比9.5%上昇、対前年差1,245.5人増加（20年連続で過去最高）雇用障害者数のうち、精神障害者の雇用数は3,512.0人、対前年比31.6%上昇
実雇用率は2.38%、対前年比0.16ポイント上昇（12年連続で過去最高）

法定雇用率達成企業の割合は52.6%、対前年比2.4ポイント上昇

資料：千葉労働局「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」

特別支援教育経費補助事業

年度	当初予算額	最終予算額	決算		
			園数	人数	金額(千円)
R2	454,000	440,000	149	558	393,920
R3	454,000	454,000	146	595	433,231
R4	458,000	502,544	154	641	469,293
R5	439,000	524,136	162	690	515,719

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

障害のある子どもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。

医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。

発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。

また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。

・連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の学校等への支援体制の充実を図ります。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。そのために、各学校の特別支援教育コーディネーターの資質及び専門性の向上を図ります。

2 障害のある子ども・若者の学びの充実

障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう労働関係機関が連携し、企業側へ働きかけることにより、障害者雇用の促進を図ります。

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。

障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。

・特別支援教育の推進

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図るとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の子どもに応じた切れ目ない支援体制の充実を図ります。

特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

第3次特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に整備を進めていきます。

・**卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実**

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進め、特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関係機関との連携を深めていきます。

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の普及促進に取り組みます。

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

・**「多様な学びの場」と支援の充実を図ります。**

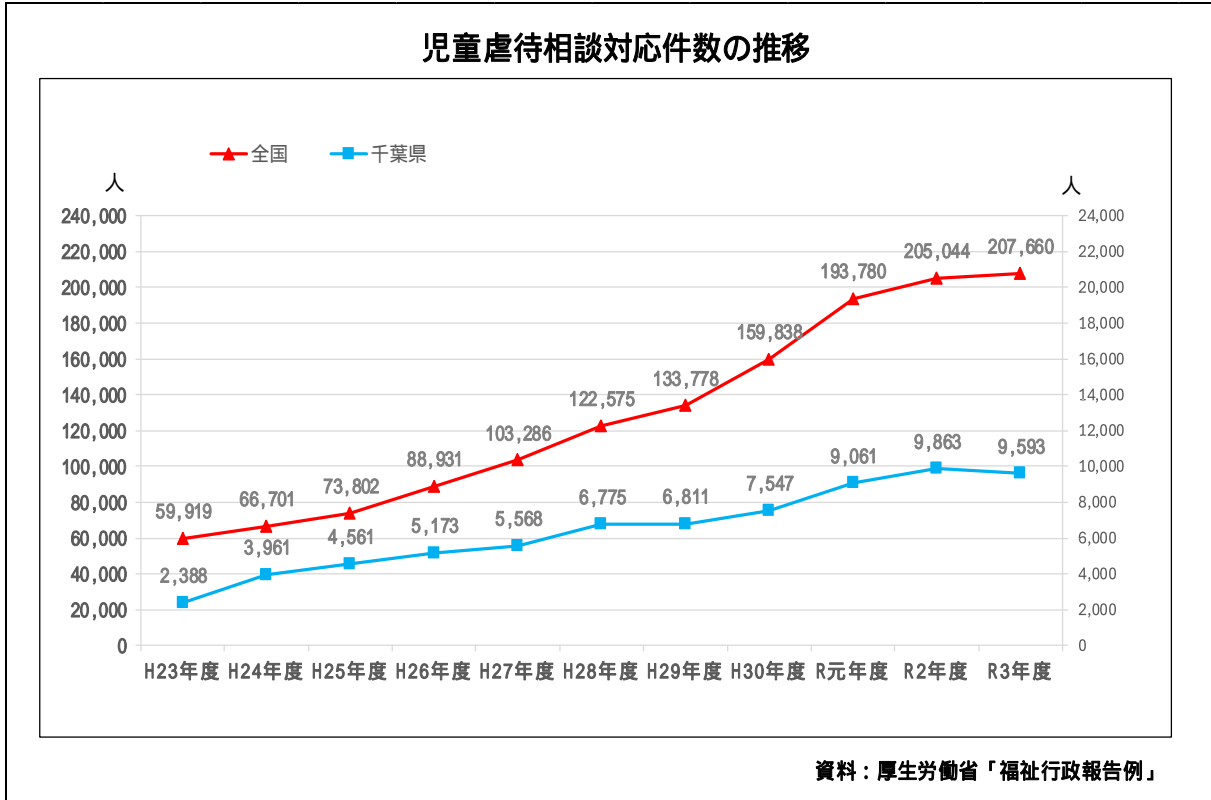
障害のある幼児が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます

【現状と課題】

- ・ こどもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題である
- ・ 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約4倍になるなど、児童虐待は高止まりの状態を保っている
- ・ 警察から児童相談所に通告した児童数は増加傾向となり、児童の安全確保を最優先とした対応を図るためには関係機関が連携し、それぞれの役割を果たすことが非常に重要となる
- ・ 本県では、平成29年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、同条例第11条に基づく基本計画である「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」を策定し、児童虐待防止施策を推進しているところだが、今後、二度と児童虐待によりこどもの命が失われることがないように、更に取組を強化していく必要がある
- ・ 増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要
- ・ 令和4年の児童福祉法の改正では、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的な相談を行うこととされており、子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切
- ・ また、虐待はこどもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要
- ・ 児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要
- ・ 性被害の被害者等となったこどもからの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じる可能性もあることから、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保のため、関係機関と連携を図っていく必要がある
- ・ 児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となる
- ・ 特に、中央、市川、柏児童相談所については、管轄する人口が全国平均の2倍を超えており、児童虐待相談対応件数も大幅に増加していることから、抜本的な組織の見直しが必要
- ・ 行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切
- ・ 令和4年の児童福祉法の改正において、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関して、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化され、意見表明等支援事業が創設された

- ・また、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されたことから、より一層計画的に推進していく必要がある。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援します。

児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。

市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。

市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

中核市が、滞りなく児童相談所を開設できるよう支援します。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの更なる増員や、保健師などの配置を行います。

職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。

職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ICTの積極的な活用を図るとともに、児童相談所の業務を支援するシステムの見直し・改修を行います。

こどもの権利が尊重され、安心して生活できる施設の整備を進めるため、児童相談所一時保護所の新設・建替えを行います。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援します。

市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要なこどもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。

警察との連携においては、全ての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、こどもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

医療機関との連携においては、虐待を疑わせるようなこどもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。

学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。

こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。

検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による

聴取を推進していきます。

警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

4 社会的養護下にあるこどもの権利擁護を推進します。

こどもの権利擁護の推進のため、児童養護施設等へ入所措置等を受けたこどもからの申立に応じて、社会福祉審議会が調査・審議を行い、必要により意見具申を行う仕組みを整備し、適切に運用するとともに、一時保護所等へ入所するこどもの意見表明等を支援します。

5 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。

6 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

7 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。

暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴することもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図っていきます。

8 早期発見・早期対応

教職員を対象に研修を行うとともに、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を用いて、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

1 家庭と同様の養育環境の整備

- ・全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育てていく必要がある
- ・平成28年の児童福祉法の改正では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記された一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記された
- ・この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で「新たな社会的養育ビジョン」取りまとめられ、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで養育を行うことされた
- ・施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもたちへの専門的な支援を行うこととされている
- ・本県の里親等委託率は令和4年度32.3%となっており、年々増加しているところだが、より一層里親への委託を推進する必要がある、施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できるだけ少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）子どもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）子どもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められている

2 社会的養護経験者に対する支援

- ・里親に委託されている子どもや施設に入所している子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡り子ども一人ひとりをつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要がある

(関連データ)

里親等委託率の推移【千葉県】

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乳児院 入所児童数	78人	78人	66人	69人	51人	51人
児童養護施設 入所児童数	701人	694人	712人	687人	701人	645人
里親等 委託児童数	301人	329人	343人	348人	358人	382人
計	1,080人	1,101人	1,121人	1,104人	1,110人	1,078人
里親等委託率	27.9%	29.9%	30.6%	31.5%	32.3%	35.4%

各年度末時点の委託及び入所状況

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 家庭と同様の養育環境の整備

里親委託を推進するためには、里親制度に対する社会の理解促進を図るとともに、里親登録数を増やす必要があることから、県民だよりや県ホームページ等を活用して、里親制度の広報・啓発に取り組みます。また、県内各地での里親制度説明会の開催や「里親月間」である10月を中心とするキャンペーンの実施、里親制度を普及するための里親大会の開催など、より多くの皆さんに里親制度を知っていただけるよう周知強化を図ります。

里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、こどもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。

こどもが委託されている里親家庭を訪問し、生活や養育に関する相談や援助等の支援を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。

ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境での養育を行います。里親よりも多くのこどもたちが同じ家庭と一緒に生活することから、こども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待できます。ファミリーホームの設置を積極的に進めます。

施設にはケアニーズの高いこどもに対する専門的な支援が求められていることから、施設職員の資質向上のため研修を実施するなど、人材育成を支援します。

施設において長年培ってきたこどもの養育に関する専門性を活かして、地域の子育て家庭やこどもの委託を受けている里親の支援を行うなどの多機能化の取組に対する支援を強化します。

以上の取組を進める上で、人材の確保が重要となるため、施設の人材確保に向けた取組を進めます。

2 社会的養護経験者に対する支援

里親や児童養護施設からの自立を控えたこどもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な資金の貸付を行います。

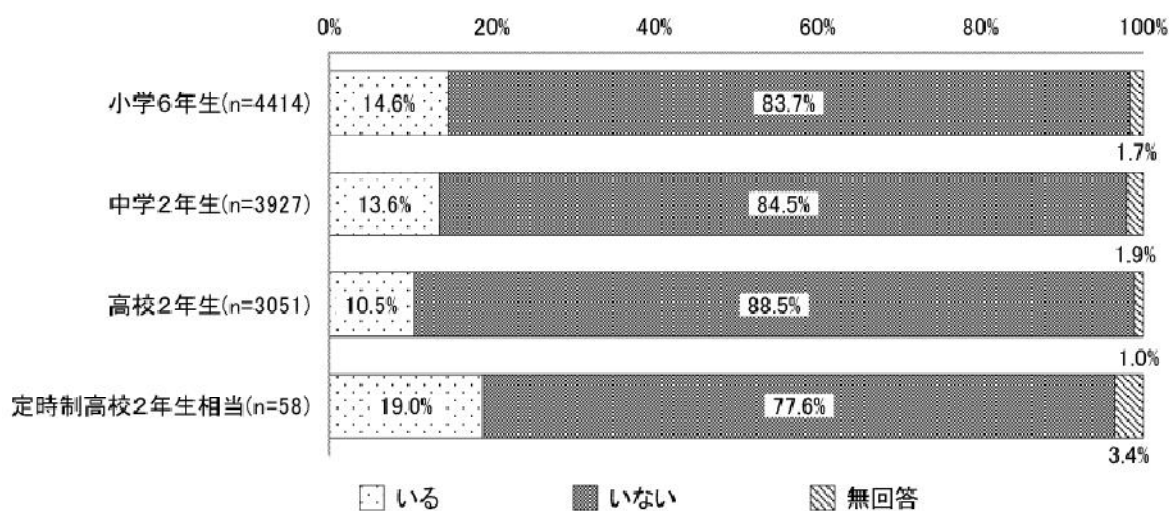
自立援助ホームは、こどもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っています。自立援助ホームの設置を推進するとともに、安定的に運営できるよう支援を強化します。

【現状と課題】

- ・ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている
- ・日本ではこれまでも子どもが家事を手伝うことや、高齢者の面倒を見る等のケアに携わるケースは存在していた
- ・昨今は、家族人数の減少等により、子ども一人にそのケア負担が集中し、過酷なケア負担を担うヤングケアラーを生みやすい環境となっており、社会問題化している
- ・県が実施した調査（「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」令和5年3月）によれば、小学6年生の14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、全国調査（日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月）の6.5%と比べて、高い値を示している
- ・ヤングケアラーは、平日1日当たり平均4時間程度（中高生の場合）をケアに費やしており、本来のこどもらしい生活とはかけ離れた生活を余儀なくされ、自分のやりたいことができない、学校の授業についていけなくなる、友人との関係が築けない、進学や将来の夢を断念せざるえない等、子ども自身の生活や将来への悪影響が懸念される状況
- ・ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、家族のケアが必要となる事情も複雑で、複合化しているケースも多いことから、早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援に繋げることが重要

(関連データ)

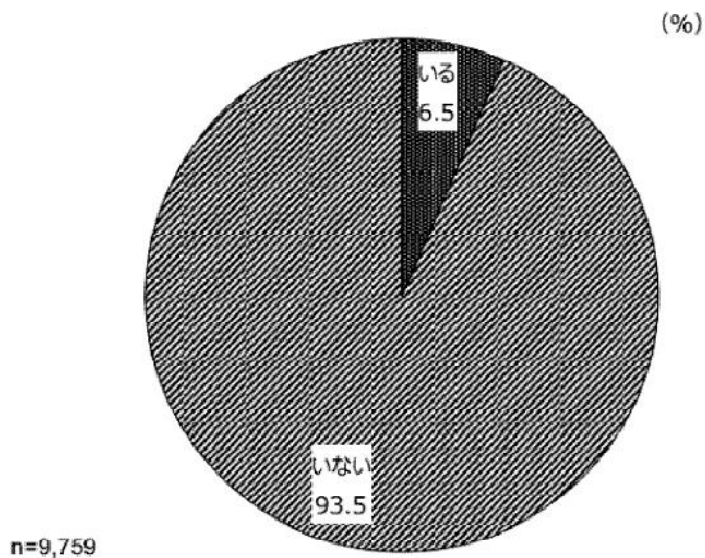
図表 2-1 世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)



資料：千葉県児童家庭課「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究報告書」（令和4年度）

※参考1：国調査（小学6年生）

図表 51 世話をしている家族の有無



(資料) 日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの総合相談窓口を設置し、こどもだけでなく、学校など関係者からの相談に応じるとともに、窓口で支援のパイプ役となるコーディネーターを配置し、市町村、学校、福祉の関係機関と連携して、相談内容に応じた支援を実施します。

福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員が、ヤングケアラーに対する理解を含め、支援力の向上を図る研修を実施し、多機関・多職種の連携を進めます。

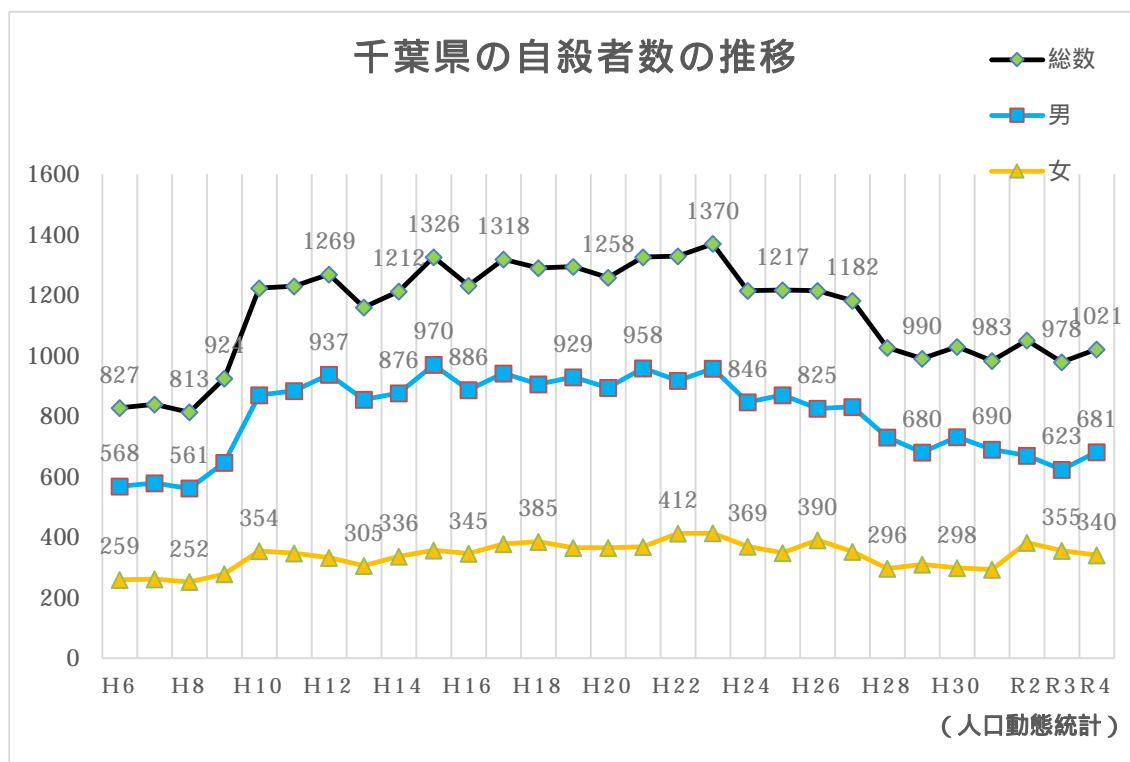
教職員に研修を行い、ヤングケアラーについての基礎的な事項や関係機関などを周知するとともに、チェックシートやフロー、児童生徒向け資料を作成、周知することで、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・本県の自殺者数は、平成10年(1998年)以降1,300人前後で推移しており、平成21年~23年(2009年~2011年)は1,300人以上だったが、平成24年(2012年)に1,215人に減少し、その後は、1,000人前後で推移するようになり、令和4年では、1,021人となっている
- ・本県の自殺者は減少傾向にあるが、自殺で亡くなる人数は全国で6番目に多い状況
- ・20歳未満の若年層では、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低く平成10年(1998年)以降の自殺死亡率は、概ね横ばい
- ・若年層においては死因の第一位が自殺であり、早世予防の観点からも若年層に対する自殺対策は重要

(関連データ)



資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和5年度)

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 総合的な自殺対策の推進

全体的対策と個別支援を組み合わせ推進します。

関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。

地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。

心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。

県作成資料の「SOSの出し方教育」を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。

教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。

ICTを使ったWEB上のストレスチェックを実施し、高ストレスの生徒を医療とつなげられるよう支援します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

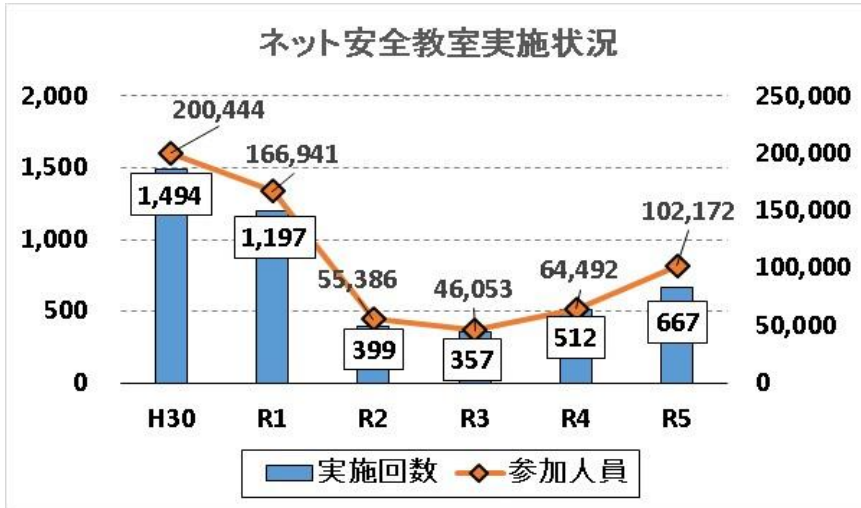
- 7 - ネットパトロールなど情報化社会への対応と こども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

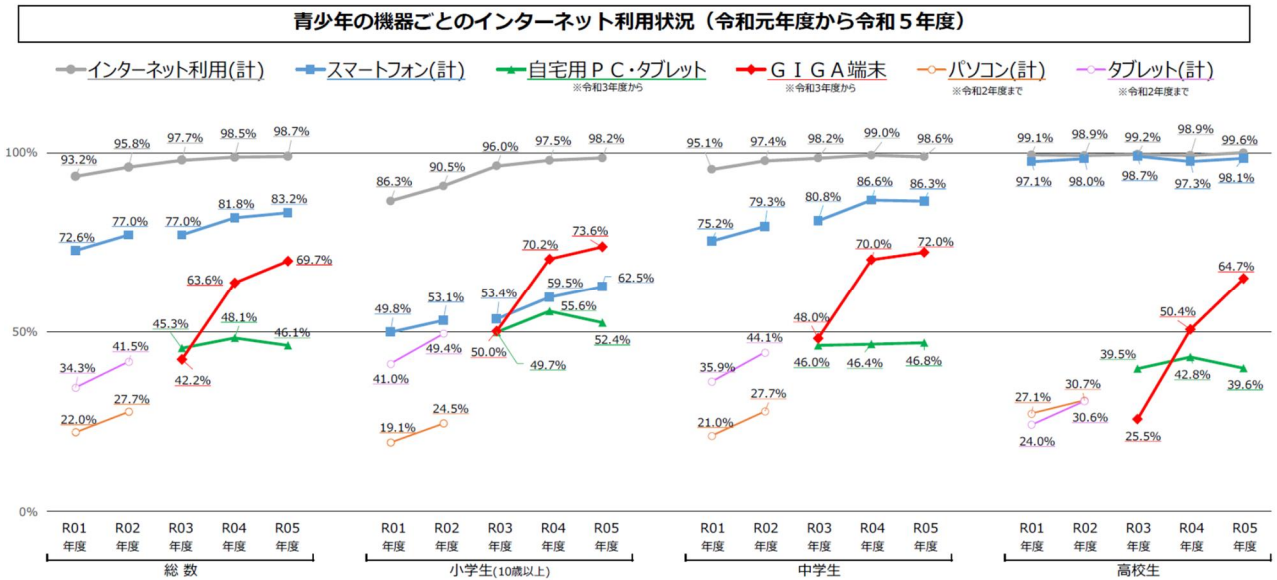
- ・パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁)によると、インターネット利用率は、小学生 98.2%、中学生 98.6%、高校生 99.6%と、増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、こどもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっている
- ・その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫する状況の中、スマートフォン等の情報端末を介して、こどもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースは高水準で推移しており、「リベンジポルノ」や「自画撮り被害」なども問題となっている
- ・こどもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切かつ効果的に活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及などこどもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要
- ・サイバー空間は、量的に拡大し、質的に深化し、実空間との融合が進み、公共空間化が驚くべき早さで広がっており、デジタル機器を使用する児童の低年齢化が年々進んでいる状況
- ・SNS やゲームなどを通じて、児童が被害者となる事案や、ネットいじめの増加が問題となり、児童や児童を教育する保護者に向けたネットリテラシーの醸成、SNS の正しい使い方などのセミナーをネット安全教室で継続的に行う必要がある
- ・インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、子ども達の年齢や発達段階、生活環境等に合わせたインターネット利用の啓発に取り組む必要がある
- ・学校教育の中でサイバーセキュリティ対策を行うことを目的としている「GIGA スクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」の拡大に時間を要しており、今後も継続的に協力校の拡大に向けて取り組みを推進する必要がある
- ・情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味して読み解くことが少なくなっているとの指摘がある
- ・こどもたちが文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるよう、言語能力を育成するとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報リテラシーや情報モラルを身に付けていくことが求められている

(関連データ)

H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,494	1,197	399	357	512	667
200,444	166,941	55,386	46,053	64,492	102,172

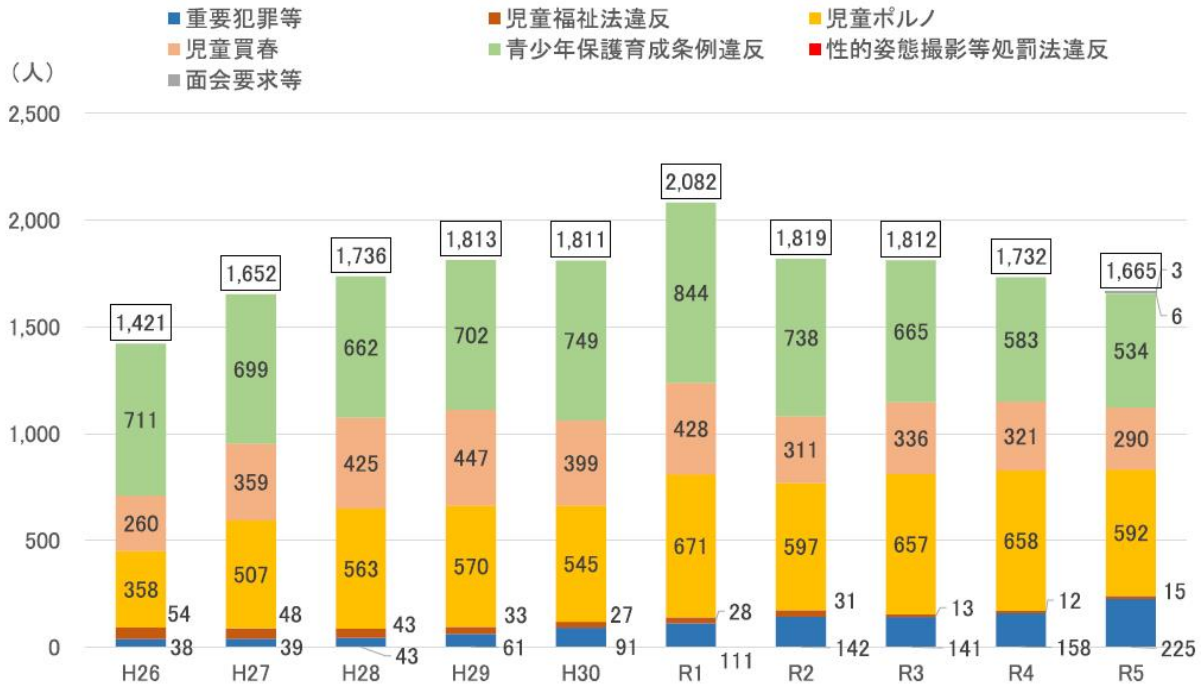


資料：千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課「ネット安全教室実施状況」（令和5年）



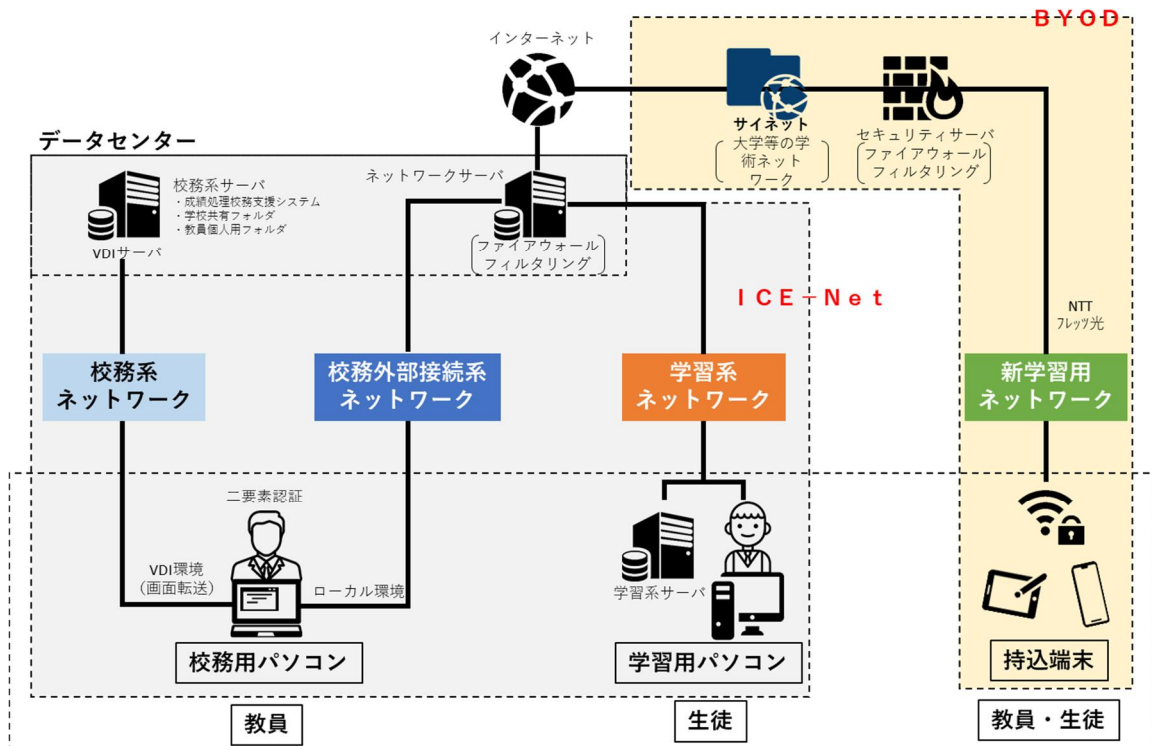
資料：子ども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和5年度）

【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意性交等、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加）
 ※ 刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

資料：警察庁HP



資料：千葉県教育振興部学習指導課作成「教育情報ネットワーク」（令和5年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備

インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロールを行います。

ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。

・インターネット適正利用に向けた広報啓発

ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。

ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進します。

「GIGAスクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」の協力校を拡大していきます。

・情報教育の推進

「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、講師を学校現場に派遣することで、教職員が児童生徒に情報モラル教育を行うにあたり必要なインターネットに関する知識や道德教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けられるように研修の機会を確保します。

県立学校(中・高・特)の校務用インターネット環境(I C E - N e t)及び成績処理校務支援システムの保守・管理等を行っています。また、ネットワークを集中的に管理するデータセンターを設置し、セキュリティの強化、利便性の向上を図っています。

情報等を保存するサーバについて、物理サーバに加え、クラウドを活用したサーバを導入し、これまで校務用パソコンの契約に含まれていたネットワーク機器やライセンス、セキュリティ機能等との統合を行います。

学習用端末の増加や授業におけるインターネットの利用増など、通信量の増大に伴い遅延が生じているI C E - N e t(校務用ネットワーク)やB Y O D(学習用ネットワーク)の回線を強化し、同時に多数の端末がアクセスできる環境を構築します。

令和4年度から実施されている高等学校の新学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力として位置づけられており、授業では、情報の収集や発信、共有など、教科を問わず、日常的に情報端末を使用した活動が取り入れられるようになるため、生徒個人所有のタブレット等の情報端末を授業中に使えるようにすることで、いつでも調べ学習等に取り組める学習環境を整えます。

【現状と課題】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・刑法犯認知件数は、令和5年は前年比微増であるものの、毎年減少傾向にある中、不同意性交等罪は増減を繰り返している状況にある
- ・本県の令和5年の福祉犯検挙件数は297件で、児童ポルノ事犯の検挙件数は152件と依然として、高い水準で推移し、スマートフォン等のインターネット接続機器等の発達と普及により、インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準である他、被害者の恋愛感情に付け込んだ事案や、加害者と被害者の関係性を背景とし被害者に対する強い影響力を利用した事犯など、子どもの福祉を害する犯罪に係る被害等は時代とともに変遷していることから、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図らなければならない
- ・性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援についても強化する必要がある
- ・性犯罪被害は、誰にも相談できずに潜在化することが懸念され、性犯罪被害に特化した相談窓口があることを周知することで、被害の潜在化防止や届出の促進、犯罪被害者等支援につながることを期待される
- ・性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要

2 生命(いのち)の安全教育の推進

- ・子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないために、「生命(いのち)の安全教育」の取組が重要である

3 児童対象性暴力の防止(日本版DBS)

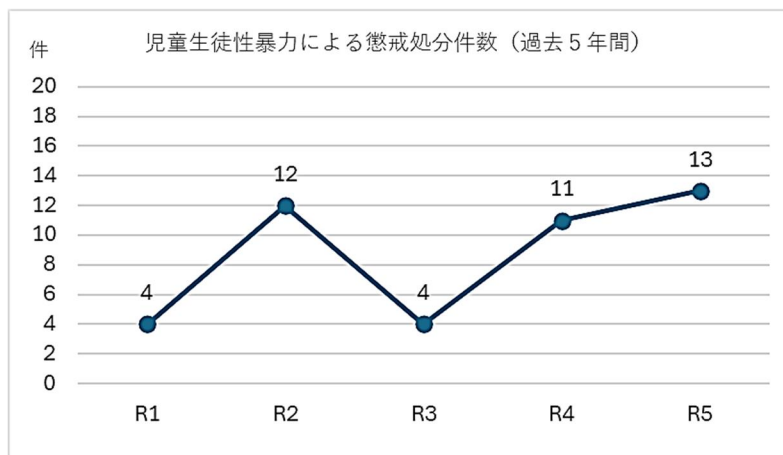
- ・「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等は、被害に遭った児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼし、生涯にわたって回復し難い心理的な外傷を与えるものであり、断じてあってはならず、許されるものではない
- ・令和4年4月には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられた
- ・被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となる
- ・その他、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された
- ・県教育委員会では、令和5年4月から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業」を実施

- ・令和6年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が国会で可決され、2年6か月以内に施行を目指すと考えられた
- ・この法律により、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けられることとなる
- ・日本版DBSとは、こども家庭庁が所管するシステムで、事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度であり、今後、性犯罪歴が確認された場合の対応策など、事業者向けガイドラインを国が示すとされている

4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

- ・児童生徒が、教職員からハラスメント等を受けた場合、学校には相談しづらいと考えることもある
- ・県教育委員会では、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設し、各種相談機関の周知を行っていますが、より相談しやすい体制づくりも、課題となっている

(関連データ)



資料：千葉県教育庁教職員課（令和5年度） 監督責任を除く

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・性犯罪・性暴力被害者に対しては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。

・被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。

警察庁から配付される「性犯罪被害相談電話 8103」のポスターを学校や産科・婦人科等の医療機関等に配付します。

犯罪被害者週間等を通じて、相談ダイヤルの周知に努めます。

児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。

性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や各種相談窓口における相談、カウンセリングなどを行います。

少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行います。

2 生命（いのち）の安全教育の推進

文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や関係各課で作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図っていきます。

3 児童対象性暴力の防止（日本版DBS）

児童生徒性暴力等の調査

教育職員等による児童生徒性暴力等が発生したと思われる場合に、弁護士や心理や法律の専門家の協力を得た調査チームによる事実確認を実施します。

不祥事防止に向けた研修等の実施

調査チームによる、調査対象事案の発生要因や課題の分析、再発及び未然防止に向けた報告を踏まえ、心理や法律の専門家を外部講師とした研修を実施し、より具体的かつ効果的な研修に取り組みます。

日本版DBSの整備及び運用

性犯罪前科がある場合、事業者は教育・保育等の業務に従事させない等の対応が義務付けられています。今後、国から示されるガイドライン等に基づき適切に対応します。

特定免許状失効者等データベースの活用

日本版DBSの他にも、国の特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行い、教育職員免許状を失効または取上げになった者）データベースを活用します。

「わいせつセクハラ相談窓口」の周知

わいせつセクハラ相談者とやり取りをしながら、解決に向けた対応を行っている相談窓口を周知します。

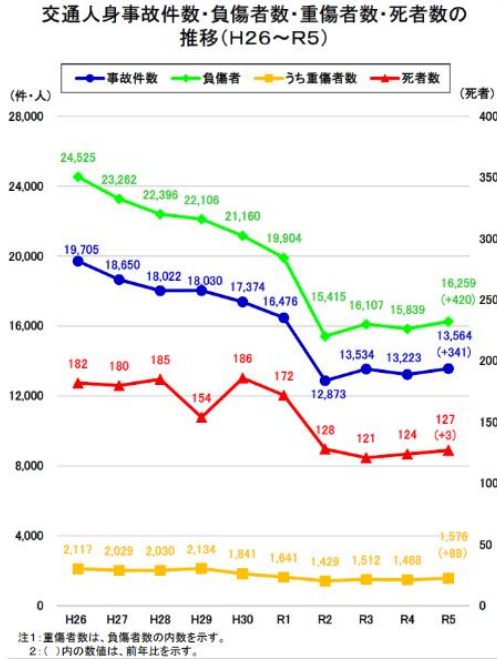
4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・ 県内の刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録した平成14年をピークとして令和3年まで19年連続で減少したが、令和4年から2年連続で増加となっており、子どもが被害者となる事件は、依然として、多く発生している
- ・ 都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪の被害者となる子どもが後を絶たない状況であり、犯罪が増加傾向にあることも背景として、県民の体感治安の改善には至っていない
- ・ 犯罪を防止し、県民が安全・安心を実感できるくらしを実現するためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要がある
- ・ 子ども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが必要
- ・ 既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごすこどもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域におけるこどもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要がある
- ・ 交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、県内の交通事故は、発生件数・負傷者数とも減少傾向にあるが、令和5年中における交通事故発生件数は13,564件に上り、交通事故死者数は127人となるなど、依然として交通事故の発生が多い状況にある
- ・ 交通事故から次世代を担うこどものかけがえない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していくほか、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用対策を重点的に推進していくことが必要
- ・ 交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の交通安全施設を効果的に整備していく必要がある
- ・ 生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン30プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器のLED化を推進していく必要がある
- ・ 通学路の安全確保を目的とした各種対策に取り組んできたが、今後も交通環境や社会情勢の変化を踏まえ、引き続き関係機関等が連携し通学路の合同点検等を実施して、通学路における安全を確保していく必要がある

(関連データ)

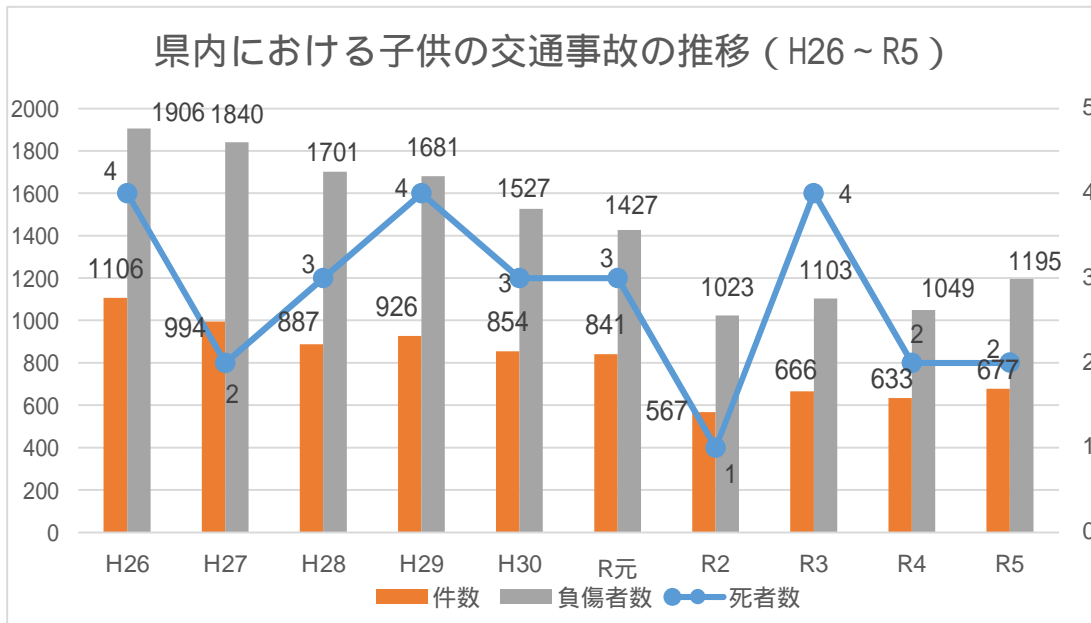


資料：千葉県警察本部交通部交通総務課「令和5年中における交通人身事故の発生状況について」（令和5年）

県内の刑法犯認知件数

- ・令和5年：37,538件（前年比4,810件、14.7%増）
- ・令和4年：32,728件（前年比90件、0.3%増）
- ・令和3年：32,638件

県警本部にて把握している数値。ホームページ等に掲載。



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

- ・千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ・青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。
- ・身近で発生する犯罪の防止に向け、県民、事業者、市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ・地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。
- ・市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯対策への支援を行います。

歩行者による横断歩道や道路横断中の交通事故抑止のためゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない子ども・

若者も安心して暮らすことができる社会の実現のため、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。

学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。

多様な担い手によるこどもの見守り活動の拡充及び活性化を図ります。

こどもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。

長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切に作る心の育成に係る指導を重点的に実施します。

交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実を図ります。

・信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の効果的な整備

交通事故多発箇所の共同現地診断や通学路の合同点検等を生かし、道路交通環境の整備・改善を推進していきます。

信号機の整備については、ラウンドアバウトや二段階横断歩道などへの転換のほか、必要性の高い場所へ移設し有効活用するなど持続可能性に配慮しながら、交通の安全と円滑を確保します。

交通事故発生状況等を踏まえ、信号機の集中制御化、多現示化、系統化等の信号機の高度化や道路標識・標示の高輝度化を推進し、交通の安全と円滑を確保します。

・生活道路、通学路におけるゾーン30プラスの整備

生活道路・通学路における歩行者の安全を確保するため、地域の方々の御意見や御要望を踏まえ、警察と道路管理者が連携しながら整備を検討します。

ゾーン30プラス等の整備にあっては、最高速度30km/hの区域規制のほか、ランプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせ、安全性の向上を図っていきます。

・歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等の推進

歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、地域の特性・交通環境等を踏まえながら、関係機関等と連携し、歩車分離式信号の整備を推進していきます。

視認性が高く、省電力・長寿命化が期待できるLED信号灯器の整備を推進していきます。

2 体系的な安全教育の推進

自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施します。

交通安全の必要性及び知識を普及し、こども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。

市町村や関係団体等と連携を図りながら、心身の発達段階に応じた、交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進します。

学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。
こどもが安全な登下校の交通マナーを身に付け、交通事故に巻き込まれないようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進するとともに、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の必要性等について徹底を図ります。

防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実を図ります。

防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

・交通安全対策・交通安全教育の推進

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するほか、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進、ヘルメット着用の促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。

「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。

こどもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。

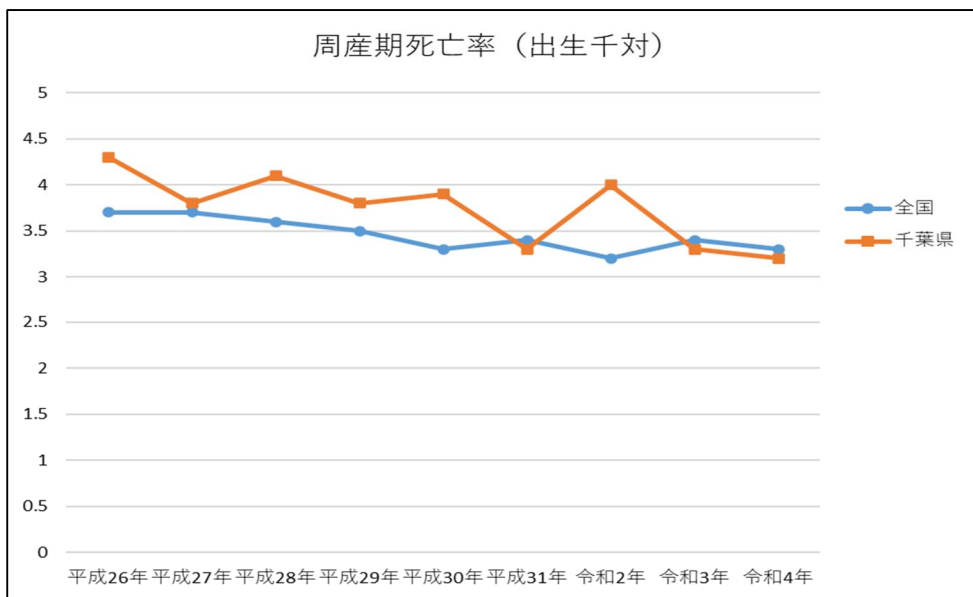
【現状と課題】

- ・市町村のこども家庭センター等では、妊娠届出時の面談等で妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、出産後、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた支援を実施している
- ・全ての県民が、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するために、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査、乳幼児健康診査を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められている
- ・悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるためには、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の未受診者へ受診を勧奨する取組みの推進や、育てにくさを感じている保護者等が気軽に相談できる相談窓口等の情報を保護者等が知り、利用に結び付けることが肝要

○周産期医療体制の充実

- ・令和4年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.2と全国平均よりやや低めに経過しているが、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十万対）については、全国平均4.2に対し、千葉県では10.6と全国平均より高い状況
- ・全国的に少子高齢化が進行し、出産年齢が35歳以上の割合が平成28年に29.9%であったものが、令和3年には30.9%と上昇しており、リスクを伴う出産の増加が想定される中で、周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要
- ・分娩取扱医師偏在指標は全国値の10.50（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は9.41（同）と低い状況であり、令和6年度からの医師に対する時間外労働時間の上限規制の適用もあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要

(関連データ)



資料：人口動態統計

項目	市町村数
妊娠届出時に面接等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している市町村数	54市町村
産後ケア事業を実施している市町村	50市町村

資料：こども家庭庁母子保健課「令和4年度母子保健事業の実施状況等調査」（令和4年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うために、妊産婦支援を行う市町村の保健師や助産師等を対象に、効果的な保健指導を行うための研修会を実施します。

不妊症に関する相談は、治療方針に関する相談以外にも、治療への迷いや、仕事との両立など多岐に渡る内容であるため、治療に関する専門性を持つ「不妊症看護認定看護師」に加え、自身も不妊の経験を持つ「ピアカウンセラー」を配置して相談を実施します。

2 出産に関する支援等の更なる強化

・周産期母子医療体制の充実を図ります。

総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの運営費に対する支援を実施します。

一般の産婦人科では受け入れが困難なハイリスク妊産婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを使用して受け入れ先を調整します。

周産期医療体制を整備するため、周産期医療関係者と周産期医療審議会を開催します。

3 産前産後の支援の充実と体制強化

産前・産後を通じ、対象者が安心して過ごすことができるよう、支援を行う市町村の専門職等に研修等を行い、取組を支援します。

4 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の提供

市町村が設置するこども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援が必要とされることから、従事する専門職に対し研修会を行い、包括的な支援ができる人材を育成します。

妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う市町村に対し支援します。

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業について、市町村の取組状況等を確認します。

5 予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦等への支援

予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

6 乳幼児健康診査等の推進

乳幼児期の様々な健康診査は、心身の健康状況を把握し、健康増進に役立てたり、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがもっとも重要な役割であるため、乳幼児時期の健康診査の推進のために、保護者へ啓発普及を行います。

【現状と課題】

1 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

- ・保育所等の整備を進めた結果、待機児童数は平成29年の1,787人をピークとして年々減少し、令和6年4月1日現在は83人となった
- ・共働き世帯の増加や人口の流入等によって、地域によっては保育の需要が増加し待機児童が発生している
- ・待機児童を解消するための保育所等の施設整備が必要となる一方で、地域によっては児童の減少に伴い施設定員に余裕が出てくる地域もあることから、市町村と連携して地域の実情に合わせた施設整備が必要

2 就学前のこどもの教育・保育の充実

- ・現在、日本の子どもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われ、家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いている
- ・子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感などを育成するための教育を推進することが求められる
- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものであり、こどもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障することが求められる・質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、こどもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要
- ・幼児教育・保育の質の向上及び幼稚園等の支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることが必要・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となった。
- ・令和8年度から0～2歳児を対象とし、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」が開始される
- ・この制度は「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした制度で、円滑に実施するための体制の整備が必要となる・幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく必要がある。

3 保育人材の確保と資質の向上

- ・ 保育所・認定こども園等の整備・拡充が進み、待機児童数は減少傾向にあるが、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加や、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」の開始など、保育現場で働く保育士等の需要は今後ますます高まることが予想される
- ・ 保育士等の離職防止や定着促進のためには、保育士等の処遇改善及び保育所等の勤務環境の改善が非常に重要

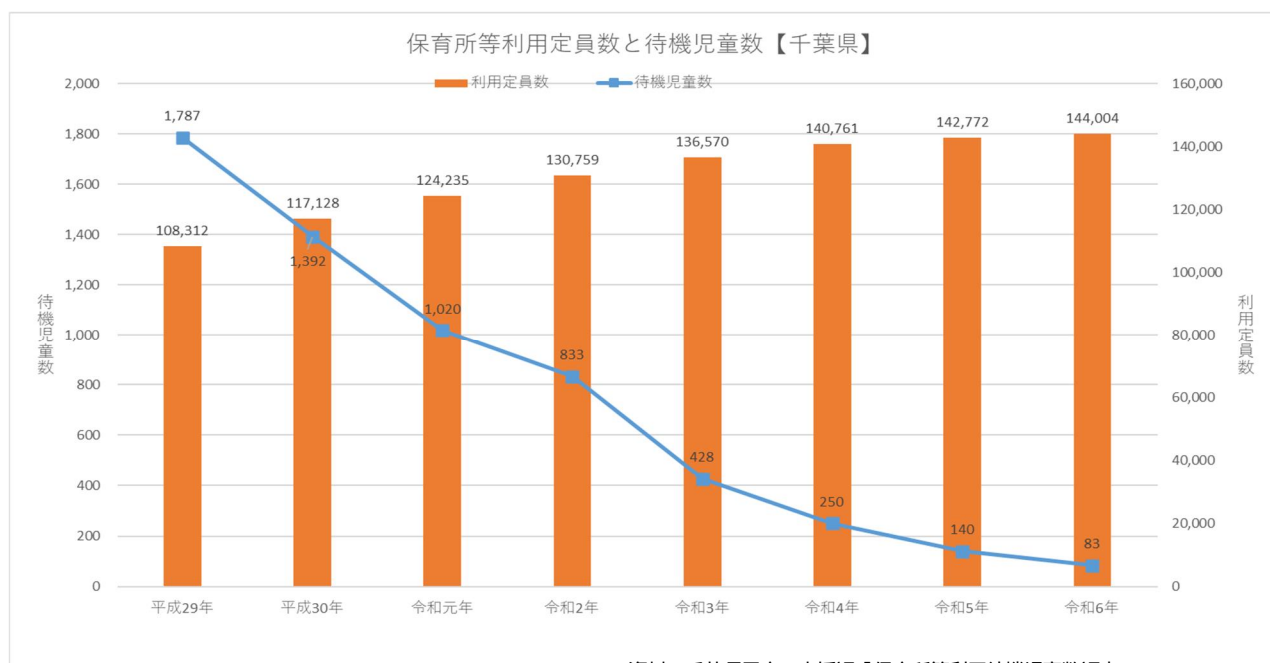
第4期教育振興基本計画（策定中）との整合性が必要となるため、今後の修正が見込まれます。

（関連データ）

施設等利用給付費県費負担金

- R4 当初予算 4,370,000 千円 決算額 4,032,863 千円
- R5 当初予算 3,940,000 千円 決算額 3,530,646 千円
- R6 当初予算 3,680,000 千円

（関連データ）



（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 保育所等の待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。

待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合、適切な認定を行い、認定こども園の整備を進めます。

県と関係市町村で構成する待機児童対策協議会において、保育の受け皿及び保育人材の確保等について効果的な取り組みの検討を行い、施策を推進します。

2 こども誰でも通園制度に関する施策

国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

3 保育士が働きやすい環境を整備します。

保育士の給与改善を図ります。

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。

4 保育士等の資格取得・新規就業を支援します。

保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。

指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。

5 保育士資格を有しているが保育士として働いていない方（潜在保育士）等の保育現場への就職を支援します。

ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。

- ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
- ・ 合同面接会や就職説明会、保育士キャリアアドバイザー等による保育所見学会を実施します。

再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。

6 保育士等の資質の向上や育成を支援します。

保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。

主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。

認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。

小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。

7 保育教諭に係る特例制度の周知及び資格取得を支援します。

保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

8 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。

必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

9 幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続

必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。

幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。

幼児教育アドバイザーや指導主事等が幼稚園等への訪問時において、幼児教育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続について指導・助言等を行います。

10 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。

私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。

11 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。

年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

12 幼稚園や保育所等が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。

幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。

13 豊かな心を育む教育を推進します。

子どもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

【現状と課題】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

- ・県教育委員会においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある県立高等学校づくりを進めており、実施に当たっては、具体計画である実施プログラムに基づき、推進することを基本としている
- ・AI等をはじめとする技術革新の進展等により、社会や生活が大きく変化しつつある中で、本プランでは、生徒が自らの興味・関心や進路希望等に応じた多様な科目選択が可能となる仕組みを充実させるとともに、生徒一人一人の多様なニーズに応じた教育活動の展開を可能にする体制の整備や、職業に関する専門的な知識・技能を高めるための実践的なキャリア教育・職業教育の充実、さらには人口の減少に伴う全県的な生徒減少への対応の必要性などが示されている
- ・策定した「第1次実施プログラム」では、既存のコースの設置拡充のほか、新たな価値を生み出す人材の育成に向けたコースの設置、拠点校の指定や連携組織の設置による更なる連携の充実、さらには幅広い学びのニーズへの対応など、12項目18校の再編に係る内容を示すとともに、都市部と郡部における今後の統合の方向性を示した
- ・今後も社会の変化に対応し、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズに応える活力と魅力ある高等学校づくりを目指し、本プランに基づき、実施すべき高校改革について引き続き検討を進めていく
- ・県教育委員会では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年5月、令和2年3月及び令和3年3月に改定を行った上で、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできており、令和6年3月には、令和5年度に実施した各種調査（「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査等）及び、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」等を踏まえ、本プランを改定した
- ・スクール・サポート・スタッフ配置事業については、平成30年度から公立小・中学校及び県立特別支援学校に配置を行い、年々配置校数を拡大し、令和6年度は、全ての公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置するとともに、小中学部のある県立特別支援学校と県立中学校に配置した
- ・児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、算数・理科については小学校3・4年生を対象に、学習指導の充実を図るため専任の非常勤講師を配置し、図画工作・体育については小学校1年生から4年生を対象として、担任による教科指導と外部指導者による実技模範等を行う技能教科専科指導員を配置している
- ・家庭の経済的状況や、様々な生活上の困難にかかわらず、どんな環境に生まれ育ったこどもにも最善の未来を用意していくことが重要であり、いじめ、不登校などに関する教育相談体制の整備や、教育費負担の軽減、学び直しの機会の提供など、多様なニーズに対応した教育を推進していくことが求められている

- ・ICT関連業務は多岐に渡っており、情報通信技術支援員（ICT支援）が1人1台端末を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援などに従事することは、学校間のICT活用状況の差を解消し、教員の働き方改革に資するものである
- ・令和5年6月現在、県内市町村の約9割がICT支援員を配置しており、そのうち約6割が国の計画の水準である4校に1人以上配置しているが、依然として約7割の市町村は、学校のニーズに対し配置が十分ではないとしている

2 改訂版生徒指導提要の周知

- ・生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされた

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子どもを育てる体制の構築

- ・都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られる
- ・多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、子どもたちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られる
- ・家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っており、全ての子どもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要がある
- ・地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの傾向があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化している
- ・こうした状況に社会全体で対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠

4 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

- ・ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業では、広く子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験させるために、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やコーチ等を講師として小中学校・特別支援学校へ派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行っている
- ・部活動は、生徒にとって学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であり、その教育的意義は高い一方で、中学校教員の勤務時間の増加や、経験のない部活動の顧問を引き受ける教員も多いことから、持続可能な部活動の運営と教員の働き方改革を実現するとともに、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置を促進する必要がある
- ・令和5年度から3年間を改革推進期間とする休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施するとともに進捗状況を把握することで、地域部活動の展開につなげていく必要がある

- ・令和5年3月「地域全体でこどもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」(千葉県)で示した推進計画の実現を図るため、課題となる人材確保に資する県の推進体制を整備している
- ・「遊・友スポーツランキングちば」は、児童生徒の運動する意欲を高め、体力の向上を目的としており、特に体力向上の一助となるように体を動かすきっかけづくりになるよう啓発している
- ・取組を通じて、好ましい人間関係の構築や社会性の育成もねらいとしており、参加する学校も増えているが、現段階でこの取組がどの程度子供たちの意欲や体力の向上に寄与しているかデータとして明らかになっていない
- ・今後実施していく上で、本事業に取り組むことで意欲や体力が高まる根拠(データ等)があれば、さらに参加率が高まり、県内の児童生徒の運動に取り組む意欲や体力向上につながると考えている
- ・実施種目についても現在の種目をより体力向上や運動習慣の形成につながるよう見直すことも検討が必要と考えている

5 よりよく生きるための道徳教育の充実

- ・幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じた、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、幼児児童生徒の道徳性を高める心の教育の推進を図っている
- ・千葉県道徳懇談会や特色ある道徳教育推進校の指定、実践事例集の作成を進めたり、道徳教育推進状況調査を行ったりしており、課題としては、実践事例集を作成しているが、なかなか周知できていないことや、千葉県道徳懇談会については、今までの協議内容を整理して、今後の懇談会の内容を検討していく必要がある
- ・教職員が子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせるためには、研修が必要
- ・職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない
- ・千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施
- ・研修の内容や実施方法を毎年見直しており、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図っている
- ・道徳に関する研修については、道徳教育推進教師の研修会を実施しているが、より各校の情報共有や道徳教育推進教師の質の向上を図れるような研修の設定が必要
- ・加えて、学校の道徳教育は学校長のリーダーシップのもと推進していくため、管理職に対する研修会を継続的に実施することが必要

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

- ・県教育委員会では、こどもたちが豊かな人間性やたくましい体を育み、一生を通して健康・体力づくりを進めていくための意欲と方法を身につけるために「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を策定し、県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援

学校における健康づくりを推進

- ・平成23年度より、「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」を実施し、積極的に健康・体力づくりに取り組んだ学級・学校を表彰し、よりよい実践を広く紹介している
- ・コンクール実施当初は、個人の目標に取り組む「モデルプラン部門」と「学級みんなで部門」に分けて行っていたが、令和2年度から「学級みんなで部門」のみとし、取組に参加しやすいよう工夫している

7 学校保健の推進

- ・警察庁が発表した令和5年における組織犯罪の情勢によると、令和5年中の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,482人と過去最高値を大幅に更新するとともに、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回り、大麻事犯の検挙人員の7割以上は30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「大麻乱用期」の渦中にあると言える
- ・大麻の乱用拡大に加え、危険ドラッグ事犯の検挙人員も、424人と増加している
- ・この背景として、インターネット販売のみならず、平成27年に一度は壊滅に至らした危険ドラッグの販売店舗が再出現し、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグが市井に蔓延していることが挙げられ、青少年を含め、全国でそれらを摂取したことによる健康被害が発生している
- ・一方で、覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向を示しているものの、検挙人員・押収量共に、依然として高水準で推移し、我が国における根強い覚醒剤需要について、憂慮すべき事態が続いている
- ・学校における薬物乱用防止に関する教育は、健康の保持増進の観点から、児童生徒一人一人が薬物乱用と健康との関わりについて、早い時期から認識し、自らの健康を害する行為をしないという態度を身に付ける必要がある
- ・学校における薬物乱用防止教育の充実として、文部科学省は、第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）において、「薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める」としている
- ・こうした中、県教育委員会では、学校の教員等を対象に薬物乱用防止教育研修会を開催し、学校における薬物乱用防止教育についての理解を深めるとともに、薬物乱用防止教室の講師として指導に当たる教員の、指導力向上を図っている
- ・こどもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切
- ・がん教育を推進するため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、児童や生徒に生活習慣や遺伝子等のがん発生に関する基本的な情報を含めたがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要
- ・がん教育は、学習指導要領に基づき、小学校では令和2年度から全面实施され、中学校で

は令和3年度から、高等学校では令和4年度からそれぞれ必修化された

- ・県では、平成29年3月に、「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領を作成し、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関（県内小中高校）に派遣している

8 食育の推進

- ・平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進
- ・依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題がある
- ・これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要
- ・食に関する価値観やライフスタイルの多様化、世帯構造の変化などにより健全な食生活を送ることが困難な場面が増えてきているといわれ、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れや肥満や過度の痩身、生活習慣病など健康上の課題も指摘されている
- ・全国学力・学習状況調査では、令和5年度千葉県の朝食を食べている児童の割合は、小学校6年生で93.7%、中学校3年生で90.2%と令和4年度に比べて小学校6年生で0.4%、中学校3年生で0.6%下回っています。また、令和5年度の全国平均と比べると小学校6年生で0.2%、中学校3年生で1.0%下回る結果となった
- ・その要因としては、就寝時間や夕食を食べる時間が遅かったり、保護者が朝食を食べていなかったりと、家庭環境が朝食欠食の要因として考えられる
- ・健康な心身を育むことや将来の食習慣を形成するためにも成長期に食育は重要
- ・食育を推進するにあたり、校内の食育推進体制を整備するとともに、学校と家庭が連携して食育を一層推進していくことが求められる
- ・学校における食に関する授業の実施状況の割合を見ると、小学校・中学校ともに担任と栄養教諭又は学校栄養職員と協力して授業を行った割合が年々増加しているが、学校によって指導に差が見られる現状がある
- ・課題として、「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」として同時に実施している「いきいきちばっ子コンテスト『遊・友スポーツランキングちば』」と「いきいきちばっ子食育推進事業「オリジナル弁当コンクール」」との連携が挙げられ、ホームページでパンフレットを掲載したり、各学校への通知に連携について説明したりするなど、参加校が増えるよう工夫していく
- ・全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深めることで、県産水産物の消費拡大・魚食普及を促進する必要がある

(関連データ)

【月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合】

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等(R5.11月)	39.9%	53.7%	46.1%	26.8%	8.2%

「教諭等」：主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師
 教諭等における全校種の平均 37.2% (前年同月：42.4%)

【月当たりの時間外在校等時間(校種別)】

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等(R5.11月)	40時間46分	54時間43分	44時間24分	35時間00分	25時間10分

教諭等における全校種の平均 41時間21分 (前年同月：43時間33分)

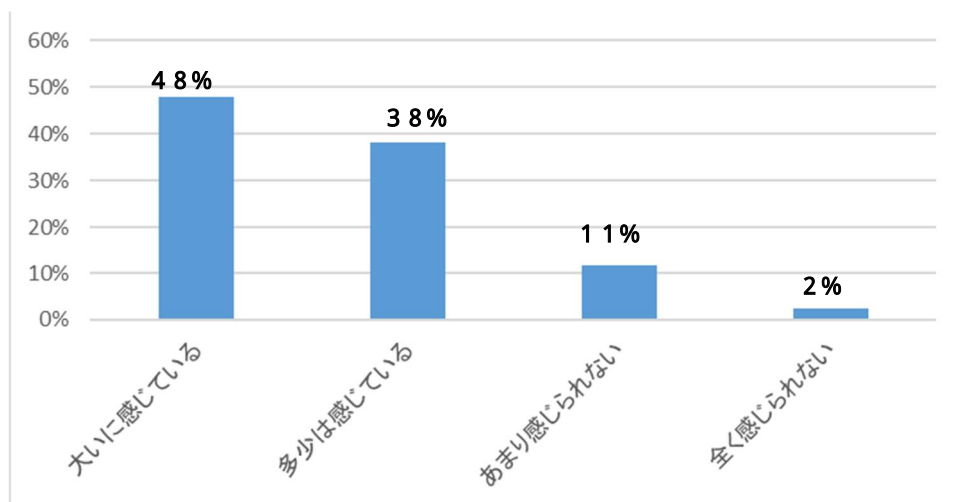
資料：千葉県教職員課「教員等の出退勤加割実態調査」(令和5年度)

【各意識調査の割合(全校種：全職種)】

調査時期	子供と向き合う時間を確保できている	勤務時間を意識して勤務できている
R5.12月	61%	76%

資料：千葉県教職員課「教職員の働き方改革に係る意識等調査」(令和5年度)

【スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担軽減を感じる割合】(配置校：全職種)

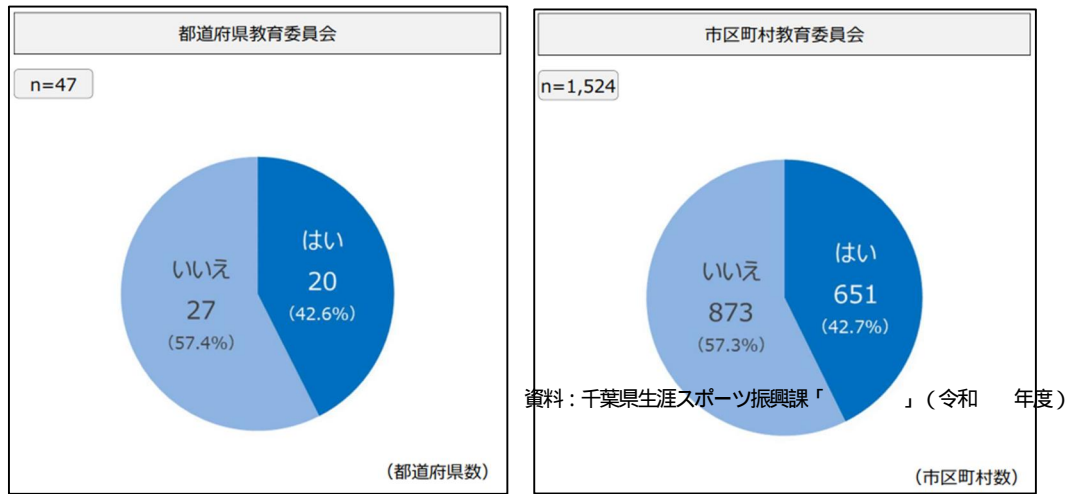


資料：千葉県教職員課「教職員の働き方改革に係る意識等調査」(令和5年度)

令和5年度配置実績

教科	配置予定数	配置実績	
		学校数	講師数(のべ)
算数	40	37	57人
理科	40	39	40人
図画工作	30	30	30人
体育	30	30	42人

【ICT支援員を配置しているか】



資料：文部科学省「ICT支援員の配置促進に関する調査研究」2021年3月

コミュニティ・スクール導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	33.1%	17.8%
全 国	52.3%	42.9%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（令和4年～6年度）

ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業

(1) 令和6年度実施団体

- ・千葉ロッテマリーンズ（野球）
- ・千葉ジェッツふなばし（バスケットボール）
- ・ジェフユナイテッド市原・千葉レディース（サッカー）
- ・バルドラール浦安フットボールサラ（フットサル）
- ・千葉ゼルバ（バレーボール）
- ・オービックシーガルズ（アメリカンフットボール）
- ・NECグリーンロケッツ東葛（ラグビーフットボール）
- ・クボタスピアーズ船橋・東京ベイ（ラグビーフットボール）
- ・富士通陸上競技部（陸上）
- ・アルティエリ千葉（バスケットボール）

(2) 参加人数

- ・令和3年度 600名
- ・令和4年度 986名
- ・令和5年度 1,201名
- ・令和6年度 現在実施中

令和5年度 遊・友スポーツランキングちば 取組状況

学校種	参加学校数（校）		申込総数（件）	
小学校	前期	31（46）	前期	576（375）
	中期	64（47）	中期	830（745）
	後期	151（104）	後期	2,725（1,856）
	通年	175（142）	通年	4,131（2,976）

（ ）内の数字は令和4年度の数値

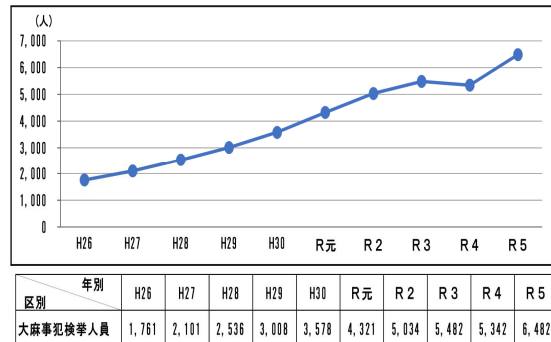
資料：千葉県保健体育課「遊・友スポーツランキングちば集計結果」（令和5年度）

「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」実施状況

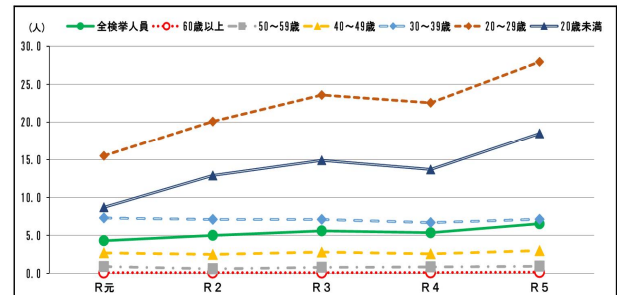
	小		中	
	学校数	学級数	学校数	学級数
平成30年度	48	413	18	153
令和元年度	46	491	16	144
令和2年度	46	492	15	144
令和3年度	31	290	11	92
令和4年度	23	200	10	80
令和5年度	23	149	13	92

資料：保健体育課

大麻事犯検挙人員の推移



人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



資料：警視庁組織犯罪対策部「令和5年における組織犯罪の情勢」（令和6年3月）

薬物乱用防止教育研修会の年度別講演テーマ

年度	講演テーマ
平成30年度	薬物乱用の現状と対策について （千葉県警察本部刑事部薬物銃器対策課）
令和元年度	薬物依存からの回復と援助 （一般社団法人千葉ダルク）

令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和3年度	薬物乱用の現状 (千葉県警察本部刑事部薬物銃器対策課)
令和4年度	薬物乱用の現状 (関東信越厚生局麻薬取締部)
令和5年度	薬物乱用防止について～OTC等の乱用を含む～ (千葉県学校薬剤師会)

資料：保健体育課作成（令和6年8月）

関連指標			令和3年	令和4年	令和5年
朝食を毎日食べていると 答えた児童生徒の割合	千葉	小学校6年生	94.6%	94.1%	93.7%
		中学校3年生	91.9%	90.8%	90.2%
	全国	小学校6年生	94.9%	94.4%	93.9%
		中学校3年生	92.8%	91.9%	91.2%

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5年度）

食に関する授業の実施状況の割合 資料：保健体育課「千葉県学校給食実施状況等調査報告」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業	担任だけで 授業	担任と栄養教諭 等TTで授業
小学校	64.2%	63.7%	63.7%	72.0%	61.6%	74.6%
中学校	52.2%	25.5%	58.3%	37.3%	50.3%	39.7%

【施策の方向と具体策】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が毅然と対応できる体制の構築を図ります。

様々な悩みを抱える児童生徒やその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用や、多様な相談機会を確保することで、こどもや家庭に対する相談支援体制を充実します。

教員の研修体制の充実により、生徒指導上の諸課題などに対応する実践力の向上を図り、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

県教育委員会は、市町村に対しICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供しています。

・非常勤講師の配置（算数・理科）

算数・理科の授業における学力向上を図るため、専科教員を非常勤として配置します。

小学校3・4年生の算数・理科の授業について、専門性を有する教員が単独、または担任教諭とともに授業を行います。

・技能教科専科指導員の配置（体育・図画工作）

専門的な指導力を備えた外部指導者を非常勤講師として配置し、体育・図画工作の授業における児童の学習意欲の向上を図ります。

小学校1～4年生の体育・図画工作の授業に、競技経験者や芸術家、専門性を有する教員が入り、担任教諭とともに授業を行います。

・県立高等学校の魅力化・特色化

各県立高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営とともに、特色ある学科・コース等の設置や適正規模・適正配置についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。

・学校における働き方改革推進プランの周知・徹底

各種会議や研修会、学校や市町村教委への訪問等様々な機会に、本プランの改定内容について周知するとともに、具体的取組の推進について指導・支援します。

年1回、プランの取組状況調査を行い、各教育委員会や学校における進捗状況を確認するとともに、さらなる取組の推進について検討します。

・スクール・サポート・スタッフ配置事業

教員業務の支援をする、スクール・サポート・スタッフを、全公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置し、教員業務の負担軽減を図ります。

配置の効果を検証するとともに、有効な活用方法を各学校に周知します。

2 改訂版生徒指導提要の周知

【検討中】

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子どもを育てる体制の構築

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

4 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

・「遊・友スポーツランキングちば」への積極的な取組の推奨

体育主任研修会等において「遊・友スポーツランキングちば」についてリーフレットを配布するなどして趣旨を周知する。

各学校からの結果の申請方法を簡易にし、できるだけ早く県のホームページで公表するようにします。

積極的に取り組んでいる学校の事例を紹介し、取り組む学校を増やしていきます。

・「遊・友スポーツランキングちば」の内容の精査

体育経営調査等で全県の取組状況を把握して、より気軽に継続的に取り組めるように実施種目やルールの精選を行います。

運動する意欲を高め、自ら運動する習慣を身に付けられるよう、運動が苦手な児童でも取り組めるようランキング形式ではない形式を取り入れることを検討します。

アンケートにより各学校からの要望を取り入れることを検討します。

・ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業

交流全般を通じて、来校した団体の競技種目の特徴やルールなどを知り、実際の競技に関連する活動プログラムを体験することで、体育・スポーツの持つ魅力を子どもたちが肌で感じられるような事業展開を目指します。

・部活動指導員配置に対する助成

中学校に市町村が部活動指導員を配置する経費に対し助成していきます。

専門性の高い地域指導者を確保していきます。

部活動指導員の活用を促進していきます。

・部活動の地域移行に向けた環境整備事業

少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保します。

学校の働き方改革推進による学校教育の質を向上させます。

持続可能なスポーツ・文化環境の一体的整備による多様な体験機会を確保します。

5 よりよく生きるための道徳教育の充実

・道徳教育推進プロジェクト事業

千葉県の道徳教育の重点的な施策や適切な教材及び指導内容の検討及び充実に関して、有識者等から意見を聴取し、千葉県で学ぶ児童生徒の道徳性を高める心の教育を

推進します。

道徳教育の一層の充実を図るために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を2年間にわたり指定し、県で作成した道徳教材の活用を含めた道徳教育全体について実践的な研究を行います。

県内すべての公立中学校及び高等学校の道徳教育推進教師を対象に、国や県で作成した道徳教材を活用した道徳の授業の在り方等について研修する機会を確保します。

特色ある道徳教育推進校として県教育委員会が指定した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の研究成果について実践事例集を作成し、広く普及します。

・教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施

千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施している。研修の内容や実施方法を毎年見直しており、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図っています。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を活用して、実際に健康づくりに取り組んだ学級及び学校（県内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の児童生徒の活動を報告していただき、審査の上、認定証を送ります。

学校全体で継続して取り組みを実践した学校は、審査後、優秀賞を授与します。

7 学校保健の推進

小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等を対象に、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用した薬物乱用防止教育研修会をオンデマンド開催します。

・少年サポート活動（薬物乱用防止教室）

少年の非行防止と健全育成のため、県内6か所の少年センターの少年補導専門員等が小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に薬物乱用教室を開催していきます。

関係団体等と連携しながら、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行っていきます。

・こどもを対象としたがん教育の推進

県及び拠点病院等を中心とした医療機関は、引き続き、市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるためのがん教育を推進します。

こどもの頃から、がんに関する正しい情報を自ら収集できるよう、「千葉県がん情報ちばがんび」による情報発信、国立がん研究センター「がん情報サービス」等の情報媒体の周知を図ります。

県は、引き続き、がん教育を実施している団体等を把握し、教育委員会と連携・情報共有することにより、外部講師の活用を促進し、がん教育の充実に努めます。

8 食育の推進

「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。

栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。

県内小・中学校の学校給食で県産水産物を提供し、魚食普及を通じた食育を推進します。

各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。

・学校における食育の推進

食に関する指導事業地区別研究協議会では、教育事務所ごとに関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修を行い、食育に関する千葉県の施策や実践について学び、学校における食育の重要性について理解を深めます。

16校の食育指導推進拠点校での授業公開では、実際に授業を参観することや研究協議会での意見交換を行うことで、各校における食に関する指導を見直すことや指導体制づくりについて学びます。

高等学校と連携した食育活動支援事業では、豊かな圃場や施設を持つ本県の農業・水産系高等学校を支援校として、県内の高等学校ごとに幼稚園、小中学校から参加校を選定し、千葉県ならではの体験を取り入れた食育活動を展開し、その成果を県下に周知し、県全体の食育活動の一層の推進を図っていきます。

高等学校における食育の推進では、県内全ての高校1年生に向けて食育リーフレットを配付し、授業の中で活用し、食育の推進を図ります。

栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を目的とした研修・講習会等の充実を図り、食に関する指導について知識を深め、実践に活かしていけるようにします。

・ライフステージに応じた適切な食生活の実践に向けた支援

市町村・関係団体・企業・飲食店等と連携し、食育の推進と食環境の整備を行います。

【現状と課題】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

- ・情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化している
- ・多様化、複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年相談員や青少年補導員などの地域ボランティア、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体など、多様な主体との連携を強化することが重要である

2 非行・犯罪防止

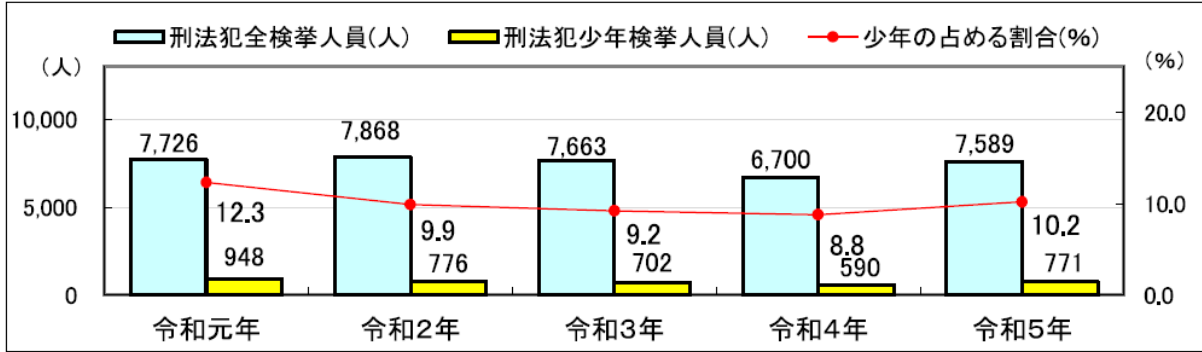
- ・本県における令和5年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、771人で、平成22年から連続して減少していたものの、令和5年は増加に転じており、再犯者数は215人で再犯者率は27.9%と高水準で推移している
- ・「電話de詐欺」等の特殊詐欺で37人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられる
- ・不良行為により補導された少年は9,647人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では15歳～17歳の年齢層で全体の約7割以上を占めている
- ・少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、市町村が委嘱する青少年補導員や警察などが委嘱する少年警察ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組の更なる強化が求められる

3 立ち直り支援

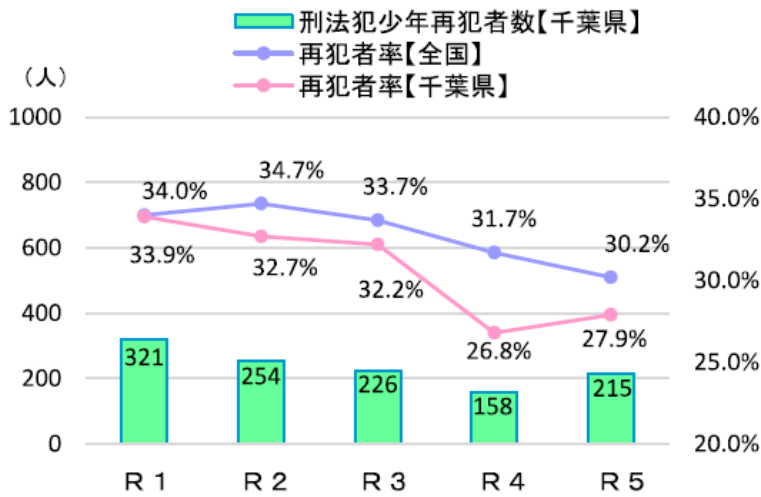
- ・犯罪や非行をした人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある
- ・事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、立ち直り支援に取り組むことが必要

(関連データ)

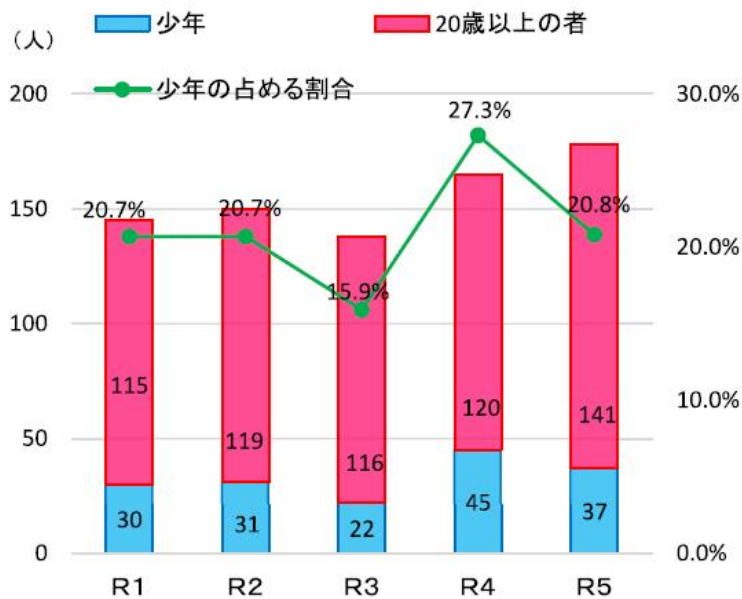
《刑法犯少年検挙人員の推移》



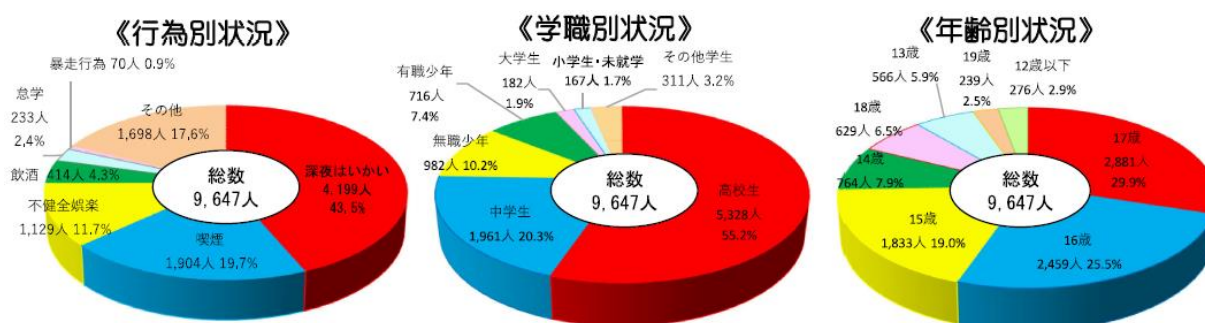
《刑法犯少年の再犯者率(全国・千葉県)》



《電話de詐欺検挙人員の推移》



《不良行為少年の補導状況》



(目標の設定)

資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」（令和6年版）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

県内の児童生徒を対象に青少年の健全育成や非行防止等を図るため、学校と警察が連携し、情報交換、情報共有を積極的に行います。

青少年相談員活動の充実を図るため、市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。

県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。

青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

2 非行・犯罪防止

青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。

青少年補導員や少年補導員等の活動の支援や担い手の育成・確保などにより、青少年の非行防止と健全育成に取り組みます。

チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。

柔道・剣道の指導などを通じた少年と警察官のふれあいの機会であるタッチヤング活動を行います。

3 立ち直り支援

非行防止や立ち直り支援、児童生徒の安全確保を目的とした協力要請があった学校を対象に、スクール・サポーターを派遣し、教職員への助言などを行います。

過去に警察が取り扱った少年の再犯を防止することなどを目的として、農業やスポーツといった様々な活動を体験させる「出前型」の支援活動を行います。

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行います。

【現状と課題】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

- ・こども・若者が生きていく上で「居場所」があることは不可欠であり、全てのこども・若者が安心して過ごせる多くの場所を持てるよう、社会全体で支えていく必要がある
- ・一方、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある
- ・国においては、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が定められ、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てが居場所となり、物理的な「場」だけでなく遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態が考えられることや、居場所と感じるかは本人が決めることであるなど、基本的な考え方が示され、自治体においても、計画的に推進していくことが求められている
- ・本県においては、これまでこども食堂や高等学校における居場所カフェへの支援、フリースクール等との連携などを実施してきている
- ・こどもの視点に立った居場所作りが求められている
- ・共働き家庭の子どもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全ての子どもにとって重要である

2 放課後児童児童対策

- ・共働き家庭の増加に伴い、子どもの安全・安心な居場所を求める声の増大など、放課後児童クラブのニーズは年々増加しており、待機児童数は依然として多い状況が続いている
- ・共働き家庭が子どもの小学校入学とともに、保育所に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が急務
- ・放課後児童クラブは保護者が安心して就労等ができるように支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所であることから、職員の人材の確保と資質の向上が欠かせない
- ・施設整備や人材の確保を推進するため、放課後児童支援員の処遇改善や研修を通して資質の向上を図るなど、量と質の両面から充実を図ることが重要
- ・地域の方々の参画を得て、子どもが学習やスポーツ、文化芸術活動に参加することのできる「放課後子供教室」の取組は、子どもの社会性、人間性を培うと同時に、地域住民とのつながりを深めることにも役立つ
- ・「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するため、国は、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)を策定し、放課後児童クラブの整備を進めてきた

- ・新プランが令和5年度末で終了を迎えるにあたり、目標に掲げていた152万人分の受け皿整備の達成や待機児童の解消が困難な状況を踏まえ、引き続き放課後児童対策の強化を図る必要があることから、令和5年度から6年度まで集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をまとめ、さらなる推進を図る必要がある

(関連データ)

放課後子供教室設置校数

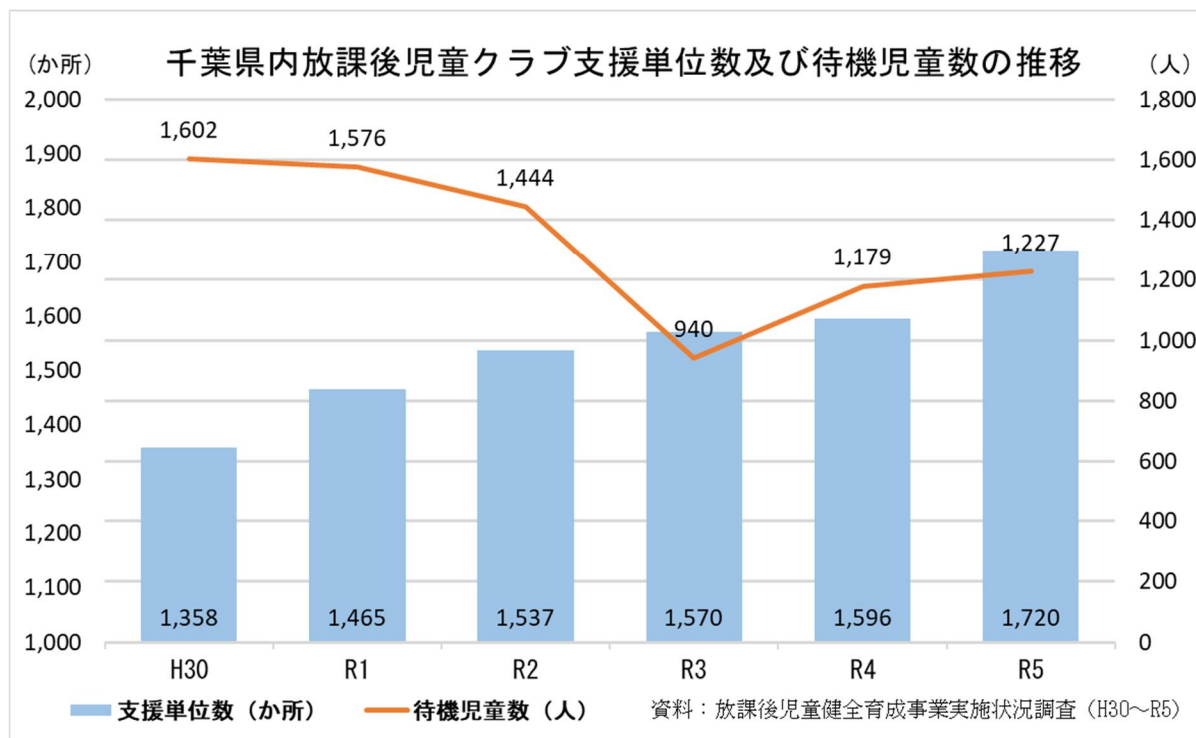
導入率(政令市除く)	R4	R3
放課後子供教室設置校	378校(39/53市町村)	364校(39/53市町村)

資料：千葉県生涯学習課「放課後子供教室実施状況」(令和3・4年度)

コミュニティ・スクール導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	33.1%	17.8%
全 国	52.3%	42.9%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(令和4年～6年度)



放課後児童クラブの利用申込み数（毎年5月1日現在）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
利用見込み数（人）	76,024					
利用可能数（人）	80,698					
放課後児童クラブ支援単位数（か所）	1,768	これから調査します				
一体的又は連携による放課後児童クラブ及び放課後子供教室（か所）	475					
放課後児童支援員（人）	5,009					

県における研修計画

（各年度）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
放課後児童支援員認定資格研修実施回数（回）（注1）	13回	これから調査します				
放課後児童支援員等資質向上研修実施回数（回）（注2）	8回					

（注1）1回あたり定員 120人程度

（注2）1回あたり定員 200人程度

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

高等学校と連携して、居場所カフェの開催に当たっての広報・周知等を行います。居場所カフェに中核地域生活支援センターの職員を派遣し、生徒と交流するとともに、必要に応じて相談支援を行います。

本事業において相談支援を行った場合は、必要に応じ、本人同意の上、高等学校の教職員と情報共有を行います。

2 放課後児童児童対策

・放課後児童クラブの設置を促進し、児童の健全育成を図ります。

待機児童を解消するため、学校内の余裕教室の活用に加えて、特別教室や学校図書館等のタイムシェアや、既存施設の空きスペースの確保、学校敷地外における放課後児童クラブの整備等を進める（市町村の具体的方策と合致させる）とともに、児童が安全・安心を確保するため、大規模クラブの規模の適正化に向けたクラブの分割について促進を図ります。

市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。

利用者のニーズに柔軟に対応するため、備品の整備や開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。

放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。

・放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。

放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し、集合形式による放課後児童支援員認定資格研修を年12回程度実施し、人材の確保と質の向上を図ります。

・放課後児童支援員等資質向上研修を実施し、資質の向上、必要な知識及び技術の修得を図ります。

放課後児童支援員、放課後児童クラブや放課後子供教室で従事する者、行政担当者等に対し、地域の実情等を勘案し、集合形式とeラーニング形式のどちらでも受講可能な研修を実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。

なお、研修については、特別な配慮を必要とする児童への対応や、いじめ・虐待への対応に関する研修は必ず実施することとし、その他市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行います。

・放課後子供教室を推進します。

- ・「放課後児童対策パッケージ」を活用し、市町村が「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室推進事業」の連携した取組を支援し、早期の待機児童の解消を図ります。

「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、「放課後児童対策パッケージ」を活用した早期の152万人分の受け皿整備の達成や、「地域学校協働活動推進委員会」を継続的に設置し、放課後対策の総合的な在り方の検討や放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した取組の支援等を行うなど、早期の待機児童の解消を図ります。

- ・放課後子供教室の推進

全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。

「新・放課後児童対策パッケージ」の推進に向けて「地域学校協働活動推進委員会」において、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して進める取組など、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

- ・家庭・地域と学校との協働により地域全体で子どもを育てる体制の構築

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

【現状と課題】

- ・ HIV 感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要がある
- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて、高等学校においては、エイズの原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導している
- ・ 県教育委員会では、児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすため、リーフレットを作成してホームページで提供し、授業での活用を呼びかけている
- ・ 学校における性教育は、学習指導要領に基づき、体育、道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて行っている
- ・ 体育や保健体育において、小学校では思春期の体の変化、中学校では生殖に関わる機能の成熟、高等学校では、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題などの科学的知識を身につけ、また、道徳において、生命の尊さ、思いやりや相互理解等についても指導している
- ・ 実施にあたっては、児童生徒の発達段階をふまえ、保護者の理解を得つつ、学校全体で共通理解を図りながら、取り組んでいる
- ・ 県教育委員会では、悉皆研修として毎年度、各学校の教職員、約1,200名を対象として性教育研修会を実施し、指導力の向上を図っている
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルスのため中止したが、令和3年度から令和5年度はオンライン開催（アストラを活用）で研修会を実施し令和6年度も、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用し、オンデマンドで動画や資料を配信
- ・ 令和4年度は千葉県産婦人科医学会からの依頼を受け「学校性教育講師派遣窓口開設のお知らせ」を通知し、活用を呼びかけ、令和6年度は、予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしんSOSちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めている

(関連データ)

性教育研修会のテーマと参加者数

年度	講演会テーマ 講師
平成30年度	「今、学校で求められる性教育」 講師 日本学校保健会 事務局顧問 並木 茂夫 氏
令和元年度	「性別で見る多様性と人権 ～見えない/見せないしんどさを抱える子どもに向き合う～」 講師 ダイビーン 代表 飯田 亮瑠 氏
令和3年度	「体、守るのは自分だよ」～産婦人科医による性教育～ 講師 聖順会 ジュノ・ヴェスタ クリニック八田 八田 真理子 院長
令和4年度	「大切なからだの話」 講師 聖順会 ジュノ・ヴェスタ クリニック八田 八田 真理子 院長
令和5年度	「性のトラブルを相談してもらえ大人になるために」 講師 行徳総合病院 婦人科 坂本 愛子 医師
令和6年度	「大人が知るべき性知識～文科省『いのちの安全教育』をどう導入すべきか～」 講師 行徳総合病院 婦人科 坂本 愛子 医師

資料：保健体育課（令和6年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。【再掲】

・「性に関する教育」普及推進事業

学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施します。

公立学校教職員を対象に、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を活用した性教育研修会をオンデマンドで開催します。

医師、健康福祉部疾病対策課職員、教員、保健体育課職員で構成される「性教育連絡協議会」を実施します。

健康福祉部児童家庭課と連携し、予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしんSOS ちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めます。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

・妊娠・出産などライフデザインの形成支援

学校教育におけるエイズ教育の推進と充実を図る事業の実施【再掲】

「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。

「世界エイズデー」の広報活動として、「夢気球」に取組の紹介をします。

文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される世界エイズデーポスターコンクールの実施について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

【現状と課題】

1 主権者教育の推進

- ・児童生徒が、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解し、有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導が必要
- ・また、自らの意見を表明する機会の確保が求められる

2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

- ・令和4年4月から実施された成年年齢引下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要がある

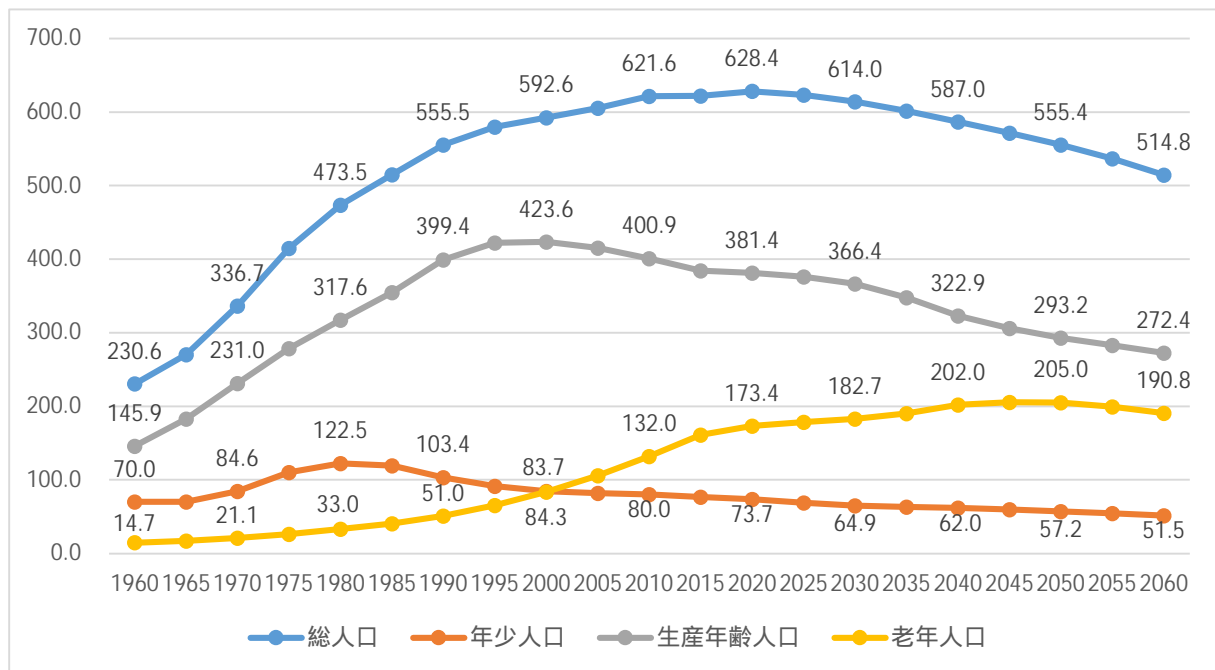
3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

- ・本県の人口は、2020年に624万8千人だったが、2021年には、本県においても、社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回り、総人口減少時代に入り、年々減少していき、2060年には514万8千人まで減少することが予測されている
- ・このような人口減少が続いている中、若い世代に人口減少問題を身近に感じてもらうことにより、自身のライフスタイルを考えるきっかけにしてもらうとともに、結婚、出産、育児等の行政・企業等に対する具体的な支援策を把握し、施策を検討する必要がある

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

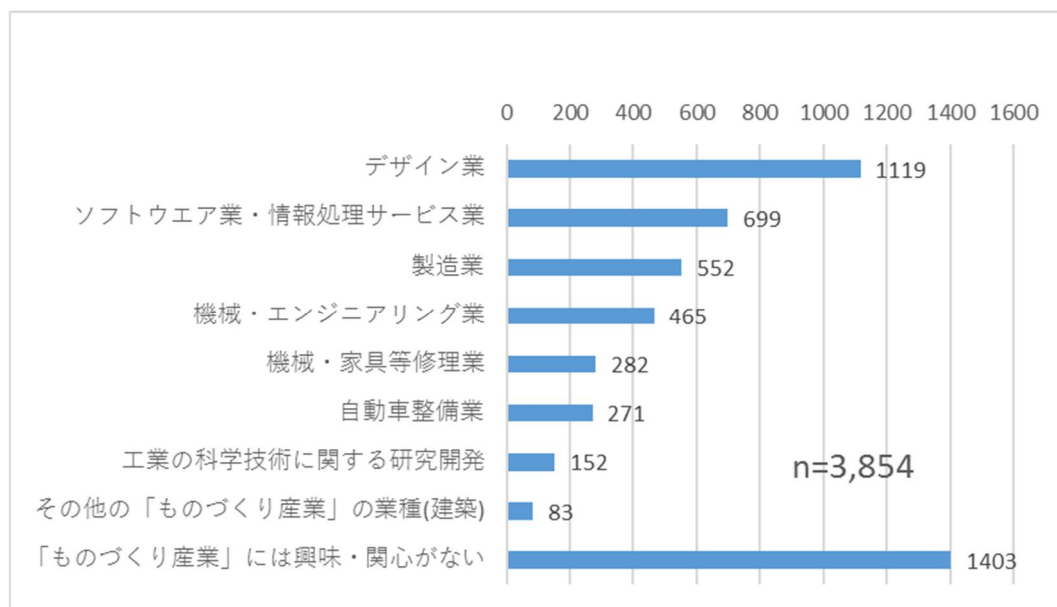
- ・アルバイトや就職活動を始める前に、労働法制度や社会保険などに関する基本的な知識を身に付け、労使間のトラブルを未然に防ぐことができるよう、教育・啓発を実施する必要がある
- ・若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施している
- ・若者のものづくり離れが進む中、ものづくりの魅力に関する情報発信を強化する必要がある
- ・農業従事者の減少・高齢化が進み、生産基盤の脆弱化が危惧されるため、新規就農者をはじめ農業を支える人材の確保が必要となっているが、新規就農者数は伸び悩んでいることから、新規就農者の確保・定着を更に促進するため地域における支援の仕組みの強化が急務
- ・本県の水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっており、特に新規就業者の確保に向けては、都市部での潜在的な就業希望者の掘り起こしや漁村への定着支援などを推進する必要がある

(関連データ)
総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：千葉県「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」における県推計

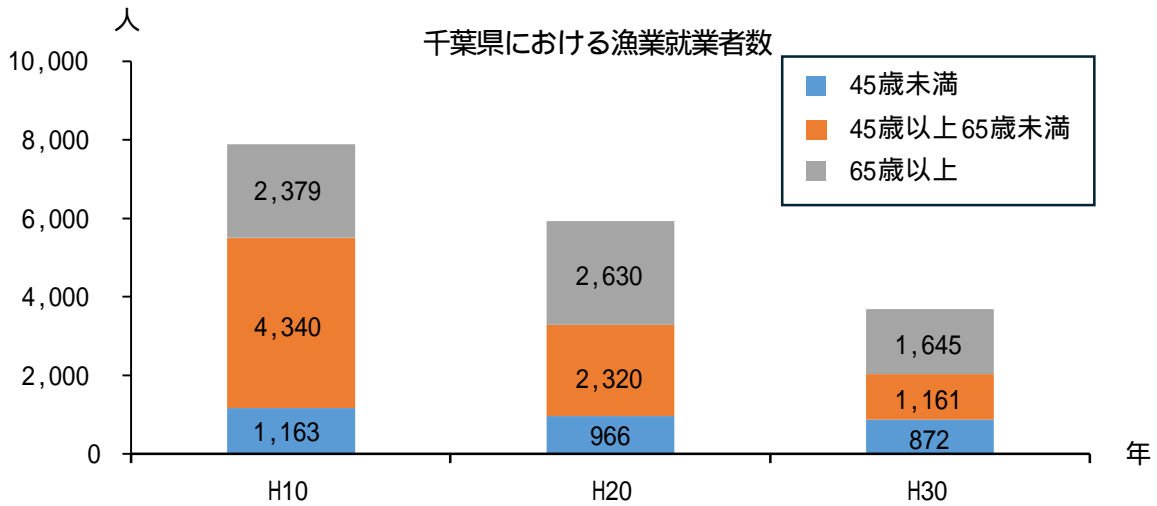
図 高校生のものづくり産業への関心



資料：千葉県産業人材課「千葉県の職業能力開発の推進に係るアンケート調査」（令和3年7月）

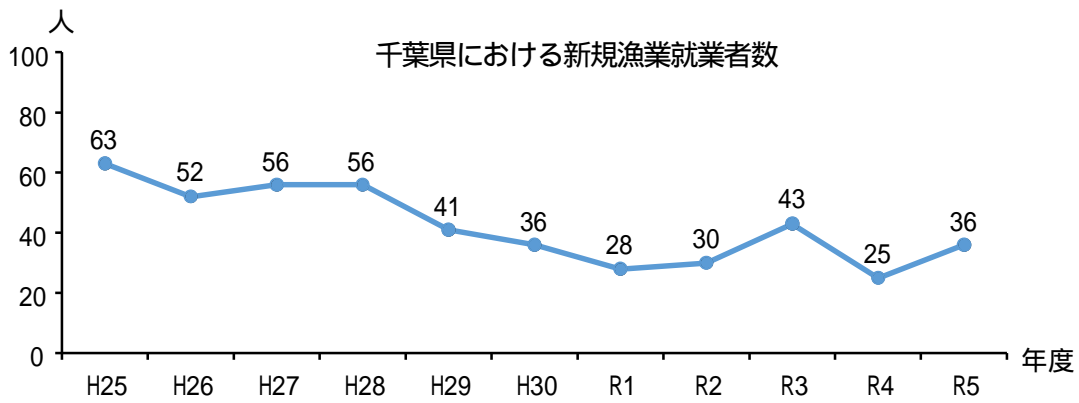
年度	R1	R2	R3	R4	R5
新規就農者数	317	314	377	340	321

資料：千葉県農林水産部担い手支援課 調べ



資料：漁業センサス「千葉県における漁業従事者数」

漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者



資料：千葉県水産課「新規漁業就業実態調査」

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 主権者教育の推進

国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行います。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施します。

中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらおう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。

実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

・成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進

消費者教育推進のための教育機関との連携の強化

教職員に対する研修及び情報提供の充実

教育現場等で活用できる消費者教育教材の充実と情報提供

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

働く上で必要な労働法等の基本的知識を身に付けることができるよう、高校生を対象にワークルールを学ぶ講座を実施します。

テクノスクールにおいて、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。

水産業に関する知識や体験を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が開催する水産教室等の開催を支援するほか、高校生を対象とした体験漁業を実施する。

子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

・農業内外からの新規就農者の確保・定着の促進

農業内外からの新規就農者の確保を進めるため、公益社団法人千葉県園芸協会や一般社団法人千葉県農業会議等の関係機関と連携し、就農相談窓口の設置や就農相談会の開催、国の就農資金の交付、地域における就農希望者向け研修等を行います。

新規参入者を確保するため、異業種就業者や二地域居住者などへのアプローチによる就農意欲の喚起を図ります。

新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催、地域の農業者との交流を促進します。

地域の関係機関や指導農業士をはじめとした農業者等が一体となって新規就農者を受入れ、育成する体制作りを進めます。

・**県立農業大学校における教育・研修の充実**

次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。

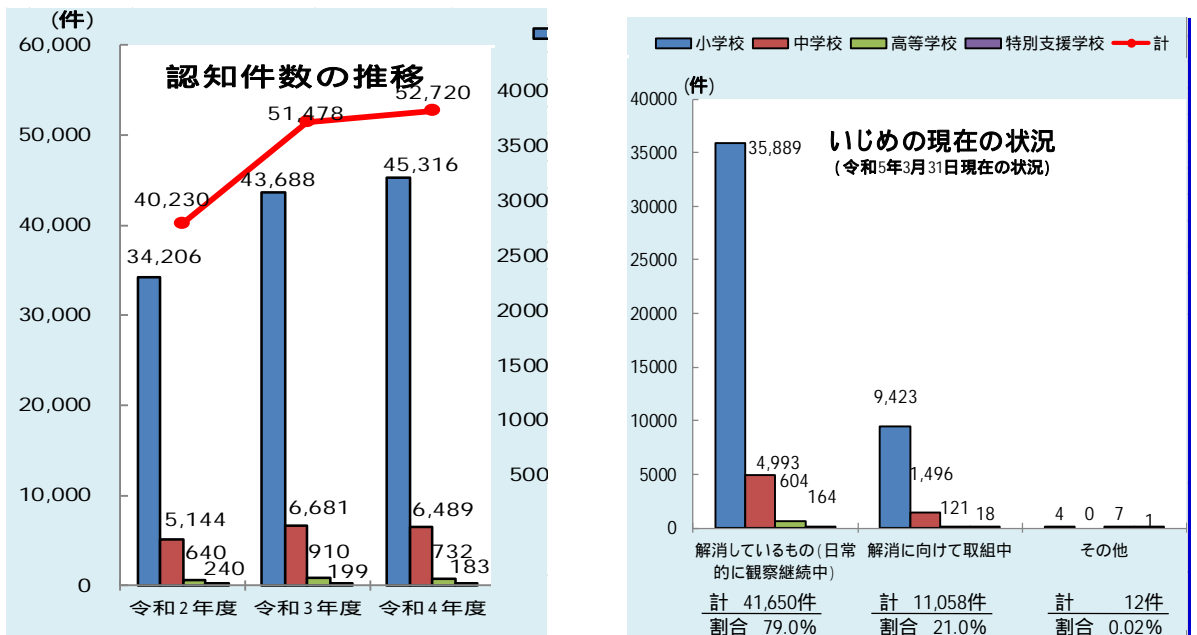
就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進めます。

- 2 - いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

- ・令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、52,720件で、前年度より1,242件増加している
- ・いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがある
- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められている

（関連データ）



資料：千葉県児童生徒安全課「問題行動調査」（令和4年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 いじめ防止対策の強化

いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にすることをはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。

指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。

いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

2 地域におけるいじめ防止対策の体制構築・連携強化

教育機関との連携を一層強化し、制度の積極的な活用を推進していきます。

学校・警察連絡制度は、千葉県内の児童生徒を対象に少年の健全育成、非行の抑止及び犯罪被害に遭わせないようにすることを目的として、平成16年から千葉県教育委員会等と協定を締結し、運用しています。

3 いじめの重大事態の収集・分析等

各学校におけるいじめ重大事態報告書を収集します。

報告書の分析をとおして、重大事態の実態把握や課題点を洗い出します。

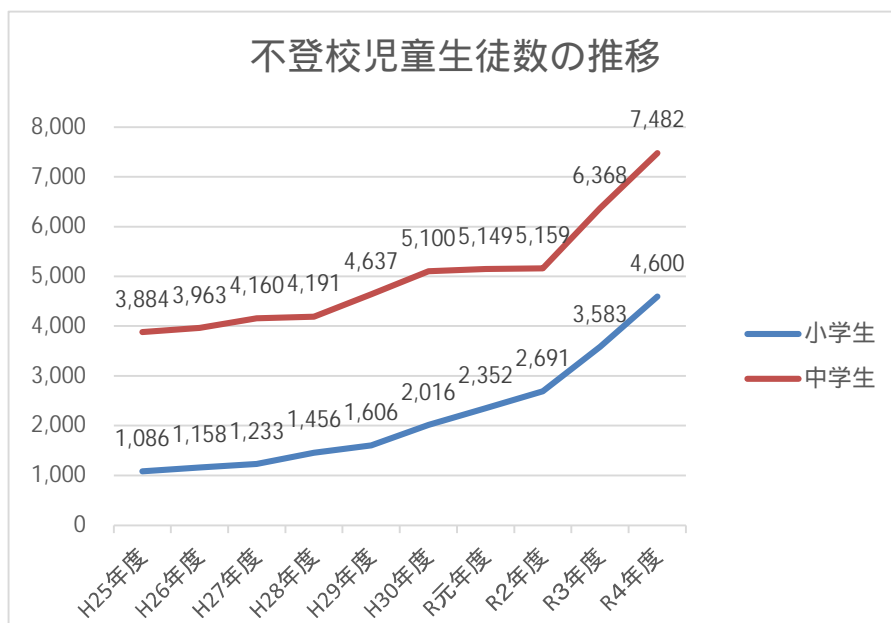
課題の内容を整理し、初期対応や同種の重大事態の再発防止に向けた方策を検討します。

各種研修において、各学校におけるいじめの認知の仕方や初期対応の重要性について周知し、指導・支援を行います。

【現状と課題】

- ・令和4年度の国の調査では、本県の公立学校の不登校児童生徒数は、小学校で4,600人、中学校で7,482人と小・中学校ともに過去最高となり、憂慮すべき状況
- ・国においては、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(いわゆる教育機会確保法)が制定され、同法の趣旨を踏まえた各種の取組が行われているところだが、全国的にも不登校児童生徒の増加傾向は続いている
- ・本県では、不登校の子供の主体性を尊重し、多様な学習機会を確保するため、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月に施行し、この条例に基づき、これら施策を総合的に推進するための基本方針を本年3月に策定し、不登校児童生徒への支援を推進することとしている
- ・不登校となる要因が複雑化・多様化する中で、児童生徒が自分に合った学びを継続できるよう、学校や家庭、県内各所の教育支援センターやフリースクール等の民間団体や様々な支援機関等が連携し、不登校児童生徒への支援の充実に取り組む必要がある

(関連データ)



○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー相談件数(延べ件数)

	令和5年度
スクールカウンセラー	154,299件
スクールソーシャルワーカー	32,861件

資料：千葉県児童生徒安全課「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー活動状況調査」

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 教育機会確保法等の趣旨や施策の周知

学校の教員等が出席する各種会議の場において、国の法令や千葉県不登校児童生徒の教育機会を確保する条例等について、その趣旨や具体的な施策等を説明するとともに、教育支援センターやフリースクール、相談機関等、不登校児童生徒の支援に関する様々な情報を1つにまとめたサポートガイドを作成し、保護者等へ配付するなど、不登校支援に関する情報を確実に届ける体制を構築します。

2 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

学校においては、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等が連携し、組織的な教育相談体制の充実を図るとともに、校内教育支援センターへの教員の加配や不登校児童生徒支援チームの派遣などをおして、さらなる支援の充実を図ります。

子どもと親のサポートセンターでは、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、オンライン教育相談を実施するなど、多様な相談機能を機能の強化を図ります。

これらの取組をより確実にするため、不登校児童生徒の支援に関わる各相談機関の間でネットワークを構築し、児童生徒への支援・指導の一層の充実を図るため、事例研究協議や研修等により、教育相談担当者や指導員の資質の向上を図ります。

また、不登校状態にある生徒に多様な学習の場を提供するため、中学生を対象としたオンライン授業配信を実施します。

3 不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析

不登校児童生徒の状況等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、市町村教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究を行います。

【現状と課題】

- ・生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされた
- ・個々の内容について、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるか、また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点から、見直しが必要と考えられるものがある
- ・学校現場をめぐる様々な状況が大きく変化中、生徒指導のニーズもこれに合わせ大きく変化していることから、これまでのような頭髪や服装の一律の規制を含めた生徒指導の在り方を見直す必要がないか、今後の方向性について具体的に検討を行う必要がある

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

校則の見直し

学校が日常的な指導として行うことと、違反した場合に、何らかの特別な指導を行うものなど、児童生徒が厳に守るべき規則として全体への周知が必要なものに分けて考えます。

頭髪や服装等、規則の内容によっては、学校内のルールであり、学校外や休日の生活まで規制するものではないなど明示することで、不要に児童生徒の行動を制限しないことも重要として見直します。

本来、児童生徒と保護者の間で、決定されるべき事柄について、学校が一律に禁止等している場合は、その判断を家庭に委ねるよう見直します。

過去に指導していたが、現在は、運用していない規則は、実態に合わせ見直します。

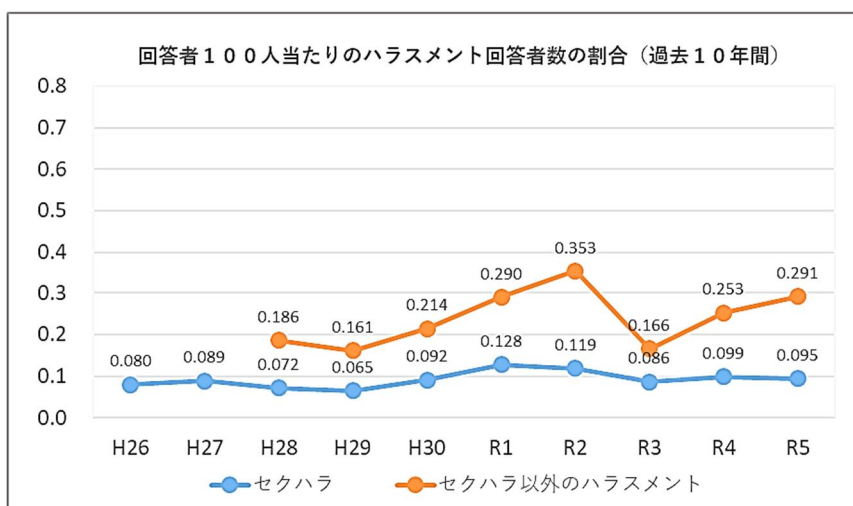
児童生徒によって異なる規則を設けている場合は、その内容が、学校の教育目的に照らして適切な内容か確認し、見直しを行います。

児童生徒それぞれの体調・健康管理に委ねるべきものに不要な規制を設けていないか確認し、見直しを行います。

【現状と課題】

- ・学校におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ、以下「セクハラ」という。）及びハラスメントに関する児童生徒及び教職員の実態並びに体罰の実態を把握するとともに、セクハラ等及び体罰を根絶し、より良い学校環境を構築することを目的に、平成16年度から、調査内容等の変更を重ねながら、実態調査を実施
- ・令和5年度は、千葉市立学校を除く公立市町村立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒468,790人に対し、アンケート調査を実施
- ・回答者425,232人中、セクハラと感じ不快であったとの回答が402人、セクハラ以外のハラスメントを受け不快であったとの回答が1,239人
- ・令和4年度と比較すると、セクハラが22人の減少、セクハラ以外のハラスメントが157人の増加
- ・セクハラ以外のハラスメントは、特に、小中学校で増加傾向にあり、社会の関心が高まったこと、児童生徒及び保護者のハラスメントに対する意識が向上していることが、その要因として考えられる
- ・学校におけるハラスメント等の根絶に向け、教職員一人一人が、その職責の重要性の自覚を高め、人格を尊重した言動及び対応を行い、子供の安全を守るための行動がとれるよう、意識改革を進めていかなければならない

（関連データ）



「セクハラ以外のハラスメント」は、平成28年度から調査を開始。

資料：千葉県教育庁教職員課「セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

・児童生徒への啓発

児童生徒を対象としたハラスメント動画の作成・提供

これまでのセクハラ等及び体罰に関する実態調査の結果を踏まえ、児童生徒が、ハラスメントに関する知識等を学ぶための動画を作成し、各学校に配付します。

高校生を対象としたハラスメントの法的知識を学ぶ機会の提供

法律の専門家の協力を得て、高校生が、今後、社会で働くにあたり、ハラスメントの被害者及び加害者にならないための法的知識を学ぶ機会を提供します。

・教職員向け研修資料の作成

心理及び法律の専門家の協力を得て、教職員に対し、安全配慮義務を考えさせたり、体罰及び不適切な指導で法的責任を問われたりするなど、事例検討形式の研修資料を作成し、各学校における不祥事根絶研修において使用することで、教職員の意識改革を図っていきます。

・各種相談窓口の周知

セクハラ等及び体罰実態調査時に、各関係機関が設置する相談窓口を、調査対象となる児童生徒及び教職員に配付しています。引き続き、相談窓口を周知し、ハラスメントの早期発見、根絶に向けた取組を行っていきます。

【現状と課題】

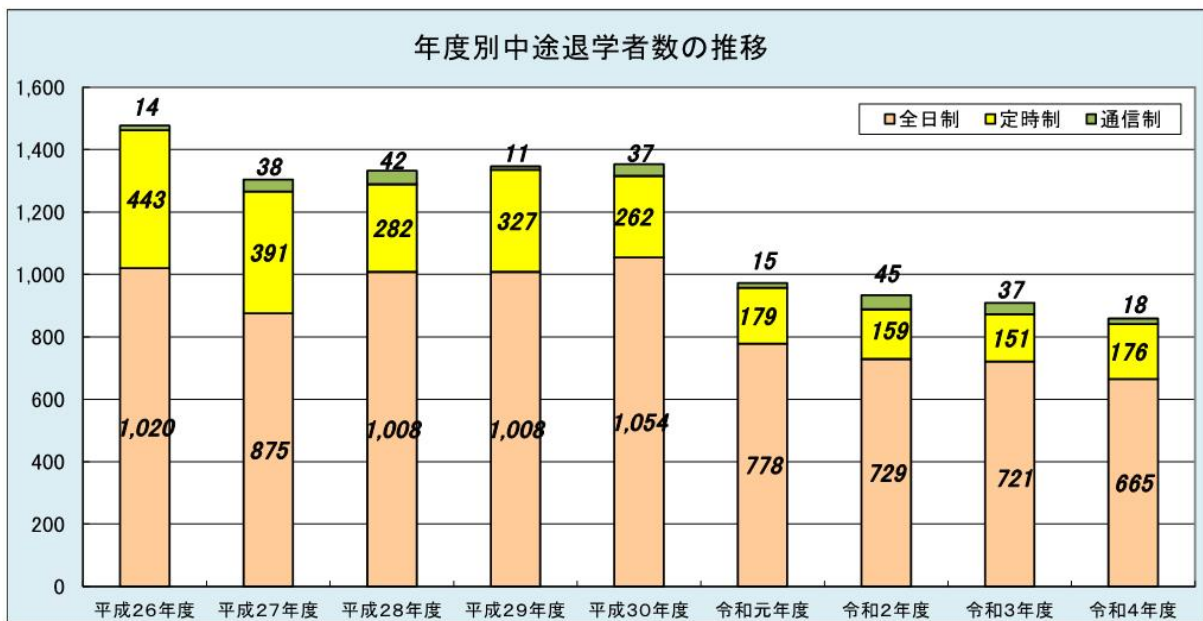
1 高校中退の予防

- ・令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は859人で減少傾向にある
- ・中途退学の理由は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められている

2 高校中退後の支援

- ・高校中退者は様々な悩みを抱えていることが多いことから、高校中退者が次のステップに歩み出せるような相談体制及び高校中退者の孤立防止、生活面の安定、将来の貧困防止などの観点から各種支援が必要

(関連データ)



資料：千葉県児童生徒安全課「問題行動調査」（令和4年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 高校中退の予防

学業不振、学校生活への不適応などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整備します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

2 高校中退後の支援

ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

支援を必要とする生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことが求められている
- ・県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、中核的公立図書館の役割を担っている
- ・ものづくりマイスターの派遣による実技指導を中心に、学生生徒を含む若者にもものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職・企業の人材確保・育成を促すため、ものづくりマイスターの認定、派遣を行った
- ・ものづくりマイスター制度の認知度向上に向けた広報が課題となっている・県立学校体育施設開放事業では、広くスポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に実施しており、スポーツ活動の場を確保する上で大きな役割を担っている
- ・本事業の運営面では、施設の管理や利用団体との日程調整等、様々な問題を抱えている
- ・指定校の教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭におき、学校という貴重な資源を地域全体で共有するという考え方を更に広めていくことが求められる

(関連データ)

- ・ものづくりマイスターの認定状況（令和5年度）
 - ものづくりマイスター認定者数 22名（認定職種17職種）
 - ものづくりマイスターDX認定者 1名（認定職種1職種）
- ・ものづくりマイスターに対する指導技法等講習の実施（令和5年度）
 - 実施回数 2回
 - 受講者数 5名
- ・ものづくりマイスターによる実技指導等の実施状況（令和5年度）
 - 企業及び業界団体 58件（延受講者数 650人日）
 - 高校以上の学校 106件（延受講者数 1801人日）
 - ものづくり体験教室等 2件（延受講者数 17人日）
 - その他 1件（延受講者数 171人日）
- ・若者に対する「ものづくりの魅力」発信（令和5年度）
 - 対象者 地域若年サポートステーション事業の支援対象者
 - 件数 18件（延受講者数 940人日）
- ・熟練技能者等による学校授業等への派遣指導（令和5年度）
 - 件数 4件
 - 参加者数 174人

調査年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県立学校体育施設開放事業登録団体数	254	267	279

県民の運動・スポーツに関するアンケート調査より（生涯スポーツ振興課実施）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 高等教育段階の修学支援

・ものづくりマイスターの開拓・支援

職種別認定状況、実技指導等の派遣ニーズを踏まえ、ものづくりマイスター候補者の開拓（掘り起こし）を行い、認定・登録を進めます。

様々な派遣ニーズに対応できるよう、認定職種数の拡大を図ると共に、派遣ニーズが高い職種については、十分なマイスターの手当てがなされるよう、重点的に開拓を進めていきます。

実技指導をより適切かつ確実に実施するためには、「指導力」や「本事業に対する理解」を確保することも重要であるため、認定されたマイスターに対し、制度の趣旨や実技指導の重要性を説明するとともに、指導技法等講習の必要性を周知し、活動する際の条件等について十分に説明を行います。また、マイスターの指導技法の習得・向上のため、訓練施設指導員等が講師となり、認定されたものづくりマイスターを対象に講習を行います。

2 高等教育の充実

・若年技能者・学生生徒の人材育成に係る相談・援助

「地域技能振興コーナー」の相談窓口において、人材育成に係る実技指導等の相談・援助、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。また、実技指導に必要な設備を確保できない企業等には、公共職業施設等からの施設・設備の借用等についてコーディネートを行うなど、各企業等の事情に応じたきめ細かい対応を心がけます。

県内の中小企業、業界団体、教育訓練機関の指導ニーズを把握するため、過去に実施したアンケート調査結果等を活用するなどし、適切にニーズを把握しながら、効果的なマッチングに努めます。

・リカレント教育推進事業

産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。

3 生涯学習社会を目指した取組の推進

県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供します。また、各開放校の課題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進し、地域スポーツの推進を図ります。

県立図書館は、子どもを含めた全ての県民が図書館サービスを利用できるよう、市町村立図書館等（図書館未設置市町村における公民館図書室などを含む）学校図書館、大学図書館等からなる図書館ネットワークを活用し、支援や連携を行います。また、課題解決支援図書館として、子ども・若者を含めた幅広い世代の課題解決支援のため、調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供、各種講座などを実施しています。さらに、デジタル技術等を利用した手続き・サービスのオンライン化や電子書籍の導入等により、居住地や時間帯を問わず利用できる非来館型サービスや、読書バリアフリーへの対応を進め、誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進します。

【現状と課題】

1 若者の自立・就労支援

- ・厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えているが、令和5年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が37.0%、新規大卒就職者は32.3%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっている
- ・令和5年「労働力調査」(総務省)によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められている・少子化の進展により若年層の労働人口が減少していること、また、若年者の失業率が全年齢層の中でも高いことなどから、職業訓練や就労支援の取組の必要性が高まっている

2 若者にとって魅力ある地域づくり

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要
- ・地域から若者が都市部に流出していることを踏まえ、どの地域に暮らす若者にとっても、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する必要がある
- ・本県の水産業は従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっています。特に新規就業者の確保に向けては、都市部での潜在的な就業希望者の掘り起こしや漁村への定着支援などを推進する必要がある

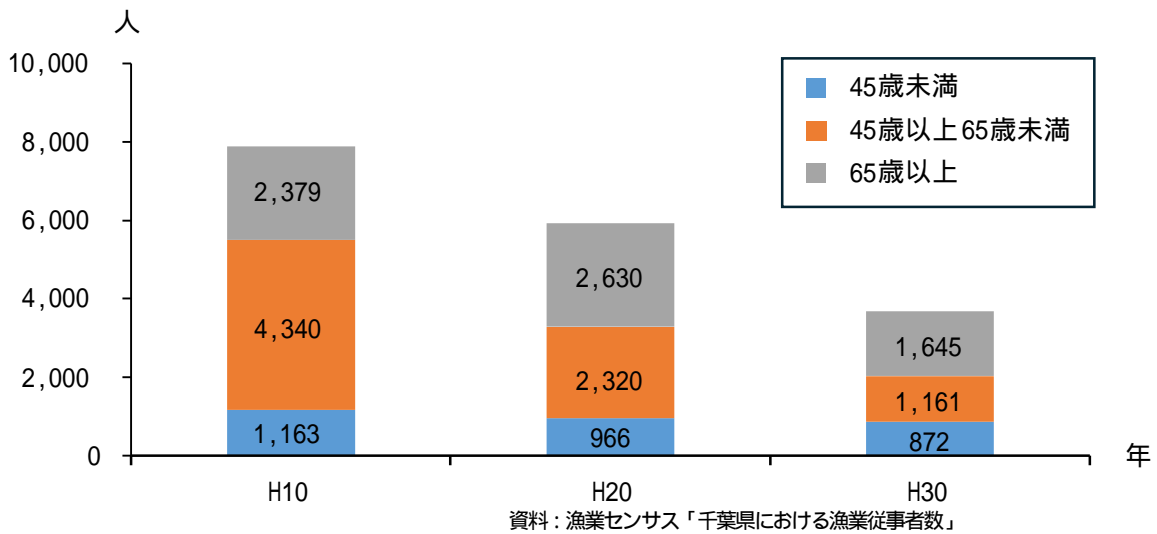
3 「賃上げ」に向けた取組

- ・若者の経済的基盤の安定を図るためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出し、持続可能な地域経済を構築していくことが重要
- ・賃上げが持続的なものとなるよう、企業において、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていく必要がある

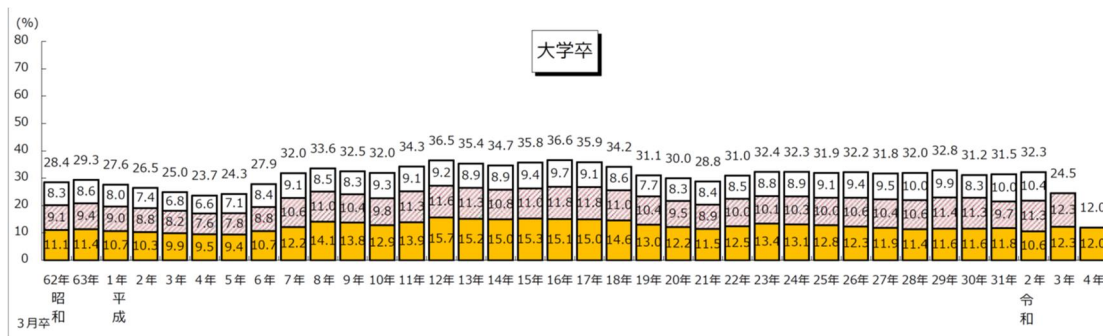
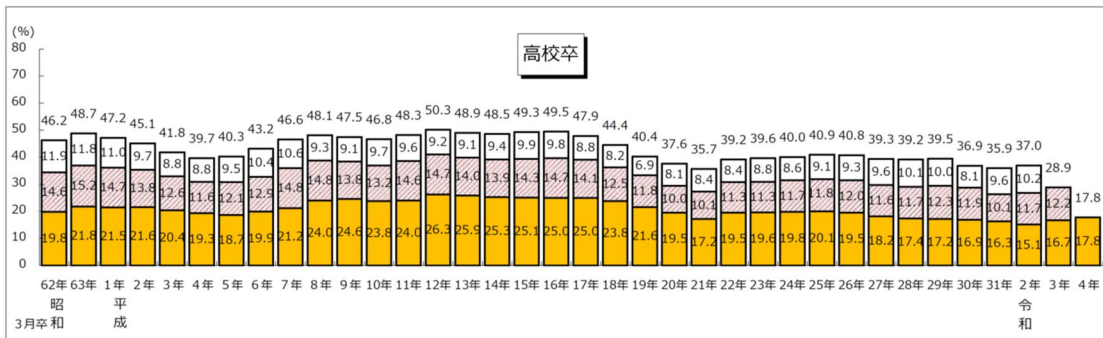
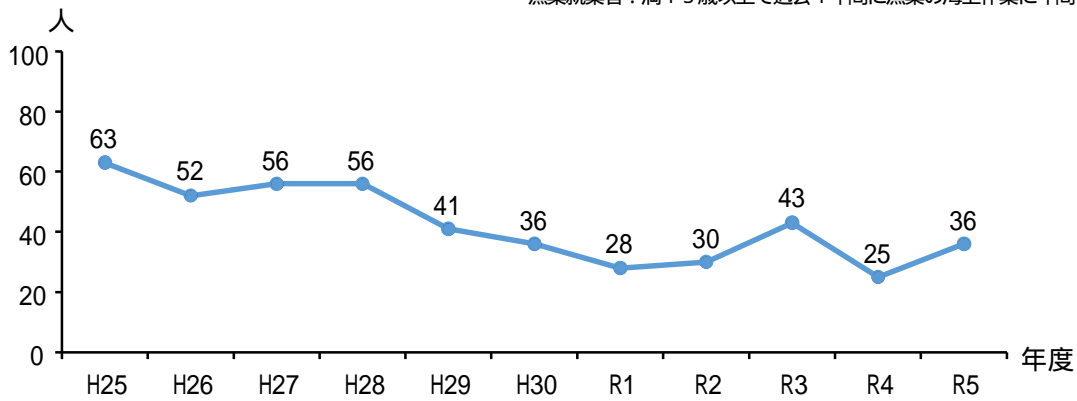
4 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

- ・テクノスクールにおいて、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施

(関連データ)

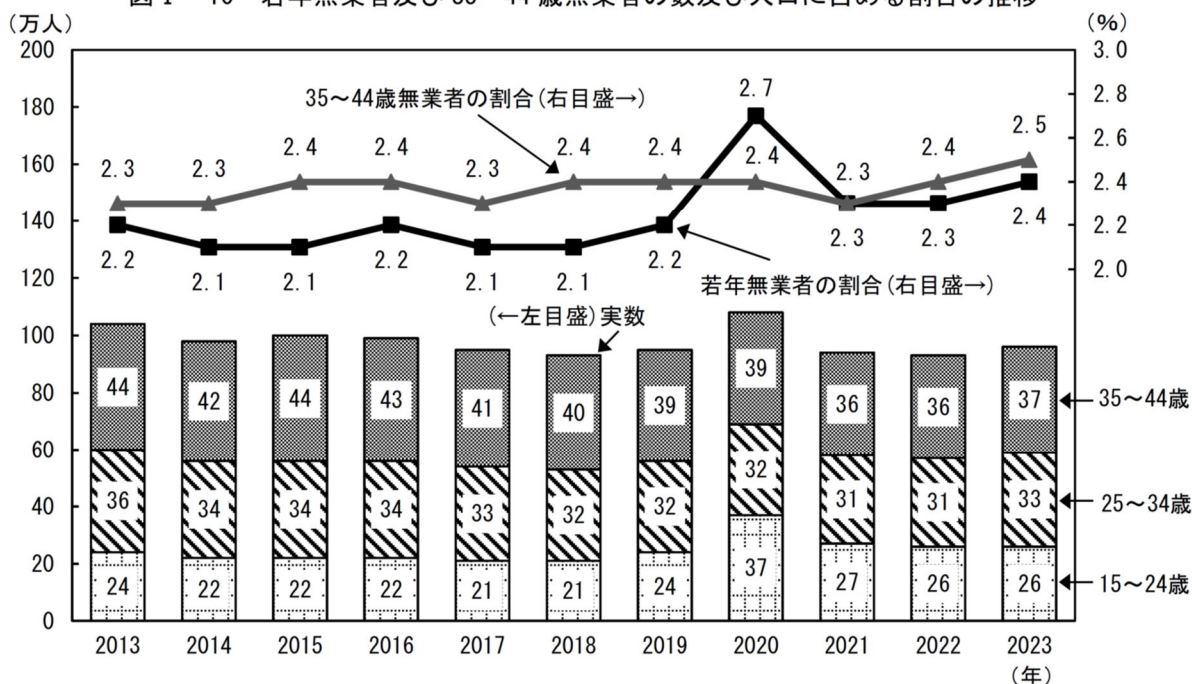


漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者



資料：厚生労働省「学歴別就職後3年以内離職率の推移」(令和5年度)

図 I - 10 若年無業者及び 35～44 歳無業者の数及び人口に占める割合の推移



注) 1. 若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。
 2. 35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（令和5年）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

1 若者の自立・就労支援

ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していくとともに、キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。また、市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。

ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

2 若者にとって魅力ある地域づくり

千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

漁業への就業を希望する若者を支援するため、漁業体験や漁業技術研修を実施します。

3 「賃上げ」に向けた取組

企業が持続的に賃金の引き上げを行うためには、生産性の向上や適切な価格転嫁などにより、賃上げの原資を確保できる環境を整備することが重要です。

このため、県では、デジタル技術の活用促進に向けた伴走支援を強化するとともに、従業員のリスクリングへの支援など、賃上げの環境整備に向けた様々な方策に取り組んでいます。

4 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

県立テクノスクールにおいて、学卒者や離職者に対し、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施します。また、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。

【現状と課題】

- ・結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代が自らの主体的な選択により望んだ場合には、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要である
- ・少子化の背景には様々な要因がある中で、出会いの機会の減少も一つの要因とされている
- ・県では、国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援してきた
- ・結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援として、各ライフステージに応じた情報を配信するウェブサイト「チーパス・スマイル」において、市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信している
- ・結婚を希望する方の出会いの場を効果的に創出するため、千葉県少子化対策協議会と連携しながら、広域的な結婚支援事業を展開することが求められている

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援します。

市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信します。

結婚希望する方の出会いの場を創出するため、市町村等と連携した広域的な結婚支援事業を展開します。

【現状と課題】

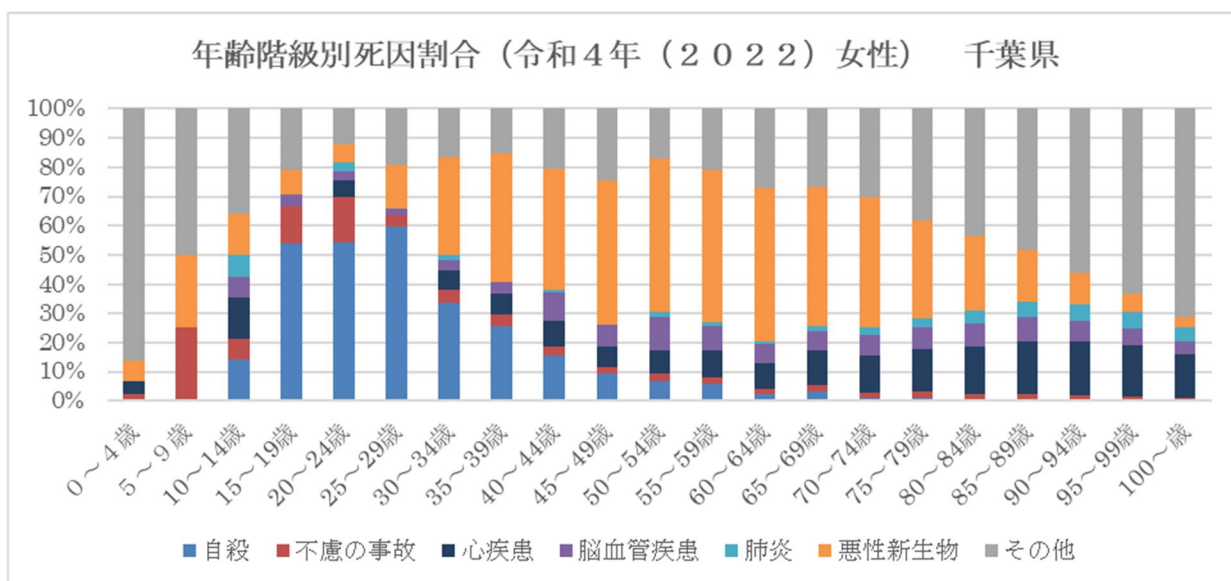
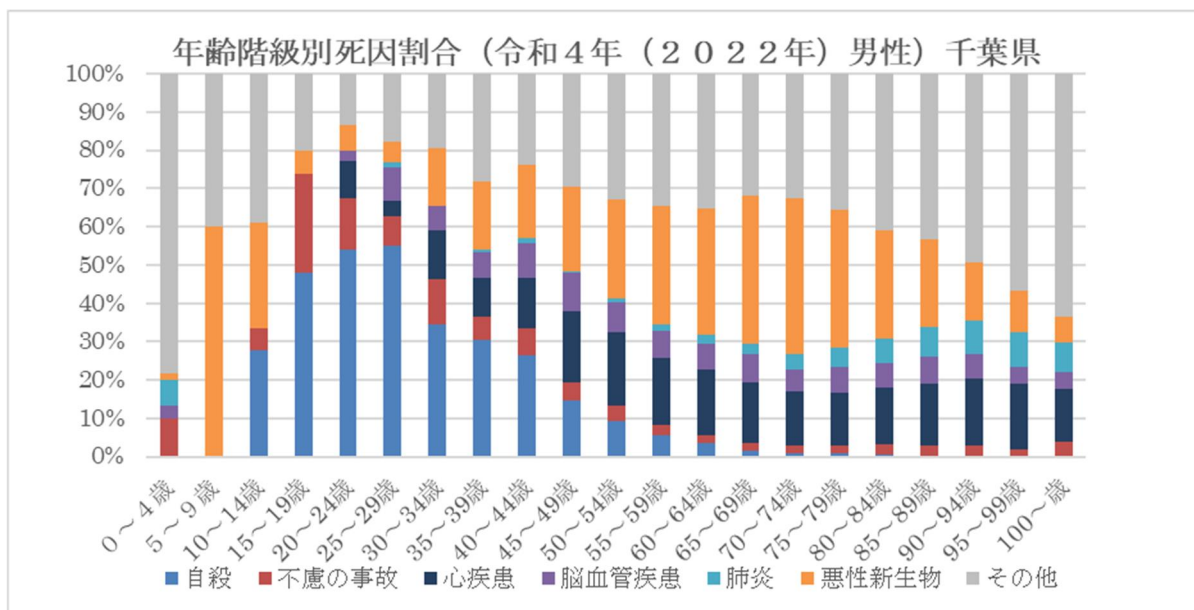
1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ・ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有することも・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要
- ・こども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められる
- ・行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要
- ・国では、ひきこもり支援について、平成21年からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市(67自治体)に設置した
- ・本県においては、「ひきこもり地域支援センター」を平成23年10月から設置し、専門の支援コーディネーターを配置し、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っており、センター及び保健所において、本人や家族からの相談に対応するとともに、支援を希望するひきこもり状態にある本人の自立を促すことで、本人及び家族等の福祉の向上を図っている
- ・国では、ひきこもり支援推進として、「より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり(相談窓口の設置と支援の充実)」が重要であると示していることから、県においても、市町村の体制整備の支援を継続する必要がある

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

- ・令和4年(2022年)の年齢別主要死因では、男性では15~44歳までの死因の第1位が自殺、女性では15~34歳までの死因の第1位が自殺となっている
- ・悩みを抱えた人は、どのような相談先があるのかを知らない場合も多く、各種相談窓口を周知することが重要

(関連データ)



資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和5年度)

(関連データ) ひきこもり状態にある人の状況

内閣府が2022年度(令和4年度)に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています(表1)

(表1) ひきこもりに関する状況等(全国)

		該当者数	有効回収数に占める割合		
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15歳～39歳対象調査	67人	0.95%	準ひきこもり	
	40歳～69歳対象調査 (参考:うち40～64歳)	64人 (30人)	1.23% (0.70%)		
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳対象調査	52人	0.74%	広義のひきこもり	
	40歳～69歳対象調査 (参考:うち40～64歳)	81人 (50人)	1.55% (1.17%)		
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳対象調査	21人	0.30%		狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考:うち40～64歳)	4人 (3人)	0.08% (0.07%)		
自室からほとんど出ない	15歳～39歳対象調査	4人	0.06%		
	40歳～69歳対象調査 (参考:うち40～64歳)	6人 (3人)	0.12% (0.07%)		

資料:内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」

【施策の方向と具体策】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有するこども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

こども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。

一人でも多くの悩みを抱えたこども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。

面接相談を効果的に実施し、こども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。

適切な支援機関等が直ちにみつからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。

・ひきこもりに関する相談の実施

ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋がります。

市町村の体制整備の支援を継続し、市町村の市町村プラットフォームと連携し、ひきこもり本人及び家族等の支援を行う体制を整備します。

・ **ひきこもりの自立支援の推進（居場所づくり及び家族会の開催）**

ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。

ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを実施します。

・ **ひきこもりに関する普及啓発**

ひきこもり状態にある本人や家族、支援者等の理解を深めるため、住民向け講演会を実施します。

・ **サポーター派遣・研修事業**

市町村が実施するひきこもりサポート事業のうち、ひきこもりサポーター派遣を行う市町村に登録し対象者に対し、ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキルアップのための養成研修を実施します。

市町村職員に対し、当該事業の充実・強化を積極的に進めるための技術や情報の提供を目的とした研修を併せて実施します。

・ **連絡協議会・ネットワークづくり事業**

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施します。

市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催します。

2 **こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知**

・ **総合的な自殺対策の推進**

全体的対策と個別支援を組み合わせ推進します。

関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。

地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。

【現状と課題】

- ・子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められている

1 多様な子育て支援サービスの充実

- ・子育て中の保護者の育児相談や、親子で交流を図るための施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要がある
- ・幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えている
- ・幼稚園の預かり保育や、育児相談をすることのできる施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要がある
- ・DV被害が20代から40代の比較的若い世代の女性に多いことから、児童虐待担当部門とDV対策担当部門が連携しながら支援する必要がある
- ・地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要がある
- ・地域連携アクティブスクールでは、中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てるとともに、きめ細かい教育相談体制により生徒の成長を支える指導の充実を図っている

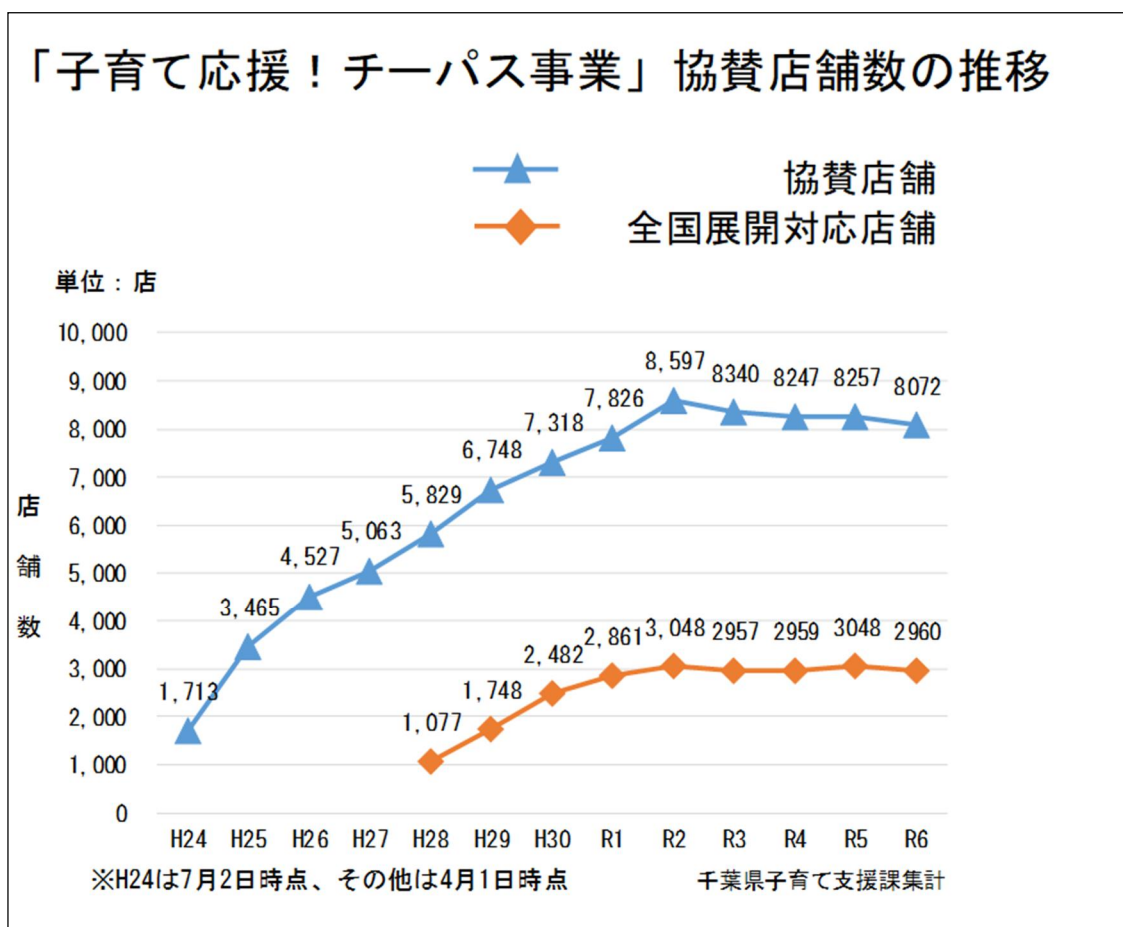
2 企業参画による子育て支援

- ・子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備するためには、地域社会や社会福祉法人、NPO法人、企業などの民間団体の力を積極的に活用し、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要であり、そのための気運の醸成を図ることが重要

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

- ・身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっている
- ・全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要がある
- ・家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められる

(関連データ)



私立幼稚園預かり保育補助実績 (千円)

区分	R 3 年度実績			R 4 年度実績			R 5 年度実績		
	園数	平均補助額	金額	園数	平均補助額	金額	園数	平均補助額	金額
預かり保育	232	-	350,074	228	-	350,276	221	-	365,758
通常分(平日)	231	1,255	289,991	227	1,253	284,466	221	1,349	298,285
休業日(土日)	14	117	1,646	13	129	1,680	12	127	1,532
休業日(長期)	197	296	58,437	199	322	64,130	197	257	65,941

子育て支援活動推進事業実績

(育児相談・カウンセリング事業、子育て講演会・講座等開催事業、子育て交流事業、園庭・園舎開放事業、地域との交流事業)

年度	申請園数	補助要望額 (千円)		決算額 (千円)
		平均	総額	
H30	201	591	118,800	128,000
R1	181	636	115,140	100,000
R2	161	596	96,090	96,090
R3	164	659	108,110	100,000
R4	195	701	136,670	100,000
R5	198	759	150,350	100,000

家庭教育支援チーム体制整備

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	62.2% (33 / 53 市町村)	47.1% (25 / 53 市町村)

資料：千葉県生涯学習課「家庭教育支援に係る各市町村の実施状況について」（令和4・5年度）
地域学校協働本部導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	69.7%	59.0%
全 国	71.7%	69.2%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（令和4年～6年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 多様な子育て支援サービスの充実

若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。

支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

家庭に向けた啓発用パンフレットを作成し、就学時健診及び1歳半健診の際に配付する他、小・中学生、高校生のいる世帯の保護者向けにも配布していきます。

・地域とともにある学校づくり

地域連携アクティブスクールにおいて、学校と地域が協働することで、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。

・延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。

・子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設等の充実を図ります。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。

子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成します。

2 企業参画による子育て支援

- ・企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）を推進します。

子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、県公式 LINE アカウントを活用した「チーパス」の運用など、利用者の利便性の向上に取り組みます。

県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

- ・地域全体で子育てを支援する意識の高揚

子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。

- ・家庭・学校・地域が連携した、家庭教育への支援

地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

- ・地域交流の場づくりの推進

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

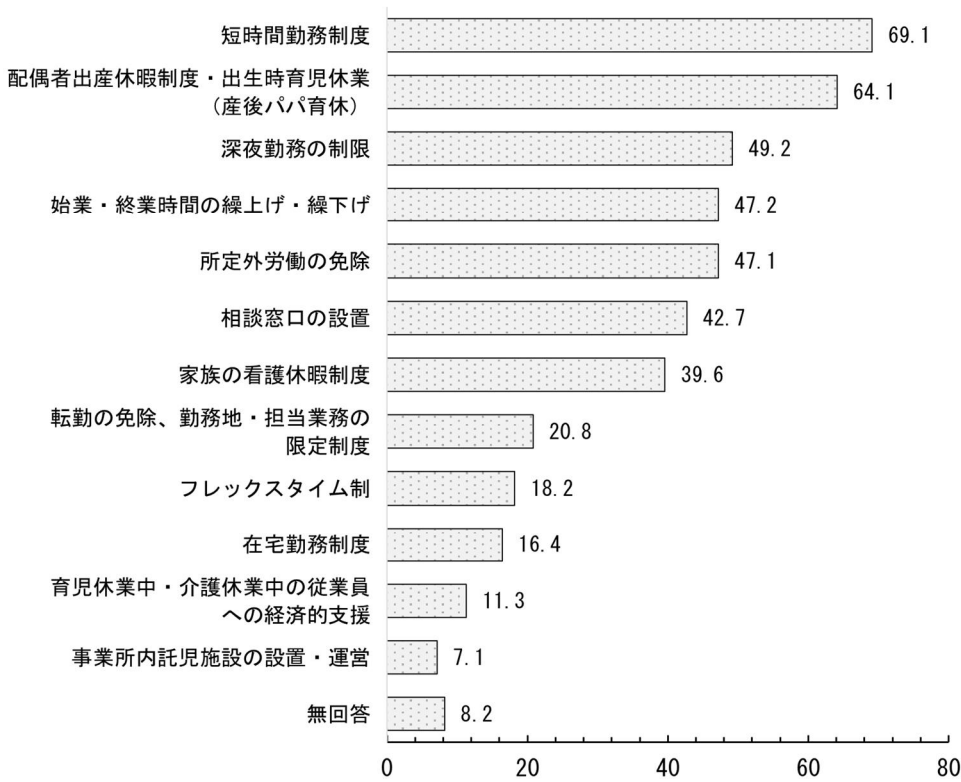
より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携して推進します。

【現状と課題】

- ・家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共育を推進する必要がある
- ・安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、働きやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切
- ・国の調査によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は令和2年から令和5年の間、ほぼ横ばい（令和5年は8.4%）であり、年次有給休暇取得率についても、令和4年度は62.1%と過去最高の数値となっている一方で、政府目標である70%とは依然乖離がある状況
- ・このような状況に対して、県内企業の働きやすい職場環境づくりの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様な柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要がある
- ・特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要がある
- ・男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進する必要がある
- ・令和元年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話や子どもの学校行事などへの参加を「主に妻が行う」と回答した方が最も多く、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っている
- ・母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、ともに責任を負う社会の構築が重要

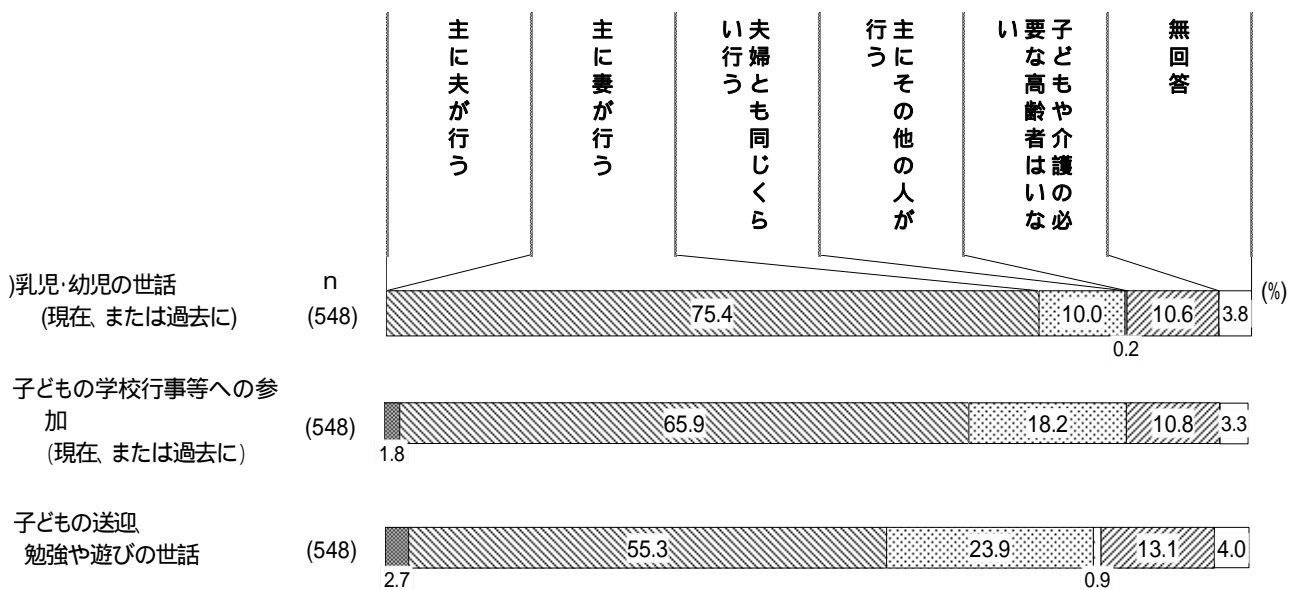
(関連データ)

育児中の社員に対する支援制度・配慮の取組



資料：千葉県商工労働部雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」（令和5年度）

家事等の役割分担【千葉県】



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

企業経営者や人事労務担当者に対し、働きやすい職場環境づくりに向けた周知啓発を行うとともに、中小企業に対して働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた助言を行います。また、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。国(千葉労働局)、市町村、企業・経営者団体等と協力体制を構築して取組を促進します。

企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓発を行います。賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを産み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進します。結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

- ・子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できるようにすることが必要
- ・子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要

1 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

- ・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始し、3歳から5歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となっている
- ・県立学校における就学援助費（医療費・学校給食費）は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して就学援助費（医療費・学校給食費）を援助（医療費については学校保健安全法により要保護準要保護を、学校給食費については学校給食法により要保護のみ援助）
- ・要保護及び準要保護者の認定は、各学校から申請された者について、千葉県要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定要項に基づき審査を行い認定しており、県立学校の要保護・準要保護児童生徒数は、例年同数程度で推移、ほぼ横ばいとなっている

2 高等教育費の負担軽減

- ・令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が開始し、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が援助又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われている
- ・看護師、保育士、保健師などを目指す学生に対して学資を貸し付けて、修学を容易にしている

3 児童手当

- ・児童手当については、令和6年10月から国のこども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代への延長、第3子以降の多子加算増額、支払月を年3回から年6回へ拡充が実施された

4 医療費等の負担軽減

- ・市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、県において助成を行っている

(関連データ)

私立学校経常費補助(一般補助)

(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	34,154,375	33,414,793	32,660,509	32,619,435	32,143,506
決算額	33,138,019	32,823,839	32,586,509	32,077,300	

施設等利用給付費県費負担金

R4 当初予算 4,370,000 千円 決算額 4,032,863 千円

R5 当初予算 3,940,000 千円 決算額 3,530,646 千円

R6 当初予算 3,680,000 千円

県立学校における要保護・準要保護児童生徒認定数(医療費・給食費)

令和2年度	要保護 43人	準要保護 13人	計 56人
令和3年度	要保護 44人	準要保護 16人	計 60人
令和4年度	要保護 37人	準要保護 22人	計 59人
令和5年度	要保護 35人	準要保護 24人	計 59人
令和6年度	要保護 30人	準要保護 19人	計 49人

資料:保健体育課(令和6年度)

要保護・準要保護児童生徒医療費援助額

事業名	R5年度		R4年度		R3年度	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額
(3)要保護・準要保護児童生徒医療費援助	300	61	300	13	300	6

資料:保健体育課(令和6年度)

千葉県保健師等修学資金制度の概要

根 拠	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和37年12月1日条例第33号) 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則(昭和37年12月1日規則第69号)
貸付対象	(一般貸付け) 看護師等学校養成所の在學生で、将来千葉県内で保健師等の業務に従事しようとする者(県外校の在學生については、県内在住者等に限る。) (地域特別貸付け) 看護師等学校養成所の在學生で、将来千葉県内の規則で定める地域において業務に従事しようとする者(県外校の在學生については、県内在住者等に限る。)
貸付金額	(一般貸付け・月額) 保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金 (国公立)16,000円 (その他)18,000円 准看護師修学資金 (国公立)7,500円 (その他)10,500円 (地域特別貸付け) 一律36,000円
免除要件	(一般貸付け) 県内で保健師等の業務に5年間従事した場合、全額免除 (地域特別貸付け) 県内の規則で定める地域(香取海匠及び山武長生夷隅)で保健師等の業務に5年間従事した場合、全額免除

千葉県保健師等修学資金貸付実績

	R3	R4	R5
貸付額(千円)	378,516	375,541	375,318
[うち新規]	[121,419]	[124,253]	[124,008]
貸付者数(人)	1,820	1,793	1,782
[うち新規]	[586]	[588]	[588]

資料：千葉県医療整備課（令和6年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

私立幼稚園や保育を必要とするこどもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。

認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。

生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を行います。

経済的な理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。

学校保健安全法に基づき、県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費を援助します。

2 高等教育費の負担軽減

高等教育の修学支援制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。

県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除します。

3 児童手当

子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

4 医療費等の負担軽減

市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。

医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

【現状と課題】

1 ひとり親が抱える様々な課題への支援

・ひとり親家庭への経済的支援

- ・ひとり親家庭は経済的に困窮している世帯が多く44.5%の世帯が貧困状態にある
- ・仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間が持てないことも看過できない
- ・小さな子を持つ世帯の多くは、子育ての負担が大きいことから、短時間就労や自宅に近いことなど就労が制限されることがあり、パート・アルバイトなど不安定な雇用形態とならざるを得ない場合も多くある
- ・生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当等の給付金や、自治体ごとの公共料金などの減免制度確実に受けられるよう、様々な機会を活用し、制度の周知を図る必要がある
- ・ひとり親家庭は、経済的な余裕のない世帯が多いことから、こどもの進学や転居など一時的に多額の費用が必要な際に、低利で利用できる貸付を行う必要があるため、母子父子寡婦福祉資金制度について、制度の周知を図るとともに、適正な利用を促す必要がある
- ・ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、県内市町村が行っているひとり親家庭等への医療費等助成制度に対して補助を行っている

・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- ・少子高齢化や核家族化など社会情勢が変化中、世帯や個人が抱える福祉ニーズは複雑化・複合化しており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現が求められている
- ・ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間や、病気に罹患したときなどにこどもを預かってもらう支援が必要
- ・子育てに追われているひとり親は、自身のワークライフバランスを考える余裕がないことと併せ、地域とのつながりが希薄になり孤立してしまいがちなことから、心身の負担を軽減する支援が必要
- ・ひとり親家庭は世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合がある
- ・こうした要因により経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭への公営住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要がある

・ひとり親家庭の就労支援

- ・ひとり親家庭の中で、約9割がすでに就業しているが、特に働いている母子家庭の母については、約半数がパート・アルバイト等の不安定な雇用形態で働いている
- ・こどもが成長するにつれ、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得られることが重要となっている
- ・ひとり親家庭が経済的に自立しこどものライフステージの変化に合わせた就労ができるよ

う、個々の事情に応じた就労支援体制を整備する必要がある

- ・ **ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援**
- ・ ひとり親家庭は経済的に困窮している場合が多く、こうしたひとり親家庭の子は家庭の経済状況を理由に、学校以外の教育機会に乏しいことや、希望する進路を諦めてしまう場合がある
- ・ こどもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等のこどもに届く学習支援が必要
- ・ ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取り組みを推進していく必要がある

2 ひとり親家庭に対する相談支援の強化

- ・ ひとり親家庭に対する支援においては、こどもの成長や親の高齢化など、生活環境の変化に応じて適切な支援を実施する必要がある
- ・ ひとり親家庭では、生計の維持や子育てに追われるため、支援情報の収集や支援手続きの実施に十分な余裕がない場合が多く見受けられる
- ・ このため、母子・父子自立支援員が中心となり、民生委員・児童委員・主任児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要がある

3 親子交流の促進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

- ・ **養育費確保支援**
- ・ 養育費は、離婚後の夫婦において、親の未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担する者であり、法律によって支払う義務がある
- ・ この支払い義務は生活保持義務といわれ、こどもに、自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務とされている
- ・ 養育費は離婚前に必ず取決めを行い、また、確実に支払うべきものだが、離婚前に養育費の取決めを行う者や、当初の取決め通りに養育費の支払いを行う者は少なく、ひとり親が経済的困窮に陥りがちな要因の一つとなっている
- ・ 離婚調停時に養育費の取決めを行わなかった者や、取決めどおりに貰えていない者について、相談支援が必要
- ・ **親子交流支援**
- ・ 両親の離婚は、こどもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがある
- ・ こどもがいきいきと生活し、身体的にも精神的にも健やかに成長し、社会で活躍し、幸せな家庭を築いていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要
- ・ 複雑な事情を抱えるこどもへの配慮と併せ、こどもの気持ちを最大限に尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要

・ **養育費や親子交流に関する周知・広報**

- ・ 親は子を扶養する義務があることに加え、民法第766条では親子交流や養育に係る費用を分担する際に、こどもの利益を最も考慮しなければならないと規定している
- ・ 実際には、離婚した当事者同士が合意形成する際、親子交流の実施や親権の確保等で衝突することにより、養育費を不請求とする合意や非常に低額での合意に結び付いてしまうなど、養育費の支払い自体が離婚を合意する際の取引材料となっている場合がある
- ・ こうした合意形成のプロセスは親から扶養を受けるのは子の権利であるという視点を欠如させる要因となってしまうため、経済的問題を解決するという側面と併せ、こどもの権利を確保していくためにも、正しい養育費の確保に関する知識を普及・啓発していく必要がある

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

————— **【施策の方向と具体策】** —————

1 **ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援**

ひとり親になったことによる世帯収入の減少や、こどもの進学等によって発生する一時的な費用について支援します。・児童扶養手当等の給付金や、公共料金等の減免制度等の確実な周知に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を実施します。

ひとり親家庭が就学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。

ひとり親家庭の自立を促進するべく、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスやひとり親家庭個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラム策定など、きめ細やかな支援に取り組みます。また、看護師等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とします。そのほか、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援する自立支援教育訓練給付金の支給割合の拡充や、ひとり親に対する就労支援に係る事業の対象要件を見直し、自立のタイミングまで支援を行います。

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や低所得世帯のこどもに対し、児童館・公民館・民家等において、学習支援を行うことにより、ひとり親家庭や低所得世帯のこどもの生活の向上を図ります。また、受験料、模試費用の補助を行うことでひとり親家庭や低所得世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。

2 ひとり親家庭に対する相談支援の強化

ひとり親家庭が抱えている問題を的確にとらえ、必要な支援機関につなげられるよう、相談・支援に携わる人材を対象に、各支援施策に関する研修会を行い、人材育成に重点を置き、より専門性の高い相談支援体制の整備を図ります。

福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、個人や世帯が抱える福祉ニーズに対応した包括的な相談支援を行います。

3 親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進

離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて周知することや、公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親がこどもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。